

40842

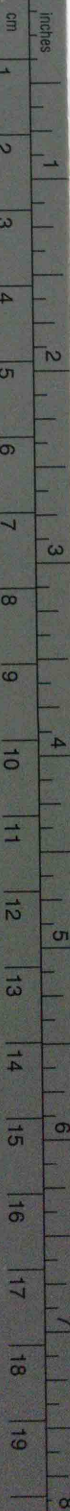
教科書文庫

4
370
51-1914
20000 34753

# Kodak Gray Scale

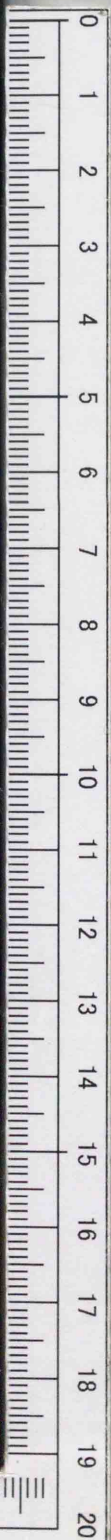
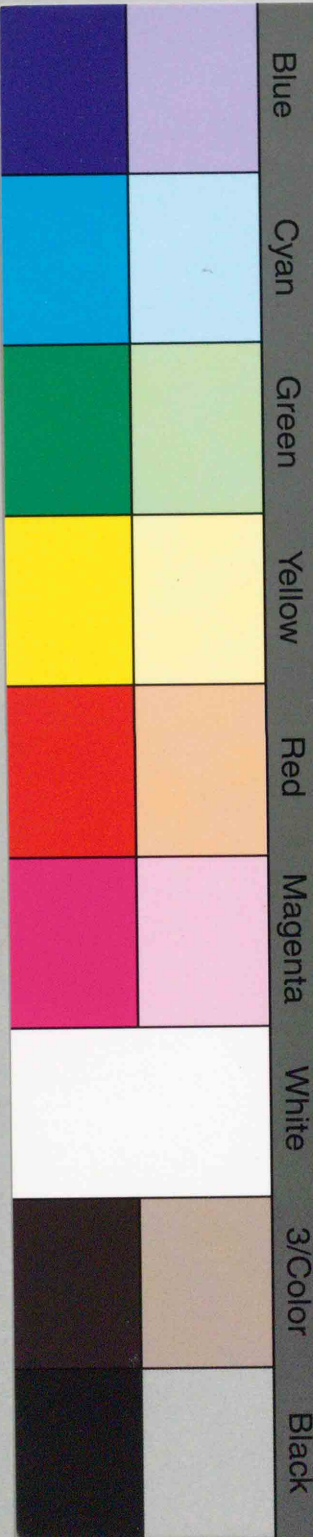


A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

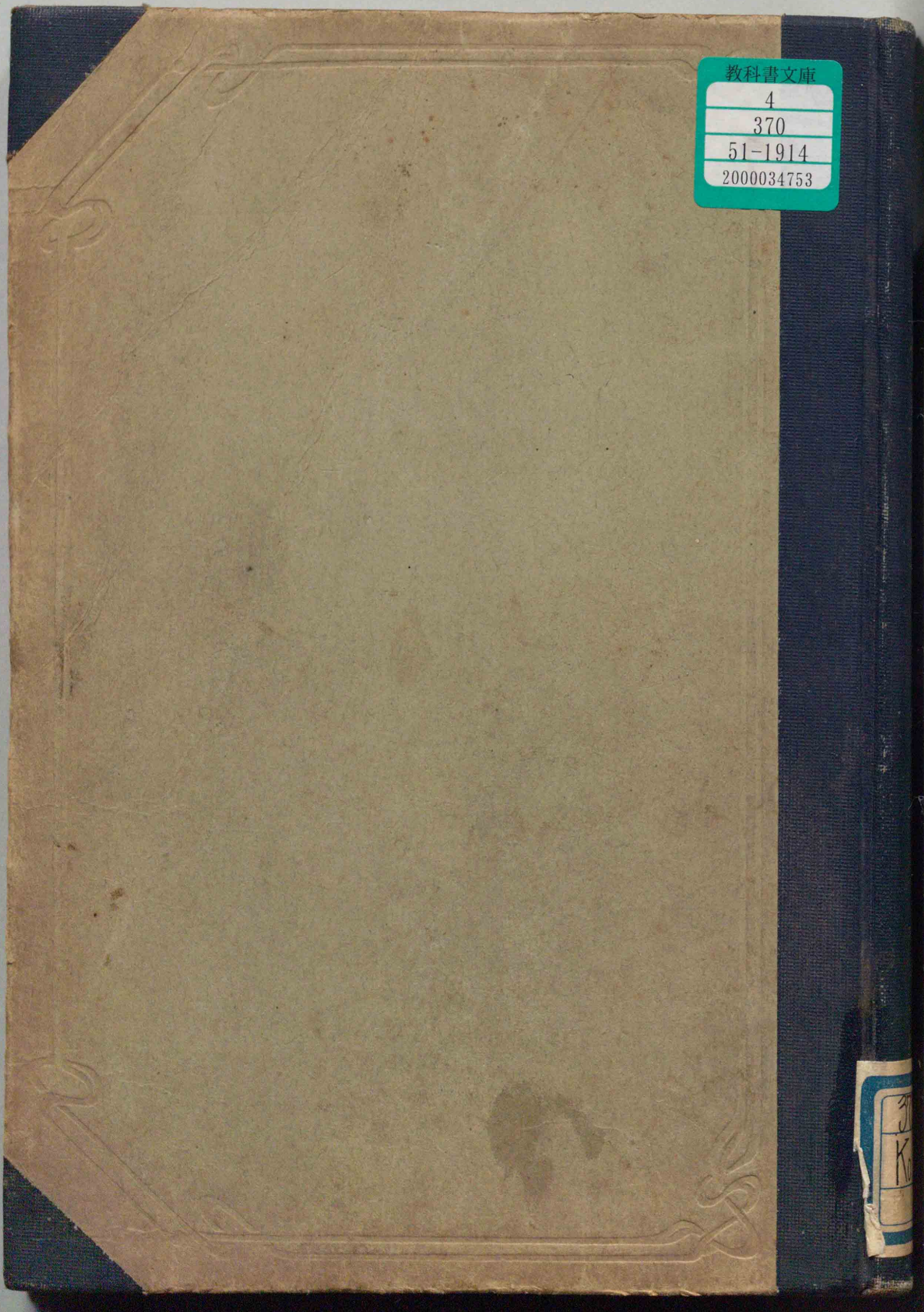


# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



教科書文庫  
4  
370  
51-1914  
2000034753





資 料 室

教科書文庫  
4  
370  
51-1914  
2000034753

3759  
K09



大正三年一月廿六日  
文部省檢定  
師範學校教育教科書

小泉又一編

修正  
近世教育史

大日本圖書株式會社發兌

広島大学図書

2000034753



大日本圖書株式會社發兌  
修正近世教育史  
小泉又一編



廣島大學圖書印



修正につきて

本書改訂以來、また茲に數年を経過し、教則の改正と學術の進歩とは、更に之が修正を必要とするに至れり。然るに原編者は、今猶自ら其の業に従ふこと能はざる事情に在るを以つて、本編輯所は、已むを得ず之れに代りて修正に任ずることゝなれり。果してよく現時の需要に應ずるを得て、又原編者の意にも背くなきを得たりや否、修正の業終るに臨みて、其の由來を説くこと此の如し。

大正二年十月

大日本圖書株式會社編輯所識す

修正につきて



凡例

一、教育教科書は余が師範學校に於いて教授したる經驗を經とし、歐米諸國を視察して新に得たる研究を緯とし、師範學校に教授すべき教育科の全部に亙りて統一ある教科書となさんが爲に編纂せるものなり。

一、本書は教育學と相待ちて我が國現時の教育の實際を歴史的に理解せしめんことを目的として編纂せり。固より教育學の中には其の諸問題に關する諸家の學說とその變遷とを擧げざるが故に、本書によりて之れを補はざるべからず。

一、本書は教育教科書中の諸卷と聯絡すべきものなれども、又之れを單獨に用ふとも不都合なからんことを期せり。

一、本書は近世教育の變遷發達を明かにするを目的とせるが故に、序



論及び附説の如きは必ずしも教授するの要なし。

一、本書は教育の思想及び制度の變遷發達の大要を系統的に論述するを主とし、教育者の傳記及び其の學説を客としたり。

一、本書の挿畫中、惺窩・羅山の肖像は東京帝國大學史料編纂掛所藏のものを縮寫し、他の内外人の肖像及び我が國に係るものは東京教育博物館所藏のものに依據し、外國に係るものは「ライケ」氏の書より引用せり。

一、本書載するところの外國地名及び人名の稱へ方及び書き方は文部省外國地名及び人名の稱へ方及び書き方取調委員の復命書に據る

一、本書の編纂に方つて參考したる書籍は教育學の凡例に擧ぐる所のものゝ外猶其の主なるもの左の如し。

SCHMIDT, R. Geschichte der pädagogik.

WILMANN, O. Didaktik.

PAULSEN, F. Geschichte des Gelehrten Unterrichts.

REICKE, E. Der Lehrer in der Deutschen Vergangenheit.

明治四十年十二月一日

小泉又一識す



目次

緒論……………一

第一章 教育史の性質……………一

第二章 教育史の必要……………三

第一編 近世本邦教育の概要……………六

第一章 本邦近世以前の教育……………六

第一節 王朝時代以前の教育……………六

第二節 王朝時代の教育……………一

第三節 鎌倉室町時代の教育……………一四

第二章 近世本邦の教育……………一八

第一節 徳川氏祖宗の學事獎勵……………一八

第二節 支那宋明の思想の影響……………二〇



第三節 當代の主なる教育家……………二五

一 中江藤樹……………二六

二 伊藤仁齋……………二八

三 貝原益軒……………三〇

第四節 幕府及び諸藩の學校……………三七

第五節 漢學塾……………四三

第六節 寺子屋……………四四

第七節 女子の教育……………四八

第八節 心學……………四九

第九節 報徳教……………五〇

第二編 近世歐米教育の概要……………五一

第一章 歐洲古代及び中世期の教育……………五一

第一節 希臘の教育……………五一

第二節 羅馬の教育……………五三

第三節 歐洲中世期の教育……………五六

第二章 近世歐米の教育……………六〇

第一節 文藝の復興……………六〇

第二節 宗教改革との關係……………六四

第三節 學問教育の勃興……………六九

第四節 エスイタ派の學校……………七一

第五節 第十六七世紀に於ける教育學術の發達及び當代の主なる教育家……………七五

一 コメニウス……………七六

二 ロック……………八八

第六節 第十八世紀に於ける教育及び教育學術の發達並に當代の主なる教育家……………九四



第三編 歐米現時の學制及び教育の趨勢

一	フランケ	九八
二	ルソー	一〇三
三	バゼドウ	一一〇
四	カント	一一五
第七節	第十九世紀の教育及び教育學術の發達並に當代の主なる教育家	一一九
一	ベスタロッチ	一二六
二	チーステルウエッロ	一三九
三	フレイベル	一四四
四	ヘルバルト	一五〇
五	シユライエルマッヘル	一六〇
六	スベンサー	一六五
	歐米現時の學制及び教育の趨勢	一七二

第一章	概説	一七二
第二章	獨國	一七五
第一節	學制	一七五
第二節	教育の趨勢	一八三
第三章	佛國	一九一
第一節	學制	一九一
第二節	教育の趨勢	一九九
第四章	英國	二〇一
第一節	學制	二〇一
第二節	教育の趨勢	二〇七
第五章	米國	二〇九
第一節	學制	二〇九
第二節	教育の趨勢	二二二



第四編 本邦維新以後の教育

第一章 教育制度の發達……………二二八

  第一節 學制の頒布……………二一九

  第二節 教育令の發布……………二二七

  第三節 學校令の制定……………二三〇

第二章 教育學風の變遷……………二三九

(目次終)



修正 近世教育史

小泉又一編

緒論

第一章 教育史の性質

現行はるる教育の理論及び實際は一朝一夕に成れるものにあらずして、數千年間進歩發達せる結果なり。この進歩發達の次第を叙し、如何にして教育が現時の狀況に達したるかを明かにするは、即ち教育史の任務とする所なり。

一 教育史は教育理論の變遷を考究す。古來有名なる學者

教育理論の變遷



教育實際の變遷

教育家は教育に關する種々の學說を唱道せり。教育史は此れらの學說を擧げ、その相互の關係を明かにし、兼ねて教育理論の變遷が哲學・倫理・心理・宗教等に關する思想の變遷と如何に相關聯せるかを明かにす。

二、教育史は**教育實際の變遷**を攷究す。教授の材料・教授法及び兒童訓練の實際は漸次改良せられて、以つて現時の狀態に達せり。教育史は此の實際の變遷を叙し、兼ねてこれが教育理論の發達と如何に相關聯せるかを明かにす。

三、教育史は**教育制度の變遷**を攷究す。教育制度は家庭の狀態・國民の慣習・國家の法律及び學術技藝の發達などと密接なる關係を有するものにして、從ひて國により時代によりて其の趣を異にするものなり。教育史は此れら要素の相互の關係を究め、教育制度の發達を明かにす。

教育制度の變遷

教育者の活動

四、教育史は**教育者の活動**を攷究す。古來幾多の俊傑出で、一生を犠牲にして教育事業に盡瘁せり。教育史は此れらの人々の傳を記し、以つて教育者の模範を示す。教育史は以上の四事項を統合し、以つて當時の教育全般の狀況を明かにするものなり。

第二章 教育史の必要

教育研究上の必要

前章に述べたる如く、現今の教育は過去數千年間に發達せる結果なれば、現今教育の諸事項を研究せんには、まづ教育史に通ぜざるべからず。今日諸種の科學に於いて**歴史的研究法**を用ふるに至れるが、教育の如きも之れを科學として研究せんには、まづその歴史を究めざるを得ず。教育史はまた新理論を定め、新方法を立つる上に必要なり。凡そ何等の



事業も過去との關係を絶つこと能はざるものなるが、教育事業の如き複雑なるものは殊に過去に鑑みて、新事業を設定せざるべからず。過去に由りて現在を知り、現在に由りて未來を制せざるべからず。

實地教育上の必要

教育史は何れの國民、何れの時代には、如何なる教育法行はれ、如何なる結果を奏したるかを述べ、その成敗の跡を明かにするを以つて、大いに教育者の識見を廣め、教育に關する豊富なる思想を與へ、之れをして前人の成果を追ひ、覆轍を踏まざらしむ。また教育史は歴史心を起さしめ、人をして漫に斬新なる學說を妄信せざらしめ、また固陋なる舊說に拘泥せざらしむ。

人格修養上の必要

教育史は教師たる人格を修養する上にも必要なり。吾人は教育上の偉人の傳記を讀みて、其の人となりてを欽仰し、自ら

近世教育史研究の必要

奮勵するに至る。また古來文化の進歩は主として教育及び教育上の偉人の貢獻に依れるを知り、進んで身を教育に委ねんとするに至る。教育史の必要上に述ぶるが如し。而して教育は近世に至りて著大の發達をなし、我が國現時の教育の如きも維新以來近世歐米教育の主義方法を取りて發達し、つひに其の主義方法に於いて近世教育の一部をなすに至れり。我が教育に従事するものは我が國現時の教育の由來を明にするを以つてその主眼とせざるべからざるが故に、近世教育史の研究はことに必要なりとす。これ本書が近世教育を論ずるを以つてその主眼とする所以なり。



第一編 近世本邦教育の概要

第一章 本邦近世以前の教育

我が國近世の教育は我が國固有の思想に加ふるに、王朝時代に於ける儒佛二教の影響、鎌倉室町時代に發達したる武士道の精神等を傳承して發達せり。故に先之を略叙せん。

第一節 王朝時代以前の教育

我が國應神天皇の御代までは、文字なく、學校なし。故に文教の如きは全く存せざりき。然れども教育の實は存し、我が國民性の基礎を作り、以つて教育の淵源を成せり。

我が國、古俗、敬神を以つて立國の第一義となし、祭政一途にして、神に仕ふるがやがて政治の要義なりき。神に仕ふるに

敬神

忠孝

武勇

儒學及び漢字の傳來

太古あり、禊あり、祓あり、祈禱あり、人心素朴にして萬事神祇に憑依し、疑はしきことあれば、卜して神教を仰ぎたり。されば兒童教育に於いても、亦敬神を主とし、敬虔の念を涵養し、祖宗の祭祀を重んじたり。

また忠孝の道を勵み、愛國の念を養ひ、萬世一系の皇統を尊び、以つて國體の精華を開けるは、當時の教育の神髓なり。忠孝といふ文字は支那より傳はれるものなれども、其の實は已に太古より存したりしなり。

其の他、遊獵を試みて武勇の氣象を養成し、音樂、唱歌を以つて情操を涵養し、技術を練習して職業の能力を進めたるなど、何れも上古に於ける少年教育の事業なりとす。

神功皇后三韓を征伐せられしより、彼我の交通漸く起これり。かくて應神天皇十五年百濟の王子阿直岐來朝す。阿直岐



文教の始め

能く書を読みしかば、天皇、皇子稚郎子をして就きて學ばしめらる。天皇また阿直岐に由りて博士王仁を徵されければ、十六年王仁來朝して論語十卷、千字文一卷を上れり。皇子またこれに就きて學ばる。是れ我が朝廷にて漢字を學び、儒學を講じ給ひし始めなり。つぎて漢人阿知使臣も來朝したり。王仁の子孫は河内に住して西文氏と稱し、阿知使臣の子孫は大和に住して東文氏と稱し、世々文筆を以つて朝廷に仕へたり。

佛教の傳來

履中天皇の御代に始めて諸國に史官を置かれ、繼體天皇の御代に百濟より五經博士段揚爾來朝したり。爾後三韓より歸化するもの多く、文教興隆の端を開けり。儒學の傳來後二百六十六年にして佛教の渡來あり。佛教は印度に起これる宗教なるが、支那に入り、後流れて三韓に入

佛教の影響

れり。欽明天皇十三年百濟王聖明佛像及び經論を獻じ、盛んに佛の功德を稱せり。初めの程は之れに歸依する者甚だ少なかりしが、推古天皇の御代に至り、廐戸皇子篤く佛法を信じ、その興隆に力を盡くされしかば、之れより佛教大いに弘まれり。

國民性の劇變

儒教は忠孝を重んじ、祭祀を尊ぶを以つて、よく我が國民性に合す。故にその傳來は國民性に劇變を及ぼさざりき。然るに佛教は幽玄にして、世俗と背離するものなれば、我が國民性に大いなる影響を及ぼしたり。佛教は人間の平等なるを説き、また王法以外に佛法あるを唱ふるを以つて、我が尊王心に著しき影響を及ぼしたり。又佛法は殺生を禁じ、慈悲を獎勵するを以つて、勇悍活潑なる我が古俗を變じ、優柔懦弱の風を馴致せり。又佛教は世を悲



文藝の發達

觀する厭世主義なるを以つて、我が古俗の樂天的氣風を著しく變化したり。然れども佛敎の傳來と共に彼國の文藝を輸入し來たり。大いに我が工藝美術の發達を促がせり。斯の如く佛敎は我が國民性を變更し、我が文藝の發達を促したるを以つて、自ら教育に大いなる影響を及ぼせり。その影響に就きては後章に説かんとす。佛敎の渡來後五十五年にして支那との交通あり。推古天皇十五年小野妹子を隋に遣はし、隣交を修めしむ。翌年隋より裴世清を遣はし、妹子と共に來朝せしむ。是れ朝廷、支那と使を通ずる初めにして、之れより支那の文化は三韓を經由せずして直ちに我國に入るに至り、文教愈隆んとなる。

支那と交通の始め

第二節 王朝時代の教育

我が國、支那と直接に交通を開きしより、彼の國の文物を盛んに輸入し、文教勃然として起これり。蓋し當代は支那印度の文化を我が國に融和して、我が文化の隆盛を極めたる時代なり。

學校の始め

天智天皇の朝始めて學校を設け、學政を掌る官を置かれ、百濟人鬼室集斯を學職頭とせられたり。次で文武天皇の御代唐制を模して大寶令を制定せられ、其の中に學制を定められたり。大寶令に由れば、學校を分かちて大學と國學との二種とす。大學は京師に置き、五位以上の子孫及び東西史部の子を教ふ。尚八位以上の子も請願に由りて入學を許さる。國學は毎國に置き、郡司の子弟を教ふる所なり。此れらの學校

學校の種類



私學

は皆官吏を養成するを目的とせり。大寶令の學制による學校は王朝時代の公學にして、此の時代に於いては私學も亦勃興し、公學と相俟ちて王朝時代の教育を隆んならしめたり。その主なるものは弘文院勸學院、淳和院獎學院、學館院、綜藝種智院等なり。

王朝時代の學風

漢學

此の時代に於いて其の前半期に遣唐使、留學生及び僧侶の支那に往來する者多く、隨ひて漢學大いに勃興せり。當時の漢學は六朝、唐初の文にして、太平打ちつづき、奢侈の風漸く起ころや、文章を貴び、詩を弄するに至り、苟も漢文を讀み得る者は必ず漢詩を作りたり。和魂漢才は當時の教育の理想なりき。

和文

假名の製作ありてより、和文やうやく勃興し來り、王朝時代の半ば以後には巨匠名媛輩出して、大いに國文の發達を成

女子教育と儒佛二教の影響

女子の教育法

せり。紀貫之の土佐日記、紫式部の源氏物語及び清少納言の枕草子などは永く後世の模範とする所なり。然れども其の記する所、概ね上流人士の優柔懦弱の風を寫せるものにて、以つて教化の具とすべからず。

儒教にては女子をば男子よりも劣れる者となし、佛教にては女子をば罪深き者となせるが故に、當時の如き儒佛二教の影響を受けたる時代には、女子をして力めて活潑なる所作を避けしめ、溫順・靜蕭にして、知れることも知らざる顔となすべしとせり。

また女子は漢字を書き、漢文を讀むをば異様のこととし、單に假名文を學ぶべきものとせり。故に當時漢字を男文字、假名を女文字と稱せり。是れ女流に國文の名著ある所以なり。



學問教育の衰運

上流女子の教育は音楽・遊藝を主とし、傍ら習字及び詠歌を學べり。下流女子は家事を主とし、また雙六・將棊等の遊戯をも學びたり。一般に風俗淫靡にして、一夫多妻の風行はれたれば、嫉妬を慎み、貞操を守れることを女子の心得となせり。この時代は上述の如く文化隆盛を極めしも、其の半ばごろより遣唐使・留學生など廢止せられ、之れがために新知識を輸入する途絶え、一方には朝廷にて佛教興隆のために財用を竭し、加ふるに藤原氏權威を弄して學事を獎勵せざるに至り、教育漸く衰運に向かへり。後白河天皇の御代より兵亂相繼ぎ、武人跋扈しければ、世人一般に武を尙ふに至り、文事に志すもの殆ど無かりき。

第三節 鎌倉室町時代の教育

學問教育の衰頹

京都の學事

鎌倉時代の

王朝時代の末路、學問教育漸く衰へしが、鎌倉室町時代に至りて一層の衰頹を來たせり。源頼朝幕府を鎌倉に開くや、朝廷頼に權を失ひ、また文學を保護するを得ず。大學の設ありと雖も、學生なく、大學頭博士の如きも僅にその員に備はれるのみなり。而して明法家の中原親能、文章家の大江廣元、算術家の三善康信等、皆朝廷を去りて、幕府に仕へたれば、京都には學事を主るものなきに至れり。又幕府に於いては一般に尙武の風盛んにして、文事を輕んぜしを以つて、茲にもまた學事の發達を見ず。承久の役に院宣を北條泰時に賜ひしとき、泰時の部下五千人中唯藤田三郎一人のみ之れを讀み得たりといふ。以つて當時の武人の無學なりしを想見するに足る。

室町時代

下りて室町時代に至り、學問の衰頹一層甚だしく、殊に應仁



## 武士道

の亂以後は戰亂相繼ぎ、殆ど寧日なき有様なりければ、天下の書籍多くは烏有に歸し、文學始ど絶えなんとせしが、僅かに僧侶の力によりて維持せらるるを得たり。かくの如く鎌倉室町時代には學問教育は大いに衰頽せりと雖も、他方には武士の教育大いに起こり、謂はゆる武士道の基を開けり。頼朝平家の奢侈に流れ、文弱に陥り、ために滅亡を招きたるに鑑み、一方には大いに浮華の風を戒め、卑怯未練を辱かしめ、他方には質素儉約を尊び、廉耻を重んじ、且忠義の心を勵まし、以つて鎌倉武士の氣質を鍛鍊せり。北條氏、執權となるに及び、泰時・時頼及び時宗等、何れも頼朝の遺志を紹ぎ、武士の教育を發揚せり。殊に當時禪宗大いに武士の間に行はれ、武士の氣質に頗る影響を及ぼしたり。

## 武術

武術は武士の最も重んずる所なり。當時の武術に弓馬・狩獵・相撲・劔術の種類あり。鎌倉幕府にては幼時には鎧の着始めあり、歳首には乗馬始め、弓場始めの式ありて、以つて武術の奨勵に意を用ひたれば、其の術に精しき人も多く出でたり。室町時代に至り戰亂止む時なかりければ、武士と庶民とを問はず、一般に武術を練習せり。

## 寺院の教育

かくて朝廷・幕府共に文學を保護せざりしが、獨り僧侶ありて學問を勵みたり。されば學問を學ばんには皆寺院に就きたり。寺院の就學は十歳頃に始まり、十五歳頃に終はる。別に卒業といふことなく、概ね見計らひにて退學せしめたり。その教科は習字の一科のみ。然れども讀方・綴方及び修身の諸教授をも之れに結合せり。此の寺院教育は即ち徳川時代に於ける寺子屋の濫觴となれり。



學校及び文庫

寺院の外に學問教育に効ありしものは僅かに足利學校及び金澤文庫なり。

### 第二章 近世本邦の教育

前章述べたる如く、學問教育は鎌倉・室町時代に於いて一旦衰頽したるが、近世徳川氏の政權を握るに至りて、復び隆盛の運に向かへり。今順次稍詳密に叙述せん。

#### 第一節 徳川氏祖宗の學事獎勵

家康の學事獎勵

徳川家康曾て謂へらく「應仁以來君臣相虐し、父子相賊し、天下の争亂一日も止まざりしは、是れ全く學問廢れ、人々道を辨へざりしに由る。故に書籍を刊行し、學問を獎勵するは、仁政の一端なり。」と。茲に於いて、孔子家語・貞觀政要・東鑑・周易等



藤原を兼學すべしと云ひ、以つて大いに學事を獎勵せり。秀忠・家光共に家康の遺志を紹ぎ、羅山を招きて制度・法律を規定し、且學問を保

を刊行し、又廣く律令・國史等の書を求め、五山の僧徒をして每書三部づつを謄寫せしめ、一部を禁中に進め、一部を江戸に送り、一部を駿府に留めたり。家康、藤原惺窩・林羅山を召して書を講ぜしめ、又禁中并に公家・武家の法度を定め、天子の藝能中にては學問を以つて第一とすと云ひ、公家の法度には學事に遂き者は不次に陞進することあるべしと云ひ、武家の法度には文武



綱吉の學事獎勵



山 羅 林

いに勃興するに至れり。

### 第二節 支那宋明の思想の影響

徳川時代には支那宋明の思想の影響を受け、朱子學派陽明學派等起り、互に相争へり。

護せり。五代將軍綱吉最も學問に意を用ひ、自ら書を講じて大名及び旗本に聴かしめ、又昌平校を起こして教育を振起せり。茲に於いて諸侯も亦學校を興こして教育を盛にし、民間にも學者輩出し、學問教育大

朱子學

程明道  
程何リ

朱熹

朱子學とは宋の朱熹が周敦頤程顥程頤の學風を受けて之れを大成せるものなり。宋代以前の學者は唯古典を註解し、古人の說を祖述するのみなりしが、宋代に至り佛教の影響を受け、幽玄なる思想を以つて經書を解せり。之れを性理學又理學と稱す。理學の首唱者を周敦頤となす。氏は太極圖說を著はし、天地萬物の始原を究めたり。氏の門人に程顥程頤兄弟あり。世に之れを二程と呼ぶ。理氣の說を立てたり。朱熹二程の說を受けて、以つて理學を大成せり。朱熹字は元晦、晦菴と號す。南宋閩中の人なり。幼にして穎悟、十九歳にして進士に及第し、官に仕ふ。當時宋は金のために壓せられ、勢ひ日に縮る。朝臣皆恐れて和議を唱ふ。獨り熹上書して之れを討つべきを論ぜり。是れに由りて反對黨、熹を憎み、朱學を目して偽學とし、讒謗至らざる所なかりき。熹少



しも屈せず。孜孜として其の學を講ぜり。かくして官に在ること五十年、常に書生を集めて理學を講じ、又種々の著述をなせり。氏の著書中有名なるものは、四書集註、通鑑綱目、小學、宋名臣言行錄、近思錄とす。

朱子は教育の目的を以つて、五倫の道を知りて之れを實踐するに在りとせり。五倫とは父子の親、君臣の義、夫婦の別、長幼の序、朋友の信をいふ。而して五倫を學得する方法は博學、審問、慎思、明辨、篤行の五なり。學問、思辨の四者は理を究むる所以にして、篤行は身を修め、事を處し、物に接する所以なり。修身の要は、言忠信、行篤敬、懲忿窒慾、遷善改過にあり。處事の要は、正其義、不謀其利、明其道、不計其功にあり。接物の要は、己所不欲、勿施於人、行有不得、反求諸己にあり。朱子、小學を著はして明倫敬身の道を明にし、大學に於いて

陽明學

王守仁

格物致知を解し、事物の理を究めて理に達すべしとせり。陽明學は明の王守仁の首唱せる所なり。守仁、字は伯安、陽明と號す。浙江餘姚の人なり。幼にして豪邁不羈、他人の拘束を喜ばず。十一歳にして祖父に従ひて京師に赴き、二十八歳にして進士に擧げられ、後室を陽明洞中に築き、老佛の學を究めたり。守仁罪を得て貴州の龍場に謫せらるるや、具さに艱難を嘗め、遂に大悟して理を事物に求むる非を知り、格物致知、知行合一の理を發明し、後京に歸り、在官の傍ら弟子を教へたり。弟子師の教を録して世に公にす、傳習錄即ち之れなり。

氏の學説は遠く孟子の性善説を承け、近く宋の陸象山の説を紹介し、痛く朱子學に反對せり。人は生まれながらにして良知を具ふるを以つて、慮るを待たずして知り、學ぶを待たず



して能くするなり。理は心に固有するものにして、事物に存するにあらず。故に朱子の唱ふるが如き、物を博く學びて、然る後理を知るべきにあらず。物の理は我が心の外にあらず。我が心を外にして物理を求めば、物理なしといへり。而して理を知るも之れを行はざれば、知らざると同じ。聖學の要は他なし、學びて之れを知り、知りて之れを行ふにあるのみ。かくして知行合一を唱へたり。

陽明童蒙教育の主旨を述べ、訓蒙大意及び教約二篇を作る。訓蒙大意中に兒童訓練に關し、次の如く云へり「大抵童子之情、樂嬉遊而憚拘檢、如草木之始萌芽、舒暢之則條達、摧撓之則衰痿。今教童子、必使其趨向鼓舞中心喜悅、則其進自不能已。譬之、時雨春風、霑被草木、莫不萌動發達、自然日長月化、若氷霜剝落、則生意蕭索、日就枯槁矣。」

我が國に於ける  
朱王二學

西河陸登

我が國にて朱子學を始めて講じたるは僧玄慧なり。其の後久しく絶えしが、徳川時代に至り、藤原惺窩・林羅山等之れを唱道し、遂に幕府の官學となれり。又陽明學は中江藤樹始めて之れを講究し、其の門人に熊澤蕃山あり、佐藤一齋・大鹽中齋等も又此の派に屬す。徳川時代に於いて朱子・陽明二學派の外、古學派・折衷派ありと雖も、何れも皆二學の影響を蒙らざるものなし。

### 第三節 當代の主なる教育家

前節に述べたる學派に屬する學者にして、且つ特に教育上功勞ありし人は中江藤樹・伊藤仁齋・貝原益軒の三氏を主とす。



傳記

一 中江藤樹



藤樹名は原字は惟命、通稱與右衛門、藤樹は其の號なり。慶長十三年近江國高島郡小川村に生まる。早くして父を失ひ、祖父に従ひて伊豫大洲に移る。十一歳にして大洲を讀み、自天子以至於庶人、壹是皆以修身爲本」と云ふ語に至り、嘆じて曰はく「幸に此の經存す。聖人豈に學びて至るべからざらんや」と。當時の士風専ら武事を勵み、文事を輕んじたれば、藤樹晝は諸士と武を講じ、夜に入りて

教育法

熊澤蕃山

潜に書を繙きて勉學せり。藤樹人と爲り至孝、其の大洲にあるや、母の郷里にあるを以つて歸省すること二回、其の際母を伴ひて大洲に赴かんとせしに、母異郷に赴くを欲せず。よりて仕を辭し、近江に歸る。時に歳二十七なりき。之れより藤樹母に孝養を盡くし、又自ら學問を修め、傍ら弟子を教育し、慶安元年四十一歳にして歿せり。

初め藤樹朱子學を信ぜしが、後陽明の學を修め、知行合一の説を爲し、躬行を重んじ、文詞を後にせり。其の人を教ふるや、懇切にして諄々として倦むことなかりき。故に郷黨鄰里に至るまで皆その徳に薰陶せられ、藤樹を稱して近江聖人といへり。

藤樹の門人に熊澤蕃山あり。陽明學を奉じ、集義和書集義外書、大學或問の著あり。



傳記

二 伊藤仁齋



仁齋名は維楨<sup>エダ</sup>、字は源佐、仁齋又古義堂と號す。寛永四年京都堀河に生る。幼にして志氣群兒に異なり。十一歳にして始めて始めて大學を讀み、治國平天下の章に至りて曰は仁く「今の世亦此の如き事を知る者あらんや」と。長ずるに及びて學問愈進む。初め程朱の學を奉ぜしが、後其の孔孟の本旨に乖ける事を覺り、乃ち謂へらく「大學の書は孔子の遺書にあらず、理氣の説は佛老の緒餘にして、聖人の

旨にあらず」と。是に於いて、古義堂を開きて生徒を教授し、又論語古義及び中庸發揮を草す。仁齋時に年卅七八なりき。延寶元年京都大火ありて、仁齋亦其の災にかゝり、百物盡す。仁齋は唯論語古義一部を持ちて逃れたりといふ。仁齋家貧にして歳暮に糯米を買ふこと能はざる程なりき。しかも肥後侯祿千石を以つて之れを招けども、母老いて侍養人なきを以つて辭せり。

仁齋書を講ずるに孔子の像を壁上に掲げ、先づ拜して後講說せり。講說の書は論語を主とし、孟子、中庸之れに亞ぎ、傍ら易、大學、近思錄等に及べり。生徒を教授すること四十餘年來、たり學ぶ者凡そ三千餘人に及ぶ。仁齋資性寛厚、人に接するに城府を設けず。人皆な其の徳に服せり。寛永二年七十九歳にて歿せり。謚して古學先生といふ。仁齋の子東涯よく父の

伊藤東涯



教育法

よき子なり

業を紹ぎ、古學を唱道せり。諡して紹述先生といふ。仁齋は學問の目的を以つて仁を行ふにありとし、能く仁を行ふに至るには惻隱、羞惡、辭讓、是非の四端を擴張して、之れを存養すべしとせり。而して氏は道徳を修めて之れを實行するを教育の主眼とするを以つて、讀書は唯意義を會得するを主とし、妄りに訓詁に拘はり、又は博覽、記誦を事とするを戒めたり。其の生徒を導くに科條を設けて督察を嚴にするが如きことなく、師友相會して切磋琢磨するを主とせり。故に塾中に同志會を設け、毎月會すること三回、其の初回到會友の人物を査定し、以つて相戒めたりといふ。

三 貝原益軒

益軒名は篤信、字は子誠、通稱久兵衛、益軒又損軒と號す。寛永

傳記

七年筑前國福岡に生まる。性甚だ學を好み、九歳にして始めて書を読み、十四歳にして兄存齋に就きて經書を學び、又博く諸書を閲讀せり。益軒幼にして體質虛弱なりければ、深く衛生に注意し、醫書を研究せり。二十八歳の時國君の命を受けて京都に遊學し、力學三年業大いに進みたり。歸國の後文學を以つて君に仕へ、職に在ること四十餘年、其の間京都に遊ぶこと二十四回、江戸に役すること十二回、諸國を遍歴すること幾回なるを知らず。益軒七十一歳にして任を辭して京都に退隱し、専ら著作に従事



貝原益軒  
命を受けて京都に遊學し、力學三年業大いに進みたり。歸國の後文學を以つて君に仕へ、職に在ること四十餘年、其の間京都に遊ぶこと二十四回、江戸に役すること十二回、諸國を遍歴すること幾回なるを知らず。益軒七十一歳にして任を辭して京都に退隱し、専ら著作に従事



益軒十訓  
西日抄止編

したるが、正徳四年八十五歳にて歿せり。  
益軒初め陸象山・王陽明の學を尊信せしが、後深く朱子學を奉じたり。然れども朱子の説を盲信せるにあらず。後年大疑録を著はして之れに疑を挿めり。氏は博學洽聞にして著書百餘種あり。當時の學者は皆漢文を用ひしに反し、氏は假名文を用ひて婦女童幼にも解し易き書を著はしたり。而して氏の教育説は童子訓・初學訓等に由りて窺ふべし。  
氏は教育の目的を以つて徳性の涵養に在りとせり。初學訓に曰はく、「學問の道は他なし。唱道を知りて善惡を明かに分かち善を行ひ、惡を去るにあり。故に君子の學問は仁心を保ち、常に善を行ふを宗とす。善を行はざれば、博學にして經傳に明かなるも無用の事なり。」と。是れに由りて見れば、氏は德育を主とせるを知るべし。

益軒の德育法に關し、三宅米吉氏は其の著「益軒の教育法」に於いて次の箇條を數へ擧げたり。  
一、德育を施す骨子として善習慣を養成し、惡習慣を防遏すべし。  
二、幼成は天性の如く、習慣は自然の如くなれば、其の未だ善惡習慣の成らざる幼時に於いて早く教誨して、善に導くこと最も大切なり。  
三、善習慣を養成するには、先づ其の師傅を選ぶに注意すべし。  
四、兒童の好む所、即ち内より發する所の嗜欲に注意すべし。  
五、小兒の惡しくなるは父母・乳母・其の他かしく者、其の教への道を知らずして、其の本性を害ふ故なり。  
六、故に父母たるものは姑息の愛を戒めて、専ら義方の教へをなすべし。  
七、義方の教へを施さんには、父母嚴ならざるべからず。然れども忿るべからず。  
八、子弟の善行・才能をば譽むべからず。  
九、小兒の時より艱苦に慣らすべし。  
十、事に隨ひて教誨すべし。  
十一、禮



義諸徳は簡易にして、常に躬行し、自然に習ひ得らるべきものより始むべし。十二、音楽を學び、其の心を和げ樂しむべし。然れども之れに心を奪はるゝこと勿れ。十三、小兒の遊びを好むは常の情なり。道に害なきわざならば、強ちにおさへかかめて、其の氣を屈せしむべからず。十四、小兒十歳以内は賢愚知不肖未だ定まらず。十歳より十五歳以上に到る間に漸く分かれ來たり、二十歳に至りて全く定まるものなれば、十歳以内に於いて豫め徳育の根柢を培養し置くべし。

「益軒の教育法」には益軒の學科課程を次の如く表示せり。

科 程 表

年齢	學科	習	字	讀	書	禮	法	修	身	藝	術
十四歳		前の續き		先聖賢の書中義の聞き易く悟り易き切要なる所を説き聞かすべし	小學、四書・五經			五常の理大略	文	武	
十歳		前の續き		漢字の單語短句(文句短くして讀み易く解し易きものを讀ませしむべし)	幼者に相應の禮法			孝弟の道			
九歳		前の續き		平假名・片假名	前年の續き			弟を愜し臣僕を怒み師を尊び友に交はる道			
八歳		楷草大字		平假名・片假名	前年の續き			賓客を敬ふ道			
七歳		平假名・片假名		平假名・片假名	前年の續き			忠信禮廉恥の道			
六歳		平假名、五十韻假名世間往來		數字の名(一より億まで)東西南北の名五十韻(縦横)	前年の續き			尊長を敬ふこと尊卑長幼の別等			
四歳		前の續き									



徳川幕府  
女子教育

十五歳	これより専ら義理を學び身を修め人を治むる道を知るべし。博く學び多く知るべし。
二十歳	元服成人。これより幼少なる時の心を棄てて成人の徳に従ひ。博く學び篤く行ふべし。

益軒は醫術を研究せしを以つて、養生訓を著はし、體育衛生に關して細説せり。氏は「凡そ小兒を安からしむるには、三分の飢と寒とを帶ぶべし。」といひて、艱苦主義を持せり。又運動の效を説くこと極めて切なりしかども、烈しき運動を忌み、身體は日々少しづつ勞動すべし。久しく安坐すべからず。毎日食後に必ず庭園の内數百歩を靜かに歩行すべし。」といへり。

益軒は女子教育に注意し、童子訓に「教女法」の一篇を設けて、その教育法を論じ、女子の教育は専ら家庭に限り、父母の教へを主とし、學科は讀書算の初歩に止め、織縫紡績・洗濯料理

等の女功を重んずべきものとせり。益軒は儒教に基づき、女子の道德を示めさんために、「女大學」を著はせり。此の書は徳川時代の女子の尊奉せし唯一の書なりとす。

#### 第四節 幕府及び諸藩の學校

徳川幕府の學校には漢學を教ふる昌平坂學問所、徽典館、明新館等あり。洋學を教ふる開成所あり。醫學を教ふる醫學館、醫學所あり。兵學を教ふる陸軍所、海軍所あり。國學を教ふる和學講談所あり。左に其の中の主なるものを掲げん。

昌平坂學問所

**昌平坂學問所** 寛永七年家光江戸忍ヶ岡の若干の地を林羅山に賜ふ。羅山茲に書院塾舎を立てたり。是れを昌平坂學問所の濫觴とす。寛文三年家綱弘文館の號を賜ふ。元祿三年幕府弘文館を湯島に移し、其の坂を名けて、昌平坂といひ、孔



子の廟を大成殿(聖堂)と稱し、林氏をして世々祭酒たらしむ。寛政十一年家齊明の制に倣ひて、學校を改築し、大いに規模を擴張せり。

教官

教官は凡て御儒者と稱し、四五人あり。二百俵の世祿を賜はり、別に手當十五口を給せられ、其の身分旗本たり。外に教授方出役あり。此れ別に本務ありて、教授を兼ねる者なり。身分は旗本或は家人なり。

生徒

生徒は初め士庶を問はざりしが、寛政以後は専ら士人に限り。生徒に寄宿と通學とあり。寄宿に二種あり。一を寄宿寮と云ひ、一を書生寮と云ふ。寄宿寮は幕臣を入るゝ所にして、三十名を定員とせしが、天保より増して四十八名とせり。書生寮は諸藩士及び浪人を入るゝ所にして、四十四人を定員とす。書生寮に入るには試験を要せざれども、林氏又は儒員

學科

の門人とならざるべからず。寄宿寮は官費にして、書生寮は自費なりき。

學科は經科・漢土史科・本朝史科・刑政科・詩文科の五あり。經科は四書・五經・三禮を學ばしめ、漢土史科は支那史・本朝史科は六國史・三鏡・大日本史及び徳川氏の記録等を學ばしめ、刑政科は唐・明・清及び本朝の律令格式及び武家の法度を學ばしめたり。

講釋

講釋に御座敷講釋・稽古所講釋・仰高門日講の三あり。御座敷講釋は毎月四・七・九の朝夕に四書及び小學を講ずるを云ふ。稽古所講釋は一・六の日に四書・五經等を講ずるを云ふ。別に稽古所には二・七の日に輪講あり。會頭は儒員にして、寄宿寮及び書生寮の生徒皆な之れに與れり。仰高門日講は元祿四年聖廟落成したる時、林鳳岡・仰高門の東舎にて經書を講じ



たるに始まり、毎日朝十時より四書の講義あり。士農工商の別なく與り聞かしたり。其の外、書生寮の生徒は毎月三回、儒員の官宅にて講釋會讀の席に列せり。又稽古所に一年二回の詩會、四回の文會ありて、全校の生徒皆出席し、茶菓飲食を賜はりたり。試験は生徒に行ふものと、校の内外を問はず博く行ふものとの二種あり。生徒の試験は三・八の日に寄宿寮生徒の小試ありて、講義を試み、春秋に大試ありて、寄宿寮生徒及び通學生の講義辨書・和解・作文を試む。學校の内外を問はず博く行ふ試験は素讀吟味・學問吟味の二に分ち、素讀吟味は十七歳より十九歳までの幕臣に行ふものにして、毎年十一月に施行し、小學・四書・五經の中、一經毎に一箇所を試む。學問吟味は三年を間て一度之れを行ひ、五場の試験を施す。書生寮

和學講談所

の生徒には全く試験を施さず。  
**和學講談所** 同所は寛政五年塙保己一の建つる所にして、江戸六番町にあり。學費として幕府より地所を賜はり、又毎年金若干を給せらる。林大學頭の支配に屬し、塙の子孫代代所長となれり。

我が國の學校は概ね漢字を教へ、漢文を講じたるものなるが、本所の如き和學を講ずる學校の起こりたるは、教育上著しき現象にして、全く徳川時代に國學の勃興したる結果なりとす。

開成所

**開成所** 安政二年徳川家定洋學所を江戸九段坂の下に立て、三年之れを蕃書調所と稱し、箕作阮甫・杉田成郷等を教官となし、和蘭語を教授せしめたり。萬延元年之れを小川町に移し、英佛兩語を加へ、化學科を置き、更に獨露兩語を加へた



諸藩の學校

り。文久二年一橋外の護持院原に移して、洋書調所と改稱し、翌三年始めて開成所と稱せり。本所の長を蕃書調所頭取と云ひ、其の下に頭取並あり。慶應年間に開成所總奉行及び奉行等の官あり。教官は教授方と稱せしが、後教授と改め、其の他手傳出役等あり。また生徒は最初幕臣に限りしが、安政五年以後は諸藩士にも入學を許せり。我が國洋學の勃興は開成所に本づく。諸藩にも亦學校あり。多くは藩士を教育するために設けたるものにして、其の教科は漢籍を主とし、傍ら武技を加へたり。後には國學及び洋書をも加ふるに至れり。其の有名なるものは名古屋の明倫堂、水戸の弘道館、和歌山の學習館、金澤の明倫堂、鹿兒島の造士館、萩の明倫館、仙臺の養賢堂、熊本の時習館、福岡の修猷館、米澤の興讓館、備前の閑谷學校、會津の

日新館、佐賀の弘道館、廣島の修道館、津の有造館、福井の明道館、徳島の長久館、高知の教授館等にして、何れも文武二道を教授し、以つて藩士を養成したり。

第五節 漢學塾

徳川時代には漢學者にして私塾を開きたる者多かりき。而して此れらの漢學塾に二種あり。一は幕府或は諸藩に仕ふる儒者が公務の餘暇に生徒を教へたるにて、佐藤一齋、杉原心齋の塾の如き是なり。一は浪人儒者の立てたるものにて、伊藤仁齋の堀川學校、中井菴庵の懷徳書院、廣瀬淡窓の咸宜園、吉田松陰の松下村塾の如き是れなり。

漢學塾にては今日の如き學級の編成、教授時間の配當等なく、教授法も頗る亂雜なりき。全塾生一室に集まり、同一教師

教授法







教授法

し、忠臣義士の事蹟を口授せり。教授法は今日の如く學級教授ならずして、個人教授なり。教師は高座に構へ、生徒は一人づつ教師の前に進みて教授を受けたり。授業は毎朝八時より始め、午後四時に終はれり。休日は大抵朔日或は朔日十五日及び五節句とす。

試験は毎月末に一回小浚ひあり。十一月頃に大浚ひあり。之れ手本を暗誦暗書せしむるなり。その他書き初め・七夕・春秋・席書き等は今日の成績展覽會の如くにして、頗る勉學の獎勵となりたり。

試験

管理  
訓練

管理は頗る嚴なりき。男女席を異にし、各當番を置きて、教師の補助をなさしむ。賞は品行善良なるもの、闕席少きもの、學力優等なるものに授け、其の種類に賞詞・賞品・賞狀の別あり。罰は怠惰なるもの、喧嘩口論するもの、他人を妨害するもの

等に加へ、其の種類は叱責・説諭・留置き・起立・鞭撻等あり。甚だしきものは退學に處す。又起立にも時としては机を高く重ねて其の上に座せしめ、或は手に線香を持たしめて、其の燃え盡くるまで直立せしめ、或は手桶に水を滿てて、之を提げしめたり。一般に師弟の間親密にして、弟子はよく師を尊敬し、其の命に従ひたり。

束脩及び謝儀

束脩及び謝儀は凡て學習者の隨意とす。家庭の貧富に應じてその額を異にせり。通例、束脩は白扇一對・菓子折・鱉節にして、金子ならば二朱乃至二百文とす。謝儀は五節句或は盆暮れに二朱乃至二三百文とす。之れを御祝儀と稱す。その他月並錢・天神講錢等を出だせり。外に疊代・炭代等をも出だせり。又生徒の家庭よりして、時時種々の贈物をなせり。



### 第七節 女子の教育

教科

士人以上の女子は概ね家庭に在りて師を聘し、字を習ひ、書簡文を學び、歌を詠み、且彈琴・點茶・生花等の諸藝及び諸禮を習ひたり。平民の女子は寺子屋に入り、習字・讀書を學び、稀に算術をも學べり。當時一般に女子は學問すれば驕り高ぶるに至りて、身の不幸を招くものと考へたれば、女子の學問は獎勵せざりき。

著述

又學者にて女子教育に注意したるものは、僅かに中村惕齋・貝原益軒・藤井懶齋等の數人ありしのみ。惕齋は姫鏡三十二卷を著はし、益軒は女大學を著はし、懶齋は婦人養艸を著はせり。就中女大學最も行はれたり。

女大學

女大學は儒教主義に本づきて書きたるものにて、中に三從

四行・五病を唱へたり。三從とは女子は父の家においては父に従ひ、夫の家に行きては夫に従ひ、夫死しては子に従ふをいふ。四行とは婦徳・婦言・婦容・婦功なり。五病とは和順ならざると、忿り怨むと、人を謗ると、物妬むと、不知なるとを云ふ。此れらの訓戒は當時の女子の服膺せし所なれば、之れに由りて徳川時代女子德育の方針を知るべし。

### 第八節 心學

心學は元來陽明學に冠せし名目なれども、徳川時代の半ばごろより廣く神儒佛三教を折衷し、日常實際の道德を説くに至れり。享保年間石田梅巖始めて平易に心學を説き、下層社會の人民を教化し、手島堵庵更に之れを擴張し、兒童及び女子の教育にも及ぼし、京都及びその附近の諸所に講話所



を設け、普ねく徳化を及ぼせり。ついで京都に中澤道二、柴田鳩翁などの名家出で、卑近の例を引き、道徳を講説したり。鳩翁は鳩翁道話を著し、道二は江戸に心學を傳へ、門人數千人に及べり。之れより心學を講ずる者諸國に起り、大いに徳川後期の風教に影響したり。

### 第九節 報徳教

報徳教

報徳教は二宮尊徳によりて建設せられたるものにして、經濟と道徳とを調和して、堅實なる國民思想を涵養し、修身齊家、治國安民の道を説きたるものなり。その要旨は誠心、勤勞、分度、推讓、獨立、自營の五綱目より成る。有志者之れによりて報徳結社の法を立て、修養に資せり。今なほ盛に行はる。

## 第二編 近世歐米教育の概要

### 第一章 歐洲古代及び中世期の教育

歐米近世文明の要素は古代希臘羅馬の文化と基督教の教義と近世の實科的知識なりとす。されば歐洲近世の教育史を論ぜんとせば、勢古代の文化を尋究せざるべからず。故に之を略叙して、近世教育發達の由來を明かにせん。

#### 第一節 希臘の教育

古代希臘は歐洲諸國中、最古く開けたるものなり。其の國は山脈と海灣とによりて種々に分割せられ、天候の快適なると地勢の多様なるとは、住民をして自ら快活にして自由を愛し、高尚にして美術を好む風を發達せしめ、海岸線長くし

希臘の風土と其の教育



希臘の宗教と教育

て交通の利便なりしことは、大いに文化の進歩を助長せり。かくて希臘人固有の性質は其の國自然の風土に影響せられて、遂に希臘教育をして一種の特色を帯びしめたり。希臘の宗教は自然を驚嘆せるものにして、大いに國民陶冶に影響を及ぼせり。そのオリムピヤ、デルヒ等に於ける宗教上の祭禮及び公開遊戯は、愛國の心を高め、技術に於ける競争心を醒起せり。かくして一方には著名なる美術及び科學を生じ、他方には體操を發達せしめたり。

希臘教育の要旨

希臘教育の要素は音楽と體操となり。音楽によりて精神を陶冶し、體操によりて身體を練磨す。希臘人は美なる心意は美なる身體に宿るとし、内心の善美と外形の善美と相融合すべしとせり。蓋し心身の調和せる發達はその教育の理想たりしなり。

希臘人との差異

希臘は多くの種族より成立するが故に、其の種族によりて教育も自ら異なるところあり。而して其の中教育を以つて名あるはドリリア種族の建てたるスバルタと、イオニア種族の建てたるアテネとにして、兩者の教育は自ら趣を異にしたりき。又希臘にはソクラテス、プラトン、アリストテレスの如き後世に大なる影響を與へたる教育家も出でたり。

第二節 羅馬の教育

羅馬はもと一小都會なりしが、次第に四隣を征服し、遂に地中海沿岸諸國を併呑したる一大強國なり。従ひて羅馬人の性格は戦争に勇に、愛國心に富み、職務に忠實にして、且親切心に深かりき。また羅馬にては法律制度大いに發達したれども、美術は振はざりき。之れを前に説きたる希臘に比すれ



羅馬上古の教育

ば希臘人は精神界に遊べる理想家にして、智を主とし、羅馬人は實際界に活動せる實際家にして、能を主とせり。従ひて教育事業も希臘人は心身の調和を目的とし、又多くの哲學者を出したれども、羅馬人は實用を目的とし、又多くの雄辯家及び美文家を出だせり。

羅馬の上古にては教育は専ら家庭に於いて行はれたり。家庭に於いて家父は無限の權を有し、家母之れに次ぐ。子生まるれば、男子は九日目、女子は八日目に盛んなる式を擧げて名を命ず。最初の間は母専ら養護の任に當り、其の德育も母之れを主る。羅馬古代の少年が廉耻・謙遜・秩序等の念に富めるは、一に婦人の薰陶に由れり。教授は始めは讀方及び書方に止め、之れに詩の説明及び前代の著しき物語を附加せり。學校立つに及びて、男子には十二銅表及び大人物の行爲を

ポエニ戦争以後の羅馬教育

教へたり。

ポエニ戦争の終りころ、羅馬教育の一新時期を開けり。即ち紀元前百四十六年羅馬・希臘を亡ぼし、希臘の文明を輸入し、教僕の制度をも羅馬の家庭に導入したり。茲に於いて希臘語は主要なる教科となり、希臘人を多く羅馬の學校に聘せり。

學校の種類

羅馬の學校は何れも私立なり。分かちて三種とす。初等學校は國語・算術を教ふる所にして、七歳頃入學し、十二歳頃まで在學す。當時は鐵筆を以つて蠟板に書き、算術にはアバクスと名づくる算盤を用ひたり。多く暗誦せしめ、又善く演說せしめたり。訓練は嚴格にして、屢鞭撻を用ひたり。文典學校は文典・哲學・數學等を課し、希臘・拉丁の詩文を教ふる所にして、十五歳頃まで在學す。次に修辭の學校あり。希臘語・雄辯術等



を教へたり。

### 第三節 歐洲中世期の教育

第五世紀西羅馬帝國の滅亡(四百七十六年)より第十五世紀東羅馬帝國の滅亡(千四百五十三年)に至る凡そ千年間を歐洲中世期と稱し、我が鎌倉室町時代の如く學問教育の最も衰頹したる時期とす。

#### 學問教育の衰頹

中世期の始めに當たり、歐洲北方の野蠻人、羅馬帝國に侵入し、羅馬の文物を破壊したれば、一時盛んになりし學校頹廢し、書籍散亡し、文學殆ど廢絶に歸せり。其の間基督教の僧侶ありて、纔かに學問教育を維持するを得たり。基督教は猶太人耶蘇基督の開きたる教なり。基督は猶太のベツレヘムといふ一寒村に生まれ、幼時ナザレにて生長し、

#### 基督教の影響

三十歳にして一派の宗教を立て、自ら「神の子」と稱し、布教に従事したるが、猶太人の惡む所となり、訴へられて遂に磔刑に處せられたり。

基督教の人生觀は超自然的なり。されば羅馬人の如く人生觀の自然的なるものと相觸るゝや、大にその思想を一變せり。基督教は人は凡て神の肖像に依りて作られたるものにして、神は萬人共通の父たり。故に一切の人類は皆平等にして、人は種族階級の別なく、悉く神を信ぜざるべからず。神に對する愛は最高の愛なり。神に對する愛より人に對する愛となる。愛は基督教倫理の根本なり。而して特に古代の基督教は自然を信ずべからざるものとせり。蓋し自然はその根元を神に發したるものなれども、人類は神に叛きて、その自然性は腐敗せるが故に、撲滅せざるべからず。されば教育の



目的は自然的欲望にうち勝たしめ、其の精神に一の理想的中心を與ふるにあり。而して其の所謂中心たるや、希臘人の貴びたるが如き知的のものにあらずして、一層人類の精神の内部に存し、直接に神の呼吸に基きて出でたる靈妙不可思議の氣なり。而して此の氣は信仰によりてのみ得らるゝものにして、彼の理性なるものは手段としての價值あるも、獨自に價值あるものにあらず。従つて多方面の發達は其の目的とする所にあらずして、却つて強固なる一全體を陶冶し、現世に於いて眞面目なる内心的生活をなさしめ、且未來永劫の生活を目的とせしめんとせり。又理性は人によりて差異あるも、信仰は萬人同一なりとて、個人の價值を尊重して、教育を受くべきものを古代の如く或る階級に限らずして、之れを擴張し、個人主義の教育を唱道し、又家庭を神聖な

るものとして之れを本來の教育場と見做せり。基督教の教義は今日に至るまで歐洲の思想を支配し、教育を左右せるが、其の最も深き影響を及ぼししは羅馬の終り及び中世期時代にあり。中世期に至りては煩瑣哲學起り、基督教の教義をばアリストテレスの哲學にて論證せり。又一方には寺院附屬の學校起り、以つて當時の教育を主れり。之れを僧庵學校及び寺院學校となす。第十一世期に至り寺院の組合は漸次勢力を失墜し來りたるを以つて、寺院教育衰頹し、十字軍の影響をうけて、武士教育起れり。而して武士の制度及びその教育も亦第十三世紀に至りて漸く衰頹し、十字軍の影響により商工業は發達し、都市の盛大となると共に市民教育起れり。而して第十二世紀頃より亞刺比亞科學の普及と十字軍の影響とにより、大



學は創設せらるゝに至れり。

## 第二章 近世歐米の教育

中世紀の終りに至り、社會諸般の事情に變化を來せしは、前章既に述ぶるところの如し。殊に教育上に影響を及ぼしたるものは、十四五六世紀に起りたる文藝の復興・宗教の改革・科學の發達等なり。今先づ是等の事項を論し、順次近世教育の發達に及ばんとす。

### 第一節 文藝の復興

中世時代は人種移轉の時代にして、ゲルマニ人種羅馬に侵入し、羅馬國は四分五裂せり。通常之れを呼んで暗黒時代といひ、文化全く中絶せること前章に述べたるがごとし。され

### 文藝復興の所以

ど、これ人類の睡眠せる時代にはあらずして、却つて新要素が舊要素と交はりてその間に軋轢生じ、ために後の大なる變動を準備したる時代なり。第十四世紀に至りて**文藝の復興**は即ち其の發動に外ならず。

ゲルマニ人種の羅馬人に接するや、外面基督教に化したりといへども、決して羅馬人の信じたるがごとく眞に超自然的なる能はず。古代の人は文化の長途を經過して之れに飽き、却つて疲勞せり。かくて容易に肉體的慾望を解脱して、未來永遠の平和をのぞむに至りたりしなり。されどゲルマニ人種は幼稚にして新銳の氣に充ち、いまだ文化に飽滿したるものにあらざれば、表面は基督教化したりといへども、其の精神を味ふ能はざりき。其の漸く長ずるや、自から考察する力を得るに至り。加ふるに交通の便開け、都會の生活進歩



し、思想界大に擴張し、人をしておのづから自由に活動せんとする傾を生ぜしめたり。此に於いてゲルマニ人は自から古代を顧みて、古代も亦嘗て自然的文化に浴することありしをさとるに至れり。是れ文藝の復興を來し、宗教の改革を促したる所以なり。恰も中世紀は年老いたる師の如く、ゲルマニ人種は學齡兒童の漸く長じて青年に達したるがごとし。

かくて第十四世紀に至りて伊太利にダンテ、ペトラルカ、ボッカシオ三人の學者あり。いづれも希臘・拉丁の古文學を研究して、當時の煩瑣哲學に反抗せり。又千四百五十三年に至りて東羅馬帝國は土耳其人に滅ぼされたれば、其の帝國に留まりたる希臘學者は皆伊太利に逃れたり。茲に於いて一層古文學の再興を促せり。通例之を人道派(又人文派)と稱す。人

## 人道派

道派は古代に復歸せんとしたるものにして、教化の材料は拉丁語を以つて其の主なるものとせり。言語を練習するは古代羅馬の如く教育の目的となれり。蓋しよく發達せる高尚なる言辭は唯聽きて愉快を感ずるのみならず、之れによりて内部の和合を生じ、隨つて人品を高め、人の人たる所以を高尙ならしむるものなりとせり。されば此の派の極端なるものは唯形式の美に走り、論理の如何を顧みざる有様となり、中世紀に於ける論理を第一義とする思潮と反せり。人道派中著名の人をアグリコラ(一四四三—一四八五)ロイヒリン(一四五五—一五二二)及びエラスムス(一四七六—一五三六)の三氏とす。三氏はヘブライ及び希臘語に通じ、大いに自由の討究をなし、寺院に反抗して宗教改革の先驅をなせり。



舊教の腐敗

中世紀に専ら行はれたる耶蘇舊教は自由の思想を束縛し、形式に流れ、階級制度をたて、羅馬法王は驕奢を極め、僧侶は悖行をほし、いまにして、基督教本來の面目を失ふに至れり。されば文藝の復興ありて、古代の思想を收得すると同時に、宗教も亦直ちに聖書の本源に入りて信仰の眞髓をさはめむとするは自然の勢なり。これ宗教改革ありて耶蘇新教の始まる所以なり。かくて新教に於いても古代の文學を研究する必要があるが故に、語學的研究に最も重きをおけり。而して耶蘇新教は文藝の復興と同じくゲルマニ人種思想なれば、拉丁人種の多くは依然として舊教信者たりき。新教の改革者は獨逸のマルチン、ルーテル氏となす。ルーテ

第二節 宗教改革と教育との關係

ルーテル氏及びその宗教改革運動



ル(一四八三—一五四六)は獨逸のアイスレーベンに生まる。幼き時家庭にありて、父母の教育を受け、深く敬虔の心を養成せられたり。十四歳の時マグデブルグに學び、後ちアイゼナッハに移り、十八歳の時エルフルト大學に遊學し、卒業の後僧侶となれり。二十五歳の時ウイテンベルヒの大學に聘せられて、神學教授となり、神學博士の學位を授けられたり。ルーテル舊教の腐敗せるを見、殊に羅馬法皇が寺院建立の資に苦しみ、罪障消滅の札を賣りたるを憤り、千五百十七年之れを難ざる箇條書をウ



イテンベルロの寺門に掲げたり。法皇令を發してルーテルを破門し、獨逸皇帝カロロも亦ルーテルを強迫したりしが、世人多く新主義に賛し、遂に耶蘇新教の成立を見るに至れり。

新教の本旨

新教は舊教の外部的形式的に流るるに反し、人の内心に重きを置き、眞の基督教的精神は自由なる人格に存するを唱へたり。而して自由なる人格に達せんには、必ずまづ教育の力を待たざるべからず。茲に於いて宗教改革は普通教育の上に非常の關係を有せり。又新教は自由の精神を重んじたるを以つて、大學中に自由研究の精神を興こさしめたり。ルーテルは教育に關し種々意見を陳へたり。氏は兒童の教育を以つて兩親の義務なりとせり。然れども兩親は或は自ら教育する能力を闕き、或は暇を有せざるを以つて、兒童教

教育説

育上兩親を補足し、之れを監督するものを要す。此の任に當たるものは僧侶と官廳となり。僧侶は兩親をして其の子に教育を受けしむるを務むるのみならず、また自ら少年の教育に與かり、少くとも基督教の要旨を授けざるべからずとす。これ近年までも若しくは今日もなほ歐洲舊教國は勿論新教の基督教國に於いても僧侶の教育に關係する所以の一なり。而して基督教の要旨を授くるため、氏は聖教問答を著はせり。此の書今尙獨逸の學校に用ひらる。

又官廳殊に市廳は自ら學校事業に關係し、新なる學校を建て、既設のものを改良し、また兒童の就學を監督せざるべからず。氏は千五百二十四年獨逸各市府の市長及び市參事會員に書を發して、大に普通教育の必要を説きたり。其の大要に曰はく、凡そ市府の富強は土地の豊饒なるに非ず、防禦の



*Protestant*

堅牢なるに非ず、兵士の多數なるに非ずして、全く教育ある市民の多少に關る。故に學校は宜しく公立にし、以つて多數の市民を教育すべし。と。かくて王侯は漸く學校を起すに至りたれども、猶今日の如き國民教育となる能はずして、僅に中等以上の階級に行はるるに過ぎざりき。氏は學校の教科の中宗教教授を最も重んぜり。次に古語を重んぜり。古語は聖書の領會を助け、また精神を高尙にするものなり。然れども氏は古語を學ぶに、文典の抽象的規則よりせずして、實例及び有名なる著述に由るべしとせり。氏はまた數學、理科及び世界史の教授に重きを置き、音樂、體操をも學ぶべしとせり。又訓練に關し、氏は當時の苛酷なる管理を非難し、少年を寛大に取扱ふべしとせり。

### 第三節 學問教育の勃興

(自由研究の精神)

中世期に於いて一旦衰頽したる學問教育は、近世期に至りて俄かに勃興せること、猶鎌倉・室町時代に衰頽せる我が國の學問教育が徳川時代に榮えたるが如し。

前述の如く文藝の復興は自由研究の精神を鼓舞し、宗教の改革は形式に拘泥する陋習を破り、學者及び教育家は荐りに拉丁・希臘の古文學を研究し、之に依りて高尙なる陶冶を行ひたり。ついで國民的意識勃興し、人々各その國語を尊ぶに至りしと共に、實用上より近世語の價值あることを唱道するに至れり。國語を普通教育上に必要と認めたるは羅馬諸國に於いては稍早く、獨逸に於いては少しく遅れて、ラチヒウス始めてまづ獨逸語を教へて語才を發揚することと

自由研究の精神の勃興



理科の發達

し、コメニウス更に一步を進めて、之れを一般教授の初步とせり。かくて古語と並行して近世語の學習漸く起これり。一方には亞刺比亞の學問渡來せしより、理科の研究勃興し來たり、中世期の末より近世期に亙りて、謂はゆる實科の研究大いに進み、種々の新發見ありき。千四百三十八年グーテンベルヒ氏活字を作りて、印刷術の進歩を促し、千五百四十二年コベルニクス氏地動説を唱へて、從來世人の信ぜし天動説を打破し、千五百五十年メルカトル氏新式の地圖を按出して、航海に便にし、千五百九十年ヤンセン氏顯微鏡を作りて、理科研究の法を一變せしめ、千五百九十七年ガリレイ氏寒暖計を作り、千六百四十四年トリチェリ氏氣壓計を發明したり。加ふるにコロンブスの亞米利加發見あり、ゾアスコ、ダ、ガマの喜望峰回航のことありて、一層實科の研究を鼓舞

男女初等教育の概況

したり。以上三章に述べたるが如くにして、近世の文化教育は漸く發達せりと雖も、教育の普及學校の設備、教授の方法等は未だ今日の如く整備せるものにあらず。女子教育は中世紀の中頃より僧庵の教育漸く止みて、私人の教育次第に増加せり。教師には女教師ありといへども、又男教師に就いて學べるもあり。又男女教師が一の家庭を作りて、こゝに男女生徒を各教育せるもあり。されど男女生徒を混合して教育することは禁ぜられたり。而してその教育をうくるものは市町村の中流以上のものにして、少數者なり。女子教育は殊に十九世紀に至りて發達せり。

第四節 エスイタ派の學校



校 エスイタ派の學

元康、十七

僧侶の學校

宗教の改革はゲルマニ種族の事業にして、拉丁種族に屬するものは改宗する者少なりしと雖も、自から其の刺激をうけて進歩を促がせしや必せり。かくて第十六世紀に至り、舊教者にして新教派の學校に對抗して起こりたる者の中特色あるものをエスイタ派の學校とす。エスイタ派は千五百三十四年西班牙人イグナチオロヨラが始めて開けるものにして、其の目的は新教に反抗し、舊教を普及するにあり。此の目的のために教育殊に高等教育を掌握せんとし、第十六世紀半ばごろより諸國に高等學校を建てたり。

エスイタ派の學校は通例二部に分かつ。一は僧侶の師範學校にして、一は俗人の高等學校なり。師範學校にては全く出世間的人物を養成するに力め、凡て世俗の感情及び興味を減殺し、自由の思考意志を奪ひ、以つて宗派に忠實なる人を

俗人の學校

教養せり。

俗人の學校は高等科初等科の二部に分かる。初等科は六箇年の科程にして、主として拉丁語を教ふ。高等科も亦六箇年にして、初め二年は哲學、殊にアリストテレスの書を授け、終はり四年は神學と煩瑣哲學とを教ふ。學校の目的は生徒をして他日教會の有力なる一員たらしむるにあれば、訓練法は組合の嚴格なる規律に由りたり。其のため生徒の個性を研究して之れに應ずる取扱をなし、凡ての場合に生徒を監督し、懺悔の際には凡ての秘密を自白せしめたり。而して成るべく本國兩親及び親族に對する愛情を冷却し、異教を惡み、自由を厭はしめたり。また生徒の善行を獎勵せんため賞品及び榮號を與へたり。

エスイタ派の學校は數多の特質あり。教師が生徒の個性に

其の特色



注意すべしといふ原則は、同派に於て誤用せられしかども、尙訓練改良の途を開けり。殊に同派の學校にては、新敎の學校の等閑に附せし體育をば注意し、設備を整へ、衣食を善くし、體操・遊戯を奨勵し、また訓練上體罰の避くべきを唱へたり。殊に同派の教師は何れも學識あり、經驗ありしかば、大いに中學校敎授法の改良を促がせり。

上述の如く本派に於いても體罰の避くべきを唱へ、ルーテルも苛酷の管理を批難せり。これ檻禁・體罰は古來常に行はれたるが故なり。蓋し敎育が鞭の業にあらずして愛の業となりたるは、第十八世紀以後の事にして、體罰は今日に於いては殆ど用ひられざるに至りしといへども、決して尙絶無にはあらざるなり。

當時普通に行はれたる訓練

### 第五節 第十六七世紀に於ける敎育學術の發達及び當代の主なる敎育家

近世期に於いては學問の進歩と共に敎育學術も亦發達せり。近世期の初に佛國にミシエル、ド、モンテーニウ(一五三三—一五九二)ありて、切りに實物の言語に先だつべきことを唱道し、英國にフランシス、ベーコン(一五六—一六二六)ありて、大いに歸納的研究法を唱へたり。されど二氏は自己の意見を實地の敎授に適用するに至らざりき。獨り獨國にヴォルフガンク、ラチヒウス(一五七一—一六三五)ありて、二氏と同一意見の下に原則を立て、ヘルポルンの學校に於いて實施せり。此の三氏は實に近世敎育者の先驅をなせる人なり。而して、ラチヒウス氏の原則を一層發達せしめたるものを



コメニウス氏とす。コメニウスは實に近世教育學の始祖とすべき大家なり。次に氏及び氏と趣を異にしたる教育大家ロツク氏の傳記及び學說を説かん。

一 コメニウス

アモス、コメニウス(一五九二—一六七〇)は奥國メーレン州に生まる。十六歳にして拉丁語學校に入り、後ヘルボルン及びハイデルベルヒ大學に遊び、神學及び哲學を修めたり。ヘルボルンにてラチヒウスの教育事業を知り、大いに教育に對する興味を起せり。大學卒業の後和蘭及び英國に旅行し、英國にてベーコンの著書を窺へり。千六百十四年郷里に歸り、ブレラウ學校長となり、千六百十八年フルネツクの學校長となれり。偶三十年戰爭起こり、フルネツクの地は西班牙

傳記



コメニウス

の兵に侵入せられ、氏は悉く家財を失へり。よりに北の方ベ  
ーメンに逃れたるが、千六百二十八年轉じて波蘭のリッサ府  
に至り、こゝに教師となり  
て、有名なる「大教授書」を著  
はせり。此の書大いに世の  
好評を博し、諸國争うて氏  
を聘するに至れり。よりに  
英國、瑞典、匈牙利諸國を巡  
り、到る處學事改革案を草  
したれども、時勢尙非にし  
て、實施を見るに至らず。匈牙利にて有名なる「世界圖解」を著  
はせり。千六百五十四年同國を出で、リッサに歸り、後また諸國  
を遍歴し、和蘭のアムステルダムに至り、著述に従事せしが

第二編 第二章 近世歐米の教育 第五節 第十六七世紀に於ける教育 學術の發達及び當代の主なる教育家



教育説

遂に茲に歿せり。氏の教育説は其の著「大教授書」に詳かなり。左にその大要を述べん。

人生の目的

人生の最終且最高の目的は天國に於いて神と共に住し、永久に幸福を享くるにあり。而して地上の生活は、唯永久的享樂に達する階梯に過ぎず。此の地上の生活を營む間に盡くすべき任務に三あり。一、人は理性的動物ならざるべからず。二、他の動物及び自身を支配せざるべからず。三、造物主の肖像となり、その喜悅する所とならざるべからず。而して一には學問的陶冶を要し、二には道義及び善良なる習慣を要し、三には宗教心を要す。

教育の必要及び時期

此の三者は各人の天より稟くる性質なり。然れども之れを正當に發達せしめんには教育を要す。氏曰はく、人の人たら

少年の教育者

んには教育を要す。と。而して人の一生中、教育の最も適せる時期は少年にあり。何となれば少年は最も軟弱なるを以つて、容易に外部より動かされ得べく、且少年のとき一旦學べる所は最もよく牢記し、又少年は他の事業を執るを得ずして、獨り教育を受くるに適し、又幼にして學び壯にして行ふべきを以てなり。

此の少年教育を主るべきものは兩親なり。然れども兩親は兒童を教育するに足る時間と能力とを闕くこと多ければ、學徳共に勝れる人を以つて教師となし、之れに兒童の教育を托せざるべからず。此れ學校教育が家庭教育の補足をなすべき所以なり。學校教育は多衆の兒童を同時に教ふるを以つて、兒童の競争心を刺戟し、且善例を見習はしむる利ありとす。



小學校

學校教育は六歳より始めざるべからず。貴賤男女の區別を問はず、凡べて皆小學校に入り、同一の教育を受くべし。小學校にては、單に智識を得しむるに止まらずして、兒童の道徳心を高め、信仰心を強めざるべからず。故に教授訓練共に其の方法を講ぜざるべからず。

教授の原則

教授は從來の如く機械的方法なるべからず。教授の正當なる方法は自然を模倣するにあり。氏曰はく「技術は自然を模倣するに過ぎず。少年教育者は醫師と同じく、唯自然に従ふべき者にして、己れ其の主たるに非ず」と。かくして氏は所謂客觀的自然主義を唱へたり。左にその原則を列舉せん。

第一、自然は適當の時を擇ぶ。從ひて一、人の教育も亦其の春時即ち少年時代に始むべし。二、朝時は最も修學に適應する時なり。三、兒童の年齢に相當し、理解力に適したる教

材の外は授くべからず。

第二、自然はまづ材料を供し、然る後形狀を賦與す。從ひて一、書籍及び一切の教具を準備すべし。二、言語に先だちて理解せしむべし。三、何れの語も文典より出でずして、適當なる文章より學ばしむべし。四、實科の知識を先きにし、形式的練習を後にすべし。五、實例を先にし、規則を後にすべし。

第三、自然は其の事業に對して適當なる材料を擇ぶ。或は之れを適當ならしむる準備をなす。從ひて一、學校に在學する兒童はよく忍耐して、教授を受くる状態にあらざるべからず。二、一の教材を授けんには先づ兒童の精神をして、之れを感受するに適せしむべし。三、兒童の勉學の注意を亂す障害物を取除くべし。



第四、自然は種々の事業を錯綜することなく、其の區別を明かにして前進す。従ひて生徒には同時に數多の教科目を課すべからず。

第五、自然は各事業に於いて根柢より出發す。従ひて一、事物の理解を先とし、次に記憶に及び、然る後始めて言語及び手に及ぼすべし。二、教師は理解力を啓發する總ての方法を會得し、適宜に之れを應用すべし。

第六、自然は其の建設を普通より始め、漸く個々に及ぼす。従ひて一、兒童を教ふるに當たり、最初に全體の陶冶の基礎を其の精神に置くべし。二、言語・科學或は技術に於いてはまづ簡單に其の要點を教へ、之れに由りて兒童をして其の完全なる概見を得しむべし。

第七、自然は歩々前進し、決して飛躍せず。従ひて一、科學

的教材の總體は注意して自然的階級に分ち、常に前者を後者の豫備段階として解明さんことを要す。二、時間を精確に分割し、各年・各月・各日・各時に配分して、特に定められたる業を課すべし。三、此の時間及び課業の分割を嚴格に守り、決して飛躍し、轉倒することあるべからず。

第八、自然は一事を始むる時は、其の完全に達するまで中止せず。従ひて一、學校に入學せる兒童は知識廣く、道義的宗教的人間となるまで在學せざるべからず。二、學校は喧噪なる地を避けて、靜かなる處に設くべし。三、規則上勉むべき所は決して中止すべからず。四、務めを怠ることと反則の行爲とは、如何なる口實に於いても許すべからず。第九、自然は注意して反對なるもの及び有害なるものを避く。従ひて一、兒童に教科用外の圖書を持たしむべか



らず。二、教科用圖書は正當に智慧、德義及び信仰の器と名づけらるべく、編纂せざるべからず。三、無賴の徒の學校又は其の近隣に入るを許すべからず。

氏は此の原則より演繹して容易、確實、簡便の三者を定めたり。

一、容易は次ぎのごとき條件の下に生ず。(い)教授が精神混亂せざる前に好時機を見て始められたる時。(ろ)教授がよく準備せられたる時。(は)普通より特殊に進む時、即ち主要なる點より附隨せる點に進み、顯著なる點より細微の點に及ぶ時。(に)教授が易より難にすゝむ時。(ほ)生徒が教材の過多に苦しめられざる時。(へ)常に徐々に進行せらるゝ時。(と)兒童の精神が隨意に其の年齢及び教様に應じて願望を有するより、他に何等に向ひても壓迫せられざる時。

(ち)凡べての教授に於いて覺官を使用する時。(り)學習する物の必要が明にせらるゝ時。(ぬ)凡べての教授が一定の同様な普通の方法によりて爲さるゝ時。

二、確實は次の條件の下に生ず。(い)唯、眞正に必須なる材料のみが選擇せらるゝ時。(ろ)其の材料が悉く教授せられ其の何れのものも缺損せざる時。(は)凡べてに確固たる基礎の定めらるゝ時。(に)此の基礎が根本的のものなる時。(ほ)凡べて後繼者が此の基礎の上に支掌せらるゝ時。(へ)分割の出來得る時には成るべく分割せらるゝ時。(と)凡べて後來る者が之れに先だつ者に支掌せらるゝ時。(ち)凡べて相互に關係するものがよく結合せらるゝ時。(り)凡べてのものが理解、記憶、言語の關係によりて整理せらるゝ時。(ぬ)凡べてが絶えず反覆練習せらるゝ時。



訓練法

三、簡便は次の條件を要す。(い)唯一人の教師が一校或は少くとも一級を監督する時(ろ)一題目につき唯一人の著者による時(は)同一作業が全教場に課せらるゝ時(に)同一方法によりて凡へての教科及び言語が教へらるゝ時(ほ)凡へてが基礎より簡短にして、且要點を失せざる様教へらるゝ時(へ)自然に結合したる凡へての事物が教授上よく聯關せしめらるゝ時(と)今日のものは前日のものを確實にし、後繼者に進路を示す様凡へてが離るべからざる段階を保つとき(ち)凡へての不必要なるものが除かるゝ時

斯の如く周到なる教授法を規定し、これを凡へての教科の教授に通用すべしとせり。

教授の結果は獨り教授法の巧拙に由らずして、また訓練の

學校の系統

方法如何に由るものなり。古の諺に「訓練なき學校は水なき水車の如し」といへるは誠に當たれり。まづ教授中生徒の心を散亂せしめず、よく注意を集むること肝要なり。注意を集めんには、教師が同時に全生徒を見渡し、且つ教授に生氣あらしむべし。凡へて強迫を用ひ、苛酷の取扱をなすは不可なりとす。

氏は心身發達の段階を分かちて四とし、之れを**嬰兒期**、**幼年**、**少年期**及び**成年期**と名づけ、其の各期を六個年づつとなし、之れに各種學校を配當せり。即ち**嬰兒期**には**母親學校**、**幼年**期には**小學校**、**少年期**には**文科中學校**、**(ギムナシウム)**、**成年**期には**大學校**を配當せり。其の中、小學校は各市町村に設け、六歳より十二歳に至る凡へての兒童を就學せしむる所に於て、日々四時間の授業をなし、其の教科目を國語、算術、測量



初歩・唱歌・宗教・歴史初歩・天地誌の一部及び實業・技藝等とす。かくの如く氏はベーコン・ラチハウス等の新主義を受けて、之れを大成したる大教育家にして、其の後世に及ぼしたる影響甚だ大なり。

一　一　ロツク

傳記

ジョン・ロツク(一六三二—一七〇四)は英國リントンに生まる。ウエストミンスター學校にて豫科を學び、後オクスフォード大學に入りて、神學及び理學を研究し、學位を得たる後、醫學を修めたり。其の目的は醫師たるにあらずして、唯己が薄弱なる身體を健全にせんが爲めなりしが、之れに由りて大いに哲學及び教育學を研究する階梯を得たり。氏英國公使館の書記生となり、獨逸に在ること一年、後オクスフォードに歸



り、シャフツベリー伯爵に親近し、伯爵を介して高貴の人と交はるを得たり。ついで伯爵の子の教育を監督し、實地教育に關して得る所多かりき。

氏は伯爵との關係より政治の局に當たりしが、千六百八十二年政變のため、伯爵と共に和蘭に逃れ、居ること六年にして、英國に歸れり。その和蘭に在りし時、「人間悟性論」と題する書を

著はせり。此の書初めはオクスフォード大學より攻撃を受けたるが、後大いに貴重せらるゝに至れり。千六百九十三年、教育に關する思想と題する書を著はし、教育上の意見を書せ



學風

り。後ウイレム王より商業并に殖民事業に關する委員を命ぜられしが、數年の後病のために之れを辭し、閑居して歿せり。

ロックは人間悟性論に於いて、人の心は白匾の如きものなれば、あらゆる觀念は先天的のものならずして、全く經驗の結果なりとしたり。是れ實に經驗的心理學の始原なりとす。氏は嘗て私教師として教育に従事し、且つウェストミンスター學校の弊風を見、大いに學校教育を排斥して、家庭教育を重んじ、又自ら醫術を研究せしを以つて、大いに體育を唱道したり。今左に「教育に關する思想」に就き、氏の教育説を窺はんとす。同書は之れを三部に分かつことを得。第一部は主として體育を論じ、第二部は主として德育を論じ、第三部は主として知育を論ぜり。

體育論

ロックは教育の目的を以つて人生の幸福を得るに在りとし、而して人生の幸福は健康なる身體と健康なる精神とを具有するをいふ。故に體育は心育と同等の價値ありとす。されば擊劍騎馬・游泳・舞蹈を習ひ、身體を練磨して、風雨寒暑に耐へしむべし。殊に頭は被ふことなく、足は成るべく跣足にし、時々冷水に浸し、食は淡泊なるものを用ひ、間食には少許の麵包を與へ、酒類其の他劇烈の食料は全く禁ずべし。但し睡眠は十分になさしめ、成るべく早起の習慣を得しむべし。衣服は狹窄に過ぎ、或は溫暖に過ぎしむることあるべからずとす。

德育論

德育論 人は教育によりて始めて人たることを得るものなり。人に高下の別あるは全く教育の如何に由る。されば幼時より善良の習慣を養成せざるべからず。然れども當時



行はるるが如き鞭撻を用ふるは不可なり。鞭撻は外部的脅迫なるを以つて、義務心を消失せしめ、人をして奴隸の心を起こさしむ。宜しく兒童の名譽心に訴へ、兒童をして自ら理性に遵ひて、行動するに至らしむべし。訓練上殊に必要なるは教師が兒童の個性を研究し、之れに應ずる方法を適用するにあり。遊戯の際は殊によく個性を見ることを得。而して個性に應じて教育することは、學校にてはなすを得ず。必ず個人教育ならざるべからずとす。是れ氏が家庭教育を重んずる一因なり。

知育論

**知育論** 教科は實科を重んじ語學を後とす。何となれば知識は直接生活に適用し得るを要すればなり。この故に學校中算術を最重しとし、次に地理・天文・物理・歴史を重んじ、手工は娛樂として之れを學ぶべしとなす。語學は國語を先と

し、外國語を後ちとす。外國語中まづ學ぶべきを佛語として、拉丁語をその次に學ぶべきものとし、以つて當時一般に拉丁語を過重視したる弊を痛論せり。而して語學を修むるには當時の風習の如く、文典によらんよりは、實地によるべきものとせり。

氏は兒童幼時の學習をば遊戯に近づけて、娛樂の間になさしむべしとせり。例へば文字を教ふるには之れを骰子に書き、遊具として兒童に持たしめ、以つて知らず識らず文字を覚えしむるが如し。また兒童稍長せる後も成るべくその負擔を輕減すべしとせり。

氏はまた教授は靜肅を保つべしとし、攪亂せる心意に整齊なる印象を與へんとするは、猶動搖せる白紙に文字を書せんとするが如し。といへり。最後に教授は精密に生徒の力量



ロックと貝原益軒

に適合せしむるを要するが故に、二人の兒童を同一の程度及び方法にて教ふるは難しとせり。ロックの人物及び教育思想は大いに我が國の貝原益軒に類せり。其の著書は早くより我が國に行はれ、我が國の教育に影響せる所多し。獨逸のフランク氏の如きもロックの影響を受くること尠からず。

第六節 第十八世紀に於ける教育及び教育學

術の發達並に當代の主なる教育家

第十八世紀は通常呼んで啓蒙又一洗時代といふ。これ蓋し第十八世紀は從來傳來せるものの誤を正し、蒙を啓き、在來の思想を一洗したればなり。文藝復興時代に於いては唯古昔の文藝に敬服し、一般に人をして太古の高尙なる思想を

當世紀の特質及び其の由來

收得せしめんとせり。されど既にこれを收得してこれに満足する能はず、その餘力はなほ進んで研究せんとするに至りしなり。ウイルマン氏曰く、文藝復興時代は人々皆社會を照らす大光を仰望して喜悅したるなりき。當時代は人々各薪炭を集めて之れに火を點し、以つて自から四方を照らさんとするものなるが如し。かくて第十八世紀は自由は批判推考するの時代となり、時人自から呼んで哲學時代となすにいたれり。即ち在來の天啓は既に信ずるに足らず、各人自から隨意に其の信仰の内容を定むることを得とし、理性を以つて宗教々義の源泉とするにいたれり。或は吾人の價値は信仰に關することなく、其の合理的・道德的なるにありとするに至り、世は漸く乾燥無味となれり。かの前世紀の終より當時代にわたれるフランク氏の敬虔派なりしが如き



は、即ち基督教の信仰薄弱となりしがために、基督教の極意は知識にあらずして、敬虔親愛を本とすべしと主張したるものにして、漸く唯理に陥らんとする思想の反動に外ならず。

ロック氏の生活上に必須なる實學を重んぜしめたるは、ますます理性を開發し、人文的學科は漸くその勢力を減ずるに至り、當代の教育をして實利的ならしむる傾向を生ぜしめたり。ことに當代に於いて教育の思想を一變したるものをルソー氏となす。蓋し中世紀に於いては基督教は人性を以つて腐敗せるものとし、又ロック氏は人性は白紙のごときものにして、その善惡は專ばら生後の經驗によるものとし、ルソー氏は猶進んで、人生は本來善なるものなるを、當時の教育は却つて之れを腐敗せしむるものとなすの極

にいたれり。ルソー氏は古來の歴史習慣を無視し、國家及び社會の權勢に反抗し、個人の權利を主張し、國民的意識をしりぞけて、世界的思想を主張せり。

此の如くにして當代は唯理主義、實利主義となり、個人的、世界的となり、又自然的となれり。こゝに於いてカント氏の道徳教育説出で、又汎愛派のごとく宗教の異同をとはず、たゞ「總父」なる思想を根本とし、之れを崇信するはたゞ正しき行爲をなすにありとし、教育はつとめて**自然的遊戯的**になさしむべしとするものあるにいたれり。

上に論じたるごとく、當時代に於いては生活の必須に應ずるために實科の研究はますます發達し、今日の實科學校の基礎をおくにいたり、またその教授法もすこぶる改良せられ、當代の終には學校に於いて理化學の實驗も行はるゝ



に至れり。又近世語の研究ますく、發達したるのみならず、この世紀の終には**新人道**(又**人文**)學派なるものいでて、**古代文學**ことに**希臘文學**の精神を味ひ、これを自國語をもて發表し、その形式の美によりて教育に貢獻せんとするものあるに至れり。レッシンク、ゲーテ、シルラーの如きもの即ち之れなり。

左に此の時代に於ける教育大家の傳記及び其の學説を説かん。

一 フランケ

ヘルマン、フランケ(一六六三—一七二七)は獨逸國リュールベックに生まる。氏の幼なるとき、父はエルンスト侯の法律顧問に聘せられてゴータに赴きければ、氏は侯の改革したる文

傳記



科中學校に入りて教育を受け、有益なる教育上の見聞を得たり。次にエルフルト及びキール大學にて神學及び哲學を學びたり。然れども當時の神學には甚だ満足せず。卒業の後獨り自ら思考を運らし、且一方に敬虔派の僧スパーネル(一六三五—一七〇五)の影響を受けて、頗る自得する所ありき。

千六百九十一年ハルレ大學起こる。翌年氏はその希臘語及び東洋語學の教授となり、同時に府外寺院の牧師を兼ねたり。かくて氏はハルレに數多の學校よりなる一學院を起こせり。氏初め老少の貧民を

第二編 第二章 近世歐米の教育 第六節 第十八世紀に於ける教育及び  
教育學術の發達並に當代の主なる教育家



家に招きて麵包を與へけるが、貧民の無知頑陋なるを見、深く之れを憂ひ、その精神上の不幸を救はんとせり。一日自己の家にある慈善箱に七フロリンの錢あるを見、喜びて曰はく、「此れ有益なる事業を行ふべき好資本なり。余は之れにて貧民學校を起こさん」と。即ち書籍を購求し、大學の一貧生を雇ひて、毎日二時間づつ授業を掌らせたり。時に千六百九十五年なりき。然るに此の貧民學校の成績頗る好良なりければ、ハルレの市民は授業料を納めて兒童をこゝに就學せしむるに至れり。氏はこゝに於いて貧民學校の外に市民學校を起せり。ついで孤兒院を設け、孤兒及び監督なき兒童を收容したるに、諸方より金を寄附するもの多く、その發達甚だ速かなりき。フランケの歿する際、氏の監督せる所次の如し、

一、ベタゴギウム(大學入學の豫備の所)監督一人、教員七十人、

教育説  
教授法

生徒八十二人。二、拉丁語學校、監督三人、教員三十二人、生徒四百人。三、獨逸語學校、監督四人、教員百六人、生徒千七百二十五人。四、孤兒院、監督十人、院兒百三十四人。五、校給の食卓に就く者五百八十五人。六、家事、書舖、藥劑に從事するもの五十三人。七、女學院生徒二十九人。上記フランケ學院の事項はシユミッド氏教育史に據る

此れらの諸學校は何れも近世獨逸諸學校の始めをなせるものとす。かくしてフランケの學制に及ぼせる影響は甚だ大いにして、三十年戦争に由りて一旦衰頹したる獨逸小學校を再興し、之れに新生命を賦與したるは實にフランケの力なり。

フランケは敬虔派の代表者なり。故に教育の目的を以つて敬虔心を養成するにありとせり。されば總ての教科の中宗敎教授を最も重んじたり。獨逸語學校にては宗敎の外に唱



歌・讀方・書方・算術・手工及び地理初步を受け、而して地理は唯遊びながら學ばしむ。即ち散歩の際或は博物館・水族館を觀覽する時に之れを授くべしとせり。フランクの學校にては大いに教授法を重んじ、殊に教授を直觀に基づけ且生氣あるべしとせり。故にハルレの學校には植物園等を附設して、以つて直觀の材料を設備したり。又教授の方式として發問式を重んじ、以つて生徒をして自ら活動せしむることを務めたり。

訓練法

學校訓練に關しては氏は寛厚を貴べり。責罰殊に體罰は兒童に對しては廢すべからざるものなれども、粗暴に涉るべからずとせり。

教員

氏は教員の人となりに重きを置き、凡そ教員たるものは厚き敬虔心と潔白なる性行とを有すべしとせり。之れと共に

教育術に堪能なるべしとしたり。さればハルレ學院中に師範學校の如きものを設け、教授法を練習せしめたり。此れ實に近世師範教育の濫觴なり。

△ 一 一 ルソー

傳記

ジャン・ジャック・ルソー(一七一二—一七七八)は瑞西ジュネーブに生まる。父は時計師にして、家甚だ貧しかりき。氏は生まれ直ちに母を喪へり。此れルソーの遭遇せし最初の不幸なりき。九歳まで家にありて父の教育を受けしが、父は寛大に氏を取扱ひ、毎夜小説を讀ましめたり。此れによりて氏が多感多恨の性は益増長せり。千七百二十年父、郷地の佛人と争を起こして、ジュネーブを去りたるを以つて、氏は叔父の家に寓し、次に寺院に寄托し、茲に善良なる教育を受けた



Social contract



り。後銅版師の徒弟となりたりしが、その勞に堪へずして逃亡し、之より諸處に漂泊し、千七百四十一年佛國パリに移り。已にして公使館書記生となりてベネチアに赴きたりしが、不正の行あり、罷められて再びパリに歸り、千七百五十年遂に瑞西に還りしが、復た久しく居ることを得ず、千七百五十六年復たパリに歸り、有名なる教育小説「エミル」を書けり。政府は此書を以つて宗教に反對するものなりとし、燒き棄てたれば、ルソーやがて佛國を逃れ、瑞西に潜みたり。幾もなく氏また「民約論」を著は

當時の概況

し、大いに自由主義を唱道せしかば、瑞西にも留まること能はずして、英國に奔りしが、茲にて佛國に歸ることを許され、パリーの近郊に餘年を送り、千七百七十八年急病に罹りて死せり。或はいふ自殺したるなりと。但しルソーの教育主義は後世を益したるところあれども、その行事は決して教育者の模範とすべきものにあらず。

初等學校は前時代より僧侶又は寺院立の外に王侯或は市に於ても經營せられたり。されど之れ等の學校は僧侶自ら教育せざるも、僧侶により直接に監督せられ、僧侶により試験せられたる教師によりて教育せられ、官聽の監督は間接にして、その力又微弱なりき。中等學校も亦王侯によりて設立せられたれども、その教養の本旨は宮庭の官人養成的にして、虚禮的たりき。ことに當時の教育は鞭の業にして、自

第二編 第二章 近世歐米の教育 第六節 第十八世紀に於ける教育及び教育學術の發達並に當代の主なる教育家



教育説

由意志の業にはあらざりき。時人既にこれに倦めり。此の時に當り、多感のルソー氏は之れを慨嘆し、氏の獨特なる發表の妙趣によりて從來教育の弊風を喝破し、新行路をひらき教育史上に一大變動をおこしたり。今氏の教育上の著書エミルによりて、左に氏の教育説を叙せん。

氏の教育主義は何事も自然の儘に任すべしといふにあり。凡て自然の手に成るものは善なり。人の手を経て腐敗す。兒童の心意も初めは何等の悪なし。故に自然の儘に任すれば可なれども、成人が種々の干渉をなすに由りて不良となるなり。斯くいふと雖も教育的指導は全く不必要のものにあらず。教育者の爲すべきことは直接兒童に對するにあらずして、寧ろ其の周邊に對するにあり。即ち兒童の自然的發達を妨害するものを排除するに在り。教育は兒童をして自然

的發達を遂げしめて、以つて人間たらしむるにあれば、身分及び職業の差別を顧みるべからずとせり。

以上はルソー氏教育論の基礎とする所なり。エミルは此の理想を實例にて示さんが爲に著はせるものにして、エミルと名づくる一少年の生時より結婚に至るまでの教育を記載せり。この書エミルの年齢によりて別かちて五卷となす。左に之れを略説せん。

**第一卷**はエミルの第一歳の教育にして、専ら體育を論ず。體育には一切の干渉庇保を廢し、自然に放任すべし。平生跣足なるべく、疾病あるも醫藥を與へず。玩具は人造物なれば、之れを與へず。唯一片の木竹にて足れりとす。而して氏は兒童の自然的權利を保護し、世の兒童取扱方の不自然なるを批難し、殊に母が己れの便宜の爲に、乳母或は侍婢にその兒を



委ぬるを無責任なりとして攻撃したり。

**第二卷**はエミルの二歳より十二歳までの教育を記す。人性は本来善なるものなれば、別に徳育を施すに及ばず。唯腐敗せる人間社會より隔離し、兒童をして邪惡に染まざらしめば即ち可なりとす。若し兒童にして惡事をなすことあらば、之れを訓戒又は責罰するが如きことなく、自然の賞罰に任すべし。例へばエミルは我が儘に窓を破りたれども、決して之れを罰せず。又將來かゝることを爲すを禁ぜず。然れども彼れは之れに由りて、寒冷の空氣に觸れ、雨露に曝されざるべからず。かくして風邪に罹り、數日間室内に呻吟し、後來決して窓を破らざることを誓へるが如し。

此の時期には一切書籍を用ひず。又少しも文字を教へず。唯五官を練修して、外物を知覺せしむるのみ。

**第三卷**はエミルの十二歳より十五歳までの教育を記す。徳育は前期と異ならず。教授に關しては此の時期を以つて最も學習に適せりとなす。學習の方法は前の如く自己の直觀及び經驗に基づく故に、地理の學習としては自己周邊の土地を觀察して之れを簡易なる地圖に畫かしめ、物理は自ら實驗して學び、天文も亦自己の觀察を本として學ぶ。かくして凡べての學習に書籍を用ひず。唯此の時期に讀ましむべき書はロビンソン物語とす。ルソーがロビンソン物語を重んずるは、是れロビンソンが獨力經營したる事蹟を以つて男兒の思想と見做したるなり。

**第四卷**はエミルの少年時代の教育を記す。此の期に至りて始めて社會に出で、他人と交はりを結ぶ。而して社會の構成を知らんが爲に歴史を學ぶ。十八歳に至りて宗教を學ぶ。又



趣味を養成せん爲、希臘及び拉丁の古典を學ぶ。

第五卷はエミルの妻ソフィアの教育を説く。凡てて婦女子の教育は家庭に於いてす。その目的は人の妻たるに適するに至らしむるに在り。まづ音楽及び一切の女功を學び、讀書は唯初步に止む。宗教は早くより教へ、以つてその心情を養ふべしとす。

以上述べたる所に由りて、ルソーの教育説は頗る極端に馳せ、誤謬に陥りたる點頗る多きを見る。然れども其の間また眞理の存する所あり。この後の教育家中「エミル」を讀みて教育を刷新せんとせるもの頗る多かりき。

三 バゼドウ

傳記

ヨハン、ベルンハルド、バゼドウ(一七二三—一七九〇)は獨逸



ハムブルグに生まる。同市の文科中學校に入り、次いでライプチヒ大學に入り、神學及び哲學を修めたり。卒業の後ホルスタインのクアレン家にて家庭教師となり、大いに功績を擧げ、後丁抹政府に仕へ、千七百五十三年ソロー専門學校の教師となり、千七百六十一年アルトナ中學校長に轉ぜり。氏はエミルを讀みて大いに感奮し、ルソーの思想に由りて獨逸の教育を改革せんと志し、「教育論」を著はして自己の意見を述べたり。氏の意見は忽ち世人の注意を惹起し、此の書大いに世に歡迎せ

第二編 第二章 近世歐米の教育 第六節 第十八世紀に於ける教育及び教育學術の發達並に當代の主なる教育家



汎愛學校

られたるが、氏は其の利得を以つて更に繪入の讀本を出だせり。是れ教科書に圖畫を挿入したる始めとす。

バゼドウはデッサウ侯レオポルドの補助を受け、千七百七十四年一の模範學校を開設せり。之れ即ち最初の汎愛學校にして、六歳より十八歳までの少年を教育したり。

デッサウ學校の教育法は大いに當時の學校と異なりき。生徒の服裝は質素にして、他の學校の如く綺羅を用ひず、又當時怠慢にせし體育及び衛生に注意したるを以つて、生徒は健康にして且つ活潑なりき。訓練は緩和を主とし、教師は生徒を親切に遇し、生徒は教師に心服せり。教授は當時一般に行はれたるよりも一層生活上の要求を顧み、従ひて實科を重んじたり。又教授は實物によるを第一とし、然らざるも必ず繪畫に由りて直觀的に教授すべしとせり。又大いに生徒の

汎愛派の教育主義

自動を勧め、且つ遊びながら學習すべしとし、鞭による教育を退けたり。而してこの教育法を自ら呼んで**改良教育法**といへり。

バゼドウに次ぎてカムベ(一七四六—一八一八)及びザルツマン(一七四四—一八一二)の二人あり。大いに汎愛主義を唱道せり。今該派の主張せる教育上の原則を約言すれば左の如し。

- 一、體育は心育の自然的・必然的基礎なり。大いに之れに注意せざるべからず。故に衣食住に注意し、戶外の運動及び體操を努むべし。
- 二、教育上凡べての**抑壓**を退くべし。兒童の天性は善なれば、自然に任せて善良となるものにて、外部よりの抑壓は唯之れをして不善ならしむるのみ。道德及び宗教は少年の



意に快からしめ、以つて彼れ等をして喜びて之れを學習せしめざるべからず。教授も亦成るべく兒童に快からしめ、少しの抑壓をも加へざるものなるべし。而して出來得る場合には生徒をして遊びながら學習せしむべし。

三、教授は實際的生活の要求を顧慮すべし。故に近世語實科並に凡へて實際的生活に有効なるものを追求すべし。

四、凡へての教授は自然的具案的方法に由りて施すべし。從ひて教材は兒童の自然の發達に一致せる順序、即ち易より難に、近より遠に及ぼし、教授は成るべく直觀より出發し、概念及び規則は適切なる實例より導き、兒童をして教授の際成るべく自動せしむべし。從ひて對話的敎式を用ふべし。

五、教授は一個の技術にして、他の技術の如く學ぶべきもの

なり。故に敎術練習所を設けて、堪能なる敎師を養成すべし。

六、宗教敎授は少年をして道德的ならしむるを唯一の目的とするを以つて、宗派の區分を顧みずして敎授すべし。故に宗教敎授は最も普通なる宗教上の眞理に止むべし。

七、凡へて教育は最高目的として人間現世の幸福を追求すべし。而して人間現世の幸福は主として實際的道德及び心身の天稟の標準的發達に存するものなり。

四 カント

イムマニウエル、カント(一七二四—一八〇四)は獨逸ケーニヒスベルヒに生まる。父は鞍工にして、家頗る貧なりき。九歳にして敬虔派の學校に入り、尋いで同地の大學に入りて專

傳記  
イムマニウエル  
カント



ら神學を修めしが、後哲學、數學、物理學等を研究したり。千七百五十五年同大學の教職に就き、之れより千七百九十七年まで四十二年間、一日の如く其の職を盡くせり。氏は極めて



規則正しき生活をなし、食事、散歩、就蓐等の時刻を定め、終生一日も違へざりきといふ。又終身娶らず、常に心を學事に専らにせり。氏は大哲學者にして、哲學に關する數多の著書あり。就中「純粹理性批判」「實踐理性批判」及び「判斷力批判」を最も有名とす。教育に關しては氏のケーニヒスベルヒ大學にて講述した

教育説

る講義を、門人リンク氏の出版せるものあり。題して「教育論」といふ。カント謂へらく、「人は教育に由りてのみ人たることを得るものなり。人にして教育を受けざれば、唯動物の性情のみ發達して、理性は遂に光輝を失ふに至るべし。故に教育によりて理性を養成し、以つて道德的人物たらしむべし。」と。氏は教育事業を以つて人の存在の目的を達せしむるものとし、而して人生の目的には種々の方面あるを以つて、教育の目的にも亦種々の方面あるも、其の最高目的は道德に存すとなせり。

カントは教育事業を分ちて三となせり。養育、訓練及び教授是れなり。養育の原則は自然に従ふに在り。是れ唯兒童をして害惡に染まず、能力を亂用せしめずして、其の運動並に感覺機關を早く發達せしめ、以つて強健、熟練、敏捷確實に達



せしむるにあり。訓練は人の動物性を抑壓して、理性を養成するに在り。故に兒童をして始めより規則に服従せしめ、以つて義務心を長ぜしむべしとす。教授は生徒をして知識及び技能を得しむるに在り。氏の教授論中特に有名なるは**道德教授**のことなり。中世期以來道德教育は全く宗教に支配せられ居りしが、カント出でて始めて宗教を離れたる道德教授を設くべしと唱道せり。

氏は道德教授の目的を以つて兒童をして自由に道規に遵はしめ、以つて義務心を養成するにありとせり。その教授法は問答法に由り、惡を去り、善に就くべきを覺らしむるにありき。而して近頃宗教以外に道德教育を置き、其の研究を始めたる源をなせるものなり。

第七節 第十九世紀の教育及び教育學術の發達並に當代の主なる教育家

當代の特質及び其の由來

當世紀の教育は其の初めに當りては、前世紀の教育を繼承し、唯理的にして、智識は力なり、教化は自由ならざるべからずとし、且つ文化を普及し、教化事業を生活の種々の必須に應ぜしめんとせり。されど當世紀は又大にその特色を發揮せるものあり。即ち**意志の強固を教育の目的**とし、世界主義は變じて**國家主義**となれることこれなり。

當世期の初めにあたり、ナポレオン第一世は佛帝國の帝位に登り、進んで世界的帝國を建設し、自から世界を支配せんとせり。ここに於いて歐洲全般の騷亂起りて、歐洲各國從來の組織は全く破壊せられ、その風俗文藝も亦將に亡びんと



するの危険に陥れり。この時にあたり古昔より傳來せるものを保存し、各國の良風を尊重し、以つて秩序ある發達をなさんとするには、徒らに新説に動かされ、隨意の方向に走るものは危険なりとの思想起り、人はたゞ思想の高尙なるが故に尊きにあらずして、強固なる意志を有するが故に尊しとし、自ら意志の強固を教育の目的とするに至れるなり。かくてまた人類は整頓せられたる國に於いて、その歴史習慣と共に發達するものなりとの思想を生じ、世界主義を危険なりとして、教育は國家主義を帶び、かの前世紀に於ける世界的宗教、又世界民を創設せんとするが如きは誤れりとなすに至れり。而して獨國に於いてこの思想の奮起に與かる學者は、フヒテール氏（一八一四歿）及びシュライヘルマツヘル氏（一八三四歿）等なりとす。フヒテール氏は伯林大學哲學科大學

長にして、ナポレオンの將伯林市を支配せる時にあたり、危険を冒して、獨逸國民に告ぐなる演説をなし、以つてベスタロツチ氏の主義方法にしたがひ、國民をして擧つて教育に浴せしめ、以つて獨逸國民なる一體の存在を起さしめんとせり。但しベスタロツチ氏は前世紀の末よりして教育は人類一般の基礎的要素なりとし、ルソー氏の自然主義の教育に感じて、下層人類の教育に努力しつゝありしなり。こゝに於いて氏の主義は先づ獨國に認められ、漸次世界國民教育の基礎となり、後世その影響をうけざるものなきに至れり。故に氏をもつて近代國民教育の始祖とするもまた宜なり。シュライヘルマツヘル氏は當時伯林大學神學科大學長にして、宗教上、教育上大に奔走努力したり。また氏は教育の目的を以つて人をして寺院、國家などの種々の共同生活に於ける獨立



有爲なる列員たらしむるにありとし、教育の事業は社會に於ける前進者が後進者を誘導することによりて成立するものとせり。  
上の如くにして當代の教育は國家的となり、歴史の尊崇となり、普遍的となり、國民教育の發達となり、意志的となるに至れり。

實科並に近世語科の發達及びその古文學との關係

又實科的方面は生活の必要に迫られ、益發達するに至れり。  
**實科的學科**は總べての學校に於いて**近世語**と共に増加したるのみならず、上下の實科學校多く起れり。而して實科と古文學との關係は今日も猶教育上の一論點にして、實科を主張するものは實科によりて生活上の資質を得しめ、且つ幼時より其の得意とする所に従ひ、學習の方針を定め、分業の發達に應ずるを期し、又精神陶冶の材料も一に實科及び

女子教育の發達

教育學術の發達

今世文學によらんとす。古文學を主張するものは、古代の學藝は人を文明開化の根源に導きて其の根源を悟らしめ、自ら心情を純潔ならしめて、心情陶冶に有効なるものなれば、高等の業務に従事するものは、何人も學ばざるべからずとす。かくて中等學校に於いては古文を主とするものと又實科を主とするものと起り、諸種の中等學校を生ぜしのみならず、同一學校にても各科配當の分量につき今尙論争あり。  
**女子教育**も國民教育の發達と共に發達せるも、その高等普通教育及び高等專門教育は、女子の職業又其の社會上の地位の問題と共に、此の終の半世紀間に發達せり。  
教育學の發達も亦當時代に於いて大成せり。およそ科學の發達には三段階あるがごとく教育學も亦然り。その第一期には教育の必要を知りて、たゞ個々の經驗にしたがひたる



時代にして、ユメニウス以前即ち之れなり。その第二期に入りては經驗上の理法を總合し、やゝ形式をそなへたるの時代にして、ユメニウス氏は即ちこの種類に屬する大家なり。第三期に至りては理想と實驗とにより**普遍にして一貫せる體系を組織**したるものにして、ヘルバルト氏は即ちその始祖なり。當代の始めにあたりては、ヘスタロッチ氏は兒童諸能力の自然的發達にしたがひて教育の方法を定め、**主觀的** **自然主義**の教育説をはじめたり。然るに兒童諸能力の自然的發達を明かにする心理學は、いまだ發達せざりき。ヘルバルト氏いでて自ら心理學を組織し、之れを方法的基礎とし、倫理學によりて目的を論定し、以つて科學的體系をそなへたる教育學を組織したり。こゝに於いて其の主義内容には多少の相違あるも、後世教育學をして大に發達せしむるに

至れり。而して英國にダーウイン氏(一八八二歿)ありて進化論をとなへ、スペンサー氏は進化論を精神科學に應用して社會有機體説を唱へ、大に國家社會主義の勃興を來せり。こゝに於いて社會的教育主義を唱ふるもの多きをいたせり。教育學に社會主義を採用して一系統をたてたるは前述のシュライヘルマッヘル氏とす。而してこの世紀最後の二十年間に於いては益、國家社會なる觀念は盛んとなるに至れり。現代教育の大家ウイルマン氏は、吾人若し教育の個人的見解と社會的見解とを結合し、個人的状態の多樣にしてその關係の深きことと、社會的、歴史的關係の複雑なることとを認めて之れに應じなば、こゝに始めて教育事務の全體を見ることを得べし」と。

個人的教育學と社會的教育學とは教育學界に於ける二大



學派なり。然れども現今の學者ウイルマン氏の如く個人的と社會的との兩見解を調和し、之れを折衷せんとするもの多し。

左にヘスタロッチ氏を初め、此の時代にあらはれたる教育大家の傳記及び學説を述べん。

一 ヘスタロッチ

傳記  
ヨハン、ハインリッヒ、ヘスタロッチ(一七四六一—一八二七)は瑞西チューリッヒに生まる。六歳にして父を失ひ、獨り母に養育せらる。氏性質柔弱にして感情に富みたるが、常に母の膝下にあつて、外界の人と交はらず。且つ祖父及び僧侶に接せしを以て、一層心情の陶冶を受けたり。氏初等學校に在るとき、學業進まず、屢學友に嘲笑せられたり。氏が後年の人物性行の



チ ャ ッ ロ ッ チ

一端は已に小兒のときに現はれたるが如し。ヘスタロッチはチューリッヒの拉丁語學校を卒業せし後、同地の大學に入り、神學を修めたり。然れども最初の説教に失敗せしより、志を變じて法律を學びたりしが、亦久しからずして之れを廢せり。次に農業家となりて、社會を益せんことを志し、老農に師事すること一年にして、千七百六十八年アルガウにて數町の土地を買ひ、家を築き、農業を始め、之れをノイホーフ(新莊の義)と稱せり。然るに氏は經營の才に乏しく、且つ凶歲に會ひて、農事に失敗し、



大いに負債を生ぜり。然るに氏は少時ルソーのエミルを讀み、深く之れに感じたりしが、當地の貧民の状態を見て、哀憐の情自ら禁ずること能はず、且つ謂へらく、「かゝる下層民の改良は獨りその幸福たるのみならず、また一般の幸にして、しかも彼等も亦教育によりて改良せらるべき稟賦を享受せるものなり」と。

乃ち自家の貧なるを忘れ、貧民學校を起こしたるに。來たり學ぶ者五十餘人に及べり。氏は兒童をして夏は農事に従はしめ、冬は紡績機織等を營ましめ、以つて之れに衣食の資を得しめんとせり。然るに氏の實務に不熟練なる爲、之れにも亦失敗して、千七百八十年遂に學校を閉づるに至りしが、氏は之れに由りて大いに教育上の經驗を得たり。氏は猶茲に留まること十八年、其の間備さに辛苦を経たるが、常に社會

久保新三郎

西澤の事

を益せんことを考へたり。千七百八十年「隱者の夕暮」といふ書を著はして、自己の教育意見を述べ、その翌年「リンハルド及びゲルトルド」と題せる教育小説を著はせり。その書の大意は、リンハルドと稱する一煉瓦工あり。性温良なりしが悪友に誘惑せられ、酒に溺れ、博奕に耽りて、家事を顧みず。其の妻ゲルトルドは非常なる賢婦人にして、困窮の間に善く其の子を教養し、家庭はさながら天國の如くなりければ、リンハルド及び其の悪友も之れに感動して、漸く悔悟したり。茲に於いて郷黨隣里皆其の風に化し、延きて國內に及びたりといふことにて、畢竟教育の源は家庭にありといふ主義を述べたるものなり。

千七百九十八年瑞西のスタンツ府佛兵に襲撃せられて、全街盡く焼かれ、多數の孤兒貧民路頭に彷徨せり。氏之れを聞



き愛憐の情に堪へず、直ちに此の地に赴き、政府の補助を得てスタンツの寺院をば孤兒院に充て、自ら孤兒の長となりたるに、忽ちにして集るもの八十人に及べり。氏其の間に立ちて之れを教導監督し、大いに辛苦を嘗めたり。氏嘗て人に告げて曰はく、凡て兒童の受けたる教育、保育一として余が直接に手を下さざるなし。或は手を以つて彼れらの手に加へ、余が指す所に導き、或は目を以つて彼れらの目を凝視し、以つて余の意を知らしめ、共に泣き、共に笑ひ、食を推して彼れらに食はしめ、水を分かちて彼れらに飲ましむ。余は元來一物をも有せず、家もなく、又た朋友もなし。朝夕起臥獨り此の兒童あるのみ。而して余は彼れらの眠に就くを待ちて、深更寐に就き、彼れらの未だ覺めざるに、夙に床を離れて、彼れらと共に祈念したり。』と。氏はかく兒童を愛せしかば、忽ち兒

童の心服を得、よく其の過に陥るを防ぎ、日々善に移らしめたり。然るに千七百九十九年佛兵再び來たりてスタンツの寺院を病院となしければ、ベスタロッチの孤兒院も廢絶に歸せり。この時氏は慟哭して兒童と手を別かてり。後數週を経て、ブルグドルフの一學校の助教となりて赴任したるに、校長に忌まれて、忽ちこゝを去りしが、同地にて他の學校に就職し、茲にて好成绩を奏せしかば、政府よりブルグドルフ城を貸附せられたり。幾もなく政府は此の城を收めて、他の目的に使用し、その代にミュンヘンパークゼーの寺院を氏に貸附せしが、氏はこれを快しとせず、暫時にして此の地を去れり。氏はブルグドルフに居る間に「ゲルトロールド兒子教育法」を著はせり。千八百五年イフエルドンより招かれ、茲に學校を設け、新教育



法を實施したるに、非常の好績を擧げ、名聲歐洲に喧傳し、王侯學者の尊敬を受け、教育家の來たり學ぶ者頗る多かりき。然るに氏が管理の才に乏しきより、教員間に不和を生じ、千八百二十五年遂に學校を廢するに至れり。之れより氏はノイホーフに還り、餘年を送りしが、行年八十二歳にて歿せり。墓誌に曰はく、茲にハインリッヒ、ベスタロッチ安眠す。千七百四十六年一月十二日チューリヒに生れ、千八百二十七年二月十七日ブルグに歿す。ノイホーフに於ける貧民の救助者、リンハルド及びゲルトロードによりて國民の宣教師、スタゼーに於ける孤兒の父、ブルグドルフ及びミュンヘンブクの教育家、眞の人間たり、敬虔にして市民の分を盡くし、凡べて他の爲にして、自己の爲にせず、彼の名に福祉なれ」と。

ノイホーフ  
千七百四十六年

氏の性格

以上述べたる所に由りて之れを觀れば、ベスタロッチは知の人ならずして情の人たるを知るべし。事務家ならずして熱誠家たるを見るべし。氏の事業は皆な愛情に本づけり。その貧民學校を起こし、孤兒院を建て、或は兒童教育に盡瘁せるなど全く愛情の溢れたる者なり。此の愛情と共に、全く私欲を顧みず、至誠を以つて其の志す所を實行する勇氣を有せり。故に氏は慎思熟考の智を闕き、經綸管理の才を供へざりしが、純潔無垢にして、愛及び信仰を以つて教育事業に獻身し、遂に教育史上に芳名を留めたるなり。後世氏を以つて教育の權化とする亦宜ならずや。而して氏も亦自己の特性を承認せり。曰く「余は殆ど凡べての場合に薄弱、不靜且つ淺慮に過ぎ、殆ど凡べての決斷に熟慮を闕けり。又余が創始し指導すべき凡べての事業に不熟練にして、且つ拙劣なりきし。



教育説

かも余は最高なる静穩最大なる慎思最深なる考慮熟練を要する生活地位に立てり。余の事業は生活の智慮を要せしが、余は之れを有せざりき。智識を要せしが、余は之れを求めざりき。經濟を要せしが、余は不經濟なりき。規律及び秩序を要せしが、余は不秩序にして且つ亂雜なりき。斯くの如きに拘はらず、余の事業は成功せり。之れ一に神の恵む所なり」と。氏の教育主義は「隱者の夕暮」リーンハルド及びゲルトロド及び「ゲルトロド兒子教育法」といふ三著述にあり。其の説敢へて新奇なるにあらず、夙にコメニウス及びルソー等の唱道せる所なり。然れども氏の所説は徒らに前人の言を祖述せるにあらずして、自己の心底より湧出せるものなり。今左に氏の説の大意を述べん。

教育最高の目的は人間の具有する諸能力を成るべく完全

教育の目的

教育の方法

に且つ調和的に發達せしむるに在り。言ひ換ふれば眞の人間にまで人間を進捗せしむるにあり。而して諸能力中第一位に陶冶すべきは宗教的倫理的能力なり。人間の品位及び完全は實に茲に本づく。職業及び身分に關する陶冶は、此の**一般的教育陶冶**に服従するものなり。

此の教育の目的を達するに唯一の正路あり。此の正路は自然殊に人間精神の自然が指示する所なり。此の心的生活の自然法を研究し、之れを遵奉して以つて教育を施すは、教育者第一の責務なりとす。かくして氏は**心理學的方法**を立てたり。而して氏の主義は之れをコメニウスの客觀的自然主義に對して、**主觀的自然主義**といふ。その方法を約言すれば、次の四條となる。

一、兒童の諸能力は練習によりて發達し、強壯となるもの



なり。氏曰はく、吾人の各能力は練習の一事によりてのみ自然的に發展す。かくして人はその道義的生活の基礎たる愛及び信仰を唯愛及び信仰の事實によりて、自然的に發展し、其の精神力・思考力の基礎を、唯思考の事實に由りて自然的に發展し、而して其の技術的・職業的能力の基礎、其の覺官及び其の他の機關を、唯之れを使用するに由りて自然的に發展す。」と。

二、凡べての教育及び教授は直觀を基礎とすべし。氏曰はく、直觀は凡べての知識の唯一の基礎なり。各知識は直觀より出發し、直觀に歸着せざるべからず。」と。又曰はく、若し兒童にして判然明瞭なる直觀を缺くときは、兒童は單に言語を弄するに止まり、自ら己れを欺き、且つ盲目的に音を信じ、かくして其の音は何等の概念をも生ぜず、又同

音の混同より他の思想を惹起することあり。菌は降雨によりて肥料の上に忽ち簇生す。然れども日光に遇はば忽ち枯死し、爽快なる晴天を自己存在の害物と認めん。直觀に由らずして生ぜる知識は、恰も此の菌の如けん。故に教授は常に直觀より出發せざるべからず。」と。

三、教育の行路及び教材の排列は、兒童精神の自然的行路と精密に一致せざるべからず。即ち常に容易簡單なるものより始めざるべからず。此の初步の出發點を確實完全に練習し、次に段階的に間斷なき進歩に於いて常に少許の材料を既習のものに附加して進むべし。

四、凡べての教授は凡べての精神陶冶の要素として、言語形式及び數に遡るべし。人間の精神的陶冶に缺くべからざる手段は悉く此の三要素に歸す。氏曰はく、余は教育せ



ペスタロッチ派

られたる人が如何にして一事物を明かにするに至るかを見るに、其の人は毎に次の三點に注意す。即ち一、眼前の事物は如何程多きか。二、其の形状及び輪廓は如何に見ゆるか。三、該事物は如何に名けらるゝか。此の三點より考察す。故に數形式及び言語は一般に教授の要素にして、教授術は之れより出でざるべからず。而して氏は算術を數の概念に屬し、幾何・圖畫及び習字を形式の概念に屬し、讀方・言語學及び唱歌を言語の概念に屬せり。

ペスタロッチは第十九世紀の初期に於いて從來發達し來たりたる多くの教育思想を一身に集め、以つて現時の教育法の源を開きたり。氏の主義を守りて之れを擴張整理したるものはツェラー・ヂンテル・ハルニツシ・ヂーステルウエヒ氏等なりとす。殊にヂーステルウエヒ氏は近世の師範教育の

改良に最も功績ある人にして、氏を呼んで獨逸のペスタロッチといふにいたる。左にその傳記の一斑を述べん。

一一　ヂーステルウエヒ

傳記

アドルフ、ヂーステルウエヒ(一七九〇—一八六六)は獨逸ジーゲンに於いて生まる。氏の幼時は活潑剛健なる兒童にして、學校の課業をつとむるところは少なく、却つて野山を奔走し、或は旅行談をきくなどを無上の樂となしたり。

やゝ長じて、ヘルボルン、チュービンゲン大學等に於いて數學・哲學歴史を學び、後マンハイムに於いて家庭教師となり、始めて教育の趣味を感じたり。其の後フランクフルドの學校教師となり、ペスタロッチ崇拜者に會遇し、大に其の精神に感動せり。後メーリスの師範學校長となり、到る所に好成績



教育説

を擧げ、終に千八百三十二年柏林市の師範學校長となるに至れり。晩年之れを辭し、著作に従事して一生を送れり。



ロッエウルテスーゲ

格にあり。又氏と同じく國民教育者の地位を高めんとせり。而して其の地位を高めんには先づ其の人格を高めざるべからずとして、其の教養に務めたり。氏はかつて教育者の人

氏はベスタロッチ氏を崇拜すること甚だしく、後年ベスタロッチ會を組織し、ベスタロッチ生誕百年祭のために紀念資金を募集するなどの企てをもなせり。而して氏に貴ぶべき所はベスタロッチ氏と同じく其の人

格に關する要件を左の如く發表せり。

- 一、敬神の念に富むること。
- 二、至誠にして其の職務に忠實なること。
- 三、校の内外をとはず人の模範たること。
- 四、自己修養に努勉するものたること。
- 五、同職者に親愛にして規程に従順なること。
- 六、兒童の訓練をなすこと兩親の眞摯なるがごとくなること。

而して氏は教師は又教術に熟練せざるべからずとして、柏林師範學校長となるや師範學校に於いては、練習のために模範附屬學校なかるべからずとして、之れを開始せり。かつ曰はく、「師範學校の價値はその練習校の如何によりて定まるものなり。」と。かくて獨逸國の師範學校には必ず練習のた



氏の教授の體裁

め模範小學校を附設するに至れり。且つ氏は實に自から教授法の模範たりしなり。氏の授業を參觀せる當時の教育者記して曰はく、氏の教授は實に巧なり。數學を教授するに氏は開發的問答により、諄々として解説し、生徒は自ら實算に著手す。又其の幾何を教ふるや、生徒は「バンク」より出て來り、先づ氏に禮し、板面に立てば、氏は一定理より他の定理に導くこと自然にして、教授時限の終に至れば、恰も結論は結ばれたり。氏の目指は全生徒をして一齊に微音だもなく起立せしめ、生徒の眼は生々として師に注ぎ、直立の姿勢は元氣に充てり。云々。又曰はく、余は他の何處に於いても氏の學校に於けるが如く明瞭にして生氣ある優美なる読み方は見ざりき。然れども氏の學校に於いても読み方と話方とは區別せられたりき。と。又曰はく、教師は

先づ兒童と共同に眞義の討尋をはじめ、漸次導きて結果は確實にせらるゝが故に、教授は内心的快感を與へ、自働の氣を起し、答案は確實なり。と。又曰はく、氏の試問はいたづらに學びたる所を答へしむるにあらずして、生徒自己の考究したるものを組織的に答へしむるにあり。と。之れによりて見るも氏はベスタロッチ氏の主義に従ひ、巧に教授し、以つて其の術の模範をなしたるを察すべし。かくて氏は良教師を養成したるが故に、氏の門下生より皇室の教師として召さるるものあるにいたれり。氏は宗教につきては固守する所なし。故に世人は或は氏に反對するありたれども、氏を知るものは氏の眞の心情は基督教の信者なりとて稱賛せり。而して氏は學校は宗教より獨立すべきものと論ぜり。氏は曰はく、古への學校は宗派固



有の學校なり。今日の學校は多宗派共同の學校なり。未來の學校は須らく全く宗教宗派に關係なきものたるべし。と。氏の教育説は獨逸教育者の指針なる書によつて之れを公にせり。この書は教育者が自己改良のために必要なる心得及び教育教授の要旨をヘスタロッチ氏の主義に基きて編成せるものなり。

三 フレーベル

フリードリッヒ、フレーベル(一七八二—一八五二)は、獨逸シュワルツブルグに生まる。母は氏を生みたる後間もなく死したり。父後妻を娶りてより、大いに氏を疎んじたれば、幼時常に悲歎に沈めり。氏性自然物を愛し、時々森林を逍遙し、植物を採取するを樂とせり。十歳の時叔父の家に寓して學校に入

傳記



フレイベル

りたるも、常に讀書を厭ひ、獨り林中を徘徊するを好み、千七百九十九年イエナ大學に入り、理科數學を學びたれども、中途にして退學せり。千八百五年氏建築業となりて、フランクフルト師範學校を建てたるに、校長氏に謂ひて曰はく、子は建築家たるに適せず、宜しく教育者たるべし。今此の學校に一人の缺員あり、子之れに就くべし。と。氏よりて其の聘に應じ、始めて教育に従事するに至れり。時に歳二十三歳なり。當時ヘスタロッチ氏イフェルドンに在り。名聲嘖々たり。氏乃ちイフェルドンに往きて、ヘスタロッ

第二編 第二章 近世歐米の教育 第七節 第十九世紀の教育及び教育學術の發達並に當代の主な教育家



チに師事し、新教育法を學びたり。  
 千八百十二年ナポレオンの獨逸を犯せる時、氏は義勇兵となりて戰役に從ひたり。千八百十六年グリースハイムに學校を起こし、甥姪五人を集めて生徒となしたるが、翌年カイルハウに移り、種々の困苦の間に學校を維持したりしが、遂に千八百二十九年に閉校せり。後瑞西政府の請に應じ、ブルグドルフの孤兒院の長となり、四歳乃至六歳の幼兒を集めて熱心に教授したり。氏が幼稚の教育に身を委さんと決心したるは、實に此の時にあり。千八百三十七年始めてブランケンブルグに幼稚學校を創設し、之れに關する自家の説を世に公にし、千八百四十年之れに幼稚園といふ名を命ぜり。然るに資金の缺乏せる爲め、幾ならずして之れを閉ぢたり。次いでマールレンホルツ男爵夫人の助力を受け、マリーエン

幼稚園

タール城を借り受けて、茲に幼稚園を開き、且つ若年の婦女を集めて、保姆を養成し居りしが、遂に七十歳の誕生日を祝ひたる翌月俄かに歿せり。著書あり。人類教育といふ。  
 氏の教育上の功績は**幼稚園**の創設にあり。幼稚園の思想はコメニウスの已に有せる所なり。然れどもコメニウスは單に母親の教育に止まりしを、氏は更に之れを擴張したるなり。幼稚園は學齡以前の兒童を收容して之れを監督し、之れを保育する處にして、之れを園と稱するは兒童を植物に比し、保姆を園丁に比し、而して學校を花園に比したるなり。  
 幼稚園にては**幼兒の自發活動**を重んじ、**遊戯**を以つて第一の保育手段となす。遊戯に運動遊戯、精神遊戯の二種あり。運動遊戯とは身體及び感官を練磨するものを云ひ、精神遊戯とは六種の恩物を用ひて行ふものを指す。六種の恩物とは、



教授法

第一毬第二球第三立方體の木片第四立方體の木片を縦横に八等分したる物第五立方體の木片を縦に長く八等分せる物第六立方體の木片を二十七個の立方形に切りて、其中三は三角形に二分し、三は三角形に四分したる物なり。氏は此の外に薄き木片及び小き棒を加へて、種々の形を構造せしめ、又は紙片を折り疊むことを課したり。

教育主義

氏の教授法は先づ恩物を幼児に示して其の形状色彩などを見分けしめ、次に實物を手に執らしめて、諸種の形状を構成せしめ、種々の配色をなさしめ、以つて感官を練習し、思考力を養成するにあり。而して氏の教育主義は約して左の十一項となすを得べし。

- 一、悪業の一大原因は幼童の心意に不良の方向を與ふるにあり。

- 二、兒童の純白なる本能は不良なる家庭及び學校の教育法によりて妨碍せらる。
- 三、不良の行爲既に成れば、之れを改良化成せしむること難し。
- 四、兒童遺傳の才能及び品性は教育によりて變換することを得。
- 五、初代の教育法は次代に至れば、遺傳の傾向となりて顯はるゝものなり。
- 六、兒童の官能に印象を爲し得べきものは、皆教育上の感化力として重要なり。
- 七、兒童をして發動せる心力に應じ印象を受けしむべし。
- 八、遊戯は慾望を達する爲の活動にして、自然に福祉を進むる方法となるなり。



九、兒童に快樂を與ふるものは兒童の發達をすゝむるものなり。

一〇、教育の各歩は成るべく身體上の活動と聯合すべし。

一一、心意を練習して思考せしめ、手を練習して作業せしむべし。

#### 四 ヘルバルト

#### 傳記

ヨハン、フリードリッヒ、ヘルバルト(一七七六一—一八四一)は獨逸國オルデンブルヒに生る。幼時は主として賢明なる母の教育を受け、傍家庭教師に就きて學を修めたり。千七百八十八年郷里のギムナシウムに入り、千七百九十四年業を卒へてイエナ大學に遊ぶ。氏は始め父の希望に由りて法律を修めしが、後自己の嗜好に由りて哲學及び理學を學べり。イエ



トルバルト

ナに止まること三年にして瑞西に遊び、ベルン府のスタイゲル家の家庭教師となり、茲にヘスタロッチと相知れり。氏が教育上の意見は此の時に得たるもの多し。千八百年瑞西を去りて、ブレイメンに至り、茲に數年間少年を教育し、千八百二年ゲッチンゲン大學私教授となりて、哲學と教育學とを講じ、千八百九年ケーニヒスベルヒ大學教授に轉じ、哲學及び教育學の講座を擔任す。此の講座は嘗て碩學カントの擔任したる所にして、名譽の位置なりとす。氏茲に留まること二十四年にして、千八百三十三年



學說

グッチンゲンに歸り、遂に茲に歿せり。  
 ヘルバルトは始めて**科學的教育學**を建設したる人なり。即ち倫理學を以つて教育の目的を定め、心理學を以つて教育の方法を定め、以つて教育學に整然たる系統を立てたり。故に氏の教育說を述べんには、先づその倫理學及び心理學を窺ふを要す。

倫理學

氏の倫理學は直覺派に屬し、意志の關係に由りて**道念**を立てたり。意志の關係に五あり。従ひて道念にも五あり。内心の**自由・完全・好意・正義**及び**衡平**是れなり。内心の**自由**とは智見と意志との一致をいふ。即ち意志が正當なる智見に従ふをいふ。**完全**とは意志の強力充實且つ多方的にして、しかも相調和せるをいふ。**好意**とは、自己の意志中に、他人の意志を容することなり。即ち自己の利害を顧みずして、其の意志を

心理學

教育の目的

他人の意志に供することなり。**正義**とは二人の意志が同一物に執著するとき、必ず争を生ずるものなるが、その争を避くる爲め、設けられたる**法則**なり。**衡平**(或は**報償**)とは一意志が他の意志に對し、故意に利害を加ふるときは、其の報償を受けざるべからざるをいふ。以上列擧したる**五道念**互に結合して、種々の徳目を生ずるなり。

氏の心理學は從來行はれたる**能力說**を打破し、**表象**を以つて凡べての心的現象の基礎となしたり。故に**記憶・想像・概念**などの知的作用は勿論、**感情**及び**意志**も皆表象の相互の關係より派生するものとせり。かくして氏の所說は心理學の一新時期を開き、**實驗心理學**を創めたり。  
 氏は教育の最高目的を以つて**道德的品性**の陶冶に在りたり。或は**道德的品性**とは即ち上に掲げたる**五箇の道念**を心

第二編 第二章 近世歐米の教育 第七節 第十九世紀の教育及び教育學術の發達並に當代の主なる教育家



に體し、其の意志及び行爲が常に之れに合するをいふ。教育の事業は道德的意見と之れに一致せる鞏固なる意志とを陶冶し、以つて其の品性を確立するに在り。知識及び技能は道德の用に供せられて始めて價值ありとす。氏は教育の事業を分かちて監護・教授・訓練の三と爲せり。左にその大要を述べん。

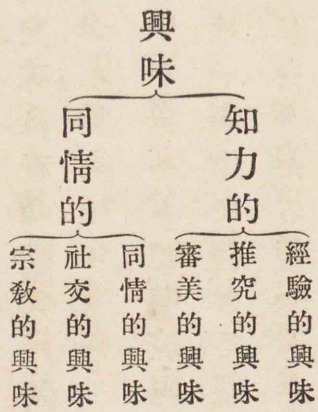
監護

監護 兒童は本來身體的要求盛んに、覺官的慾望に富むを以つて、常に粗暴に流るゝものなり。此の兒童天然の暴性を抑制し、之れに秩序を保たしめ、以つて兒童をして教授及び訓練を受けしむる素地を作るは、監護の任務なり。監護に用ふる手段は課業・監視・命令及び禁止・威嚇及び責罰の數種とす。

教授

教授とは知識技能を傳達するをいふ。然れども單に

知識技能を傳達するにあらずして、之れに由りて道德を養成せざるべからず。即ち教育的ならざるべからず。之れを教育的教授となす。教育的教授の終極目的は道德に在り。知識にして道德の用を達せんには、興味を伴はざるべからず。故に教授の直接目的は多方興味の養成に在り。氏は興味の種類を分ちて左表の如くせり。



經驗的興味は事物を経験するによりて生ずるものなり。推究的興味は事物間の關係を追思するによりて生ずるもの



なり。審美的興味は自然美及び人工美に對して生ずるものなり。又同情的興味は他人と苦樂を同じくするによりて生じ、**社交的興味**は社會國家に對して生じ、**宗教的興味**は神に對して生ずる興味なり。

教授の段階を分かちて、**明瞭・聯合系統**及び方法の四となせり。**明瞭**とは一事物に就きて觀念を明かにするをいふ。**聯合**とは明瞭になりたる觀念と之れに類似關係せる他の觀念とを聯合するをいふ。**系統**とは既得の觀念の秩序を立つるをいふ。**方法**とは秩序整然たる知識を應用するをいふ。

訓練

**訓練** 訓練は兒童の情操の上に直接影響し、以つてその品性を陶冶するものなり。その監護と異なるは、監護は外部的、一時的の影響に止まれども、訓練は内部的、永久的のものなるにあり。即ち監護は外部より兒童に抑壓を加へて秩序を

ヘルバルト派

保たしむるものなれども、訓練は兒童が内心より進みて秩序を保つに至らしむるものなり。かくして兒童の意志未だ發達せざる間は、全く監護に由れども、漸次訓練を用ひて監護を退け、遂に全く監護を廢して、訓練のみに至る。訓練の方法に種々あり。命令禁止賞與責罰教訓實例等なり。就中師弟間の交際に現はるゝ實例を最も有力なりとなす。

ヘルバルト氏の教育學は後世に最も多くの影響を與へ、學派の異同をとはず、多少の影響をうけざるものなし。これ一はその門下に有力なるものありしによる。ヴァイツ氏はこの派の理論家として最も有名にして、ストイ氏とチルラー氏は一はエナに於いて一はライプツェに於いて教育學研究のために練習學校を起し、學說を實地に經驗し、兩者の結合をはかれり。ことにチルラー氏はヘルバルトの教授學



を改進し、教授材料の選擇につきては開化史的段階説を唱へ、その排列につきては中心湊合法を唱へ、一教材の取扱につきては形式的段階説を唱へたり。通例吾人のヘルバルト派と唱ふるものはチルラー氏の學派に屬するものにして、之れをヘルバルト、チルラー派といふ。かのライン氏の如きは氏の門下にして、今日なほ其の説の完成に汲々たり。又ウイルマン氏も氏の門下にして、その壯時の教育主義はこの派に屬せしも、後年の學説は大に變化せり。又デルプフェルド氏の如くヘルバルトの學説を現時の實際に適用せんとして其の研究につとめたるものもあり。

開化史的段階説とは各個人は人類が經過したる發達の各段階を經過せざるべからずといふ主義に基づき、開化史を八段階に分ち、その各段を小學各學年に配當するをいふ。

此の開化史中より選びたる歴史的宗教的材料は、道德上最も價值あるものにして、從ひて諸教科の上に立つものなり。中心湊合法とは開化史的段階によりて選びたる歴史的宗教的材料を中心とし、他の諸教材を之れに關聯せしむるを云ふ。ヘルバルトの心理説に由れば、感情及び意志は凡べて觀念相互の關係より生ずるものなれば、ヘルバルト派は大いに教材の統合に重きを置けり。

形式的段階説とは一教材を取扱ふに左の五段階を履むべしといふことなり。此れヘルバルトの四段階を擴張したるものなり。

形式的段階

ヘルバルト	明瞭	チルラー	豫備
聯合	總分	分解	提示
系統	聯合	系統	比較
			括



方法 方法 應用

チルラーの謂はゆる分解とは兒童既得の觀念を分解することにして、總合とは新觀念を賦與するをいふ。現今の教授學にてはライン氏の命じたる名稱最も行はる。チルラー・ライン兩氏は一教材を取扱ふに、形式的五段階を履む前に先づ目的の指示をなすべしとせり。即ち如何なることを教授するかを簡単に兒童に示し兒童をして教授に對し、期待の念を起こさしむべきをいふなり。

五 シュライエルマッヘル

フリードリッヒ、シュライエルマッヘル(一七六八—一八三四)は獨逸國ブレスラウ市に生る。幼時父母より強き宗教的感化を蒙れり。千七百八十三年同胞團體の教育所に入り、二箇年間

傳記



ルヘッマルエイラユシ

此所にありて更に其の大學校に進めり。然るに此の校の教授は宗教によりて制限せらるゝこと甚だしく、其の團體の宗教思想に反する事項はすべて排除せられ、之れを學び又は之れを聽くことを嚴禁せられたり。然れども研究心旺盛なる氏は遂に之れを破りて監督者と父との怒を買ひたれども、毫も屈することなく、轉じてハルレ大學に入り、獨力苦學して遂に神學に關する試験に合格し、やがて一貴族の家庭教師となりて、教育上有益なる種々の經驗を積み、千八百四年ハルレ大學の教授とな

第二編 第二章 近世歐米の教育 第七節 第十九世紀の教育及び  
教育學術の發達並に當代の主なる教育家



りて間もなく、佛軍の侵入に遭ひ、難を避けてベルリンに入り、屢説教を試みて愛國心を鼓吹し、大に國民の信用を博せり。此の項またベルリン大學の創立に努め、自ら其の神學科の最初の教授となりて青年の薰陶に任ぜり。千八百十五年ナポレオン戰敗れて平和は回復せられたれども、國內に宗派の軋轢、政治上の爭議を生じ、氏もまた其の渦中に投ぜられたり。元來氏は其の宗教に關する思想の自由なりしが爲に、形式的宗教家より烈しき反對を受けたれども、常に其所信を固持して撓まず。遂に能く反對派の風潮を變更せしめ、次第に世の尊信を得るに至れり。其の死するや全獨乙國民の哀悼最も深く、其の葬儀は恰も王侯の如くなりしといふ。

教育説

氏の教育意見の顯著なる點は個人を常に全體の一員とし

て見、個人の教育を常に全體と連關して説きたるにあり。氏は教育學を社會に於ける前代者と後代者との關係上より生ずる諸問題を解決する者となし、常に被教育者の状態と、其の將來に於いて入り込むべき生活範圍の状態とに基づきて論を立つべく、時代と場所とを離れたる普遍的教育は成立する能はざるものとせり。従つて教育の實地的基礎の上に善の觀念より得たる推究的原則を適用するにあらずば教育學の價值なしと論じたり。此の見地より被教育者の入り込むべき團體を四種に分てり。其の一は國家にして、之れによりて公民的精神を進め、其の二は自由なる交際生活にして、之れによりて國家的偏狹心を去りて、世界的精神を養ひ、其の三は寺院團體にして、之れによりて情操の發達に力め、其の四は知識界(言語團體)にして、之れによりて他の諸



團體によりて養はれたる傾向を調和して相衝突するが如きことなからしめ、最高規範を付與するものとせり。教育の方法に關しては之れを抑制と助成との二方面に大別して説を立てたり。抑制とは被教育者の外圍より受くる不良の影響に對する作用にして、之れを不良なる勢力に對して幼者を庇護する方面と、之れを拒避せずして進んで之れに當り、以て抵抗力を得しめんとする方面とに分ち論ぜり。助成とは被教育者の外圍より受くる良好なる影響に對する作用にして、又之れを自由生活によりて特殊の人格をなるべく多く發現せしめんとする方面と、規律的方法的生活によりて個人的特性に關せざる一般的性格を養成する方面とに分ち説けり。

### 六 スペンサー

傳記

ハーバート・スペンサー(一八二〇—一九〇三)は英國ダービー



—サンベス

イに生る。十三歳に至るまで家庭にありて善良なる教育を受け、又昆蟲を採集して之れを飼養し、其の形狀を模寫するを無上の快樂となせり。十三歳のとき叔父トーマスの家に寓し、其の指導の下に數學を學べり。十五歳のとき家に歸り、種々の學科を自修し、十七歳のとき鐵道技手となり、千八百四十一年辭して家に歸り、數學

第二編 第二章 近世歐米の教育 第七節 第十九世紀の教育及び  
教育學術の發達並に當代の主なる教育家



Intellectual, moral and physical

教育説

及び理學を研究したり。千八百四十八年より千八百五十二年まで經濟雜誌の記者となりしが、此の時より深く進化論を信じ、始めて進化の理を精神科學に應用し、心理學、生物學、倫理學、哲學等の著述をなしたり。氏は千八百五十四年より千八百五十九年まで教育に關する論文を雜誌に掲載し、千八百六十一年之れを一書として刊行せり。名けて「知的、道德的及身體的教育」といふ。

本書は四編より成る。第一編は如何なる知識が最も價值あるかと題し、教育の目的及び學科の價值を論ぜり。第二編は知育を論じ、第三編は徳育を論じ、第四編は體育を論ぜり。左に各編の要を述べん。

**第一編** 氏は冒頭に於いて從來の教育が徒らに虚飾に流れ、實用に遠ざかれるを攻撃し、いたく古語及び哲學等を排

斥して、理學の價值を唱道せり。氏は教育の目的を以つて完全なる生活を營むにありとす。而して完全なる生活に要する活動をば分ちて五とし、左の如く次序を立てたり。

**第一、** 直接に生命を保存する活動。  
**第二、** 人生必需の物品を得、以つて間接に生命を保存する活動。

**第三、** 兒女を養育する活動。

**第四、** 社交上及び政治上に關し、宜しきに適ひて己れを處する活動。

**第五、** 業務の餘暇を以つて心情を慰むる活動。

教育は此の五種の活動を爲す準備を與ふるものなり。而して第一種の活動には生理、衛生の知識を要し、第二種の活動には理料的知識、殊に數學、機械學、物理學、化學及び社會學を



肝要とす。第三種の活動には兒童の生理學・心理學の知識を要し、第四種の活動には歴史の知識を要し、第五種の活動には繪畫・彫刻・音樂・詩歌等諸種の美術上の知識を要す。氏はかく人間の活動を分かち、且つ其の活動を全からしむるに要する知識を列舉し、而して直接間接に自家保存に關する知識、即ち理科的知識を以つて教育上最も價値ありとなせり。

**第二編 知育論** 氏は大にベスタロッチの教育説を稱揚し、

凡べて教授は兒童の諸能力發達の順序に従ふべしとせり。氏の主義を列舉すれば左の如し。

- 一、教育の法は簡より繁に進まざるべからず。
- 二、學科の順序は、有形の物に始まり、無形の理に終はらざるべからず。

**三、** 兒童の教育の方法及び順序は一般人類の累代承繼したる教育の方法及び順序と一致せざるべからず。

**四、** 凡べての學科は常に實驗より理論に進まざるべからず。

**五、** 幼兒の教育は自然に發達する能力を務めて鼓舞獎勵せざるべからず。

**六、** 教育法の良否を判斷する尺度は該教育法が能く生徒を喜悅せしむるや否やにあり。

**第三編 德育論** 氏は當時行はれたる苛酷なる兒童取扱法を非難し、凡べて人爲的責罰を排し、自然的責罰を重んぜり。謂へらく「人爲的責罰は一定不變なること能はず。或は教師が一時の激情に動かされて、不當なる罰を課することあり。或は兒童が其の眞意を了解すること能はずして、反抗す



ることあり。故に人爲的責罰は兒童をして改善せしむること能はず。然るに自然的責罰は時と處とに依りて、寛嚴の別なく、兒童も亦必ず之れに服従せざるべからず。例へば兒童が跌き倒れ、或は頭を卓子に觸るるときは、必ず疼痛を覺ゆるを以つて、兒童は自ら將來を戒め、之れに類したる經驗を屢するに至れば、終に舉止の正しき法を習知するに至る。又兒童が火把を握り、或は燈火、沸湯に觸れ、之れによりて焦爛の刑に逢へば、必ず之れに懲りて復びせざるに至る。」と。

**第四編 體育論** 氏は當時の教育の知育に偏し、體育を輕視せるを攻撃し、大いに體育の價值を唱へたり。曰はく、「人の世に處するに闕くべからざる第一要件は完全なる動物となるに在り。而して國家の繁榮に闕くべからざる第一要件も亦完全なる動物を以つて一國民を構成するに在り。今日

の如く生存競争の盛んなる時代に於いて兒童を教育するに、唯精神上的の勞苦に堪へしむるを以つて足れりとせず、また體軀上の勞苦にも堤へしめざるべからず。」と。氏は當時世人が兒童の食物、衣服等を節減するを攻撃し、飲食、衣服、運動等は兒童の好むまゝに十分に與へ、何事も自然に放任すべしとせり。又當時の教授の兒童に過重なるを唱へ、決して心勞を過度ならしむべからずとせり。



### 第三編 歐米現時の學制及び教育の趨勢

#### 第一章 概説

學制系統の概説

前編に於いて歐洲に於ける教育及びその學術の發達を叙したれば、本編には其の學制及び教育の趨勢を述べんとす。學制の系統には上下の教育をたゞ一筋として、初等教育は中等教育の、中等教育は高等教育の豫備なるが如く、上・中・下の連絡を行ふものと、高等の教育をうけんとするものゝ豫備教育をはじめより、若しくはなるべく早くより區別して教育せんとするものとあり。而して歐洲諸國は國民教育は主として第十九世紀の始めより發達し、其の制度も亦整ひたるものなれば、其の昔より既に存立せる高等豫備教育は依然として其の形式をたもち、社會の階級によつて就學の

學校を異にせり。その最も複雑にして、一定の説明を付し難きものを英國とす。佛國はナポレオン一世の改革ありて、一定の學制をなし、獨國もまた略一定せり。然れども國民の上下を通じて一度は必ず同一の國民教育を受けしむるものは獨り米國のみとす。こゝに於いて學制系統上論議するものあり。一はいふ、眞に國民教育の實を擧げんと欲すれば、國民の全部は皆國民として必要なる最下程度に於いて必ず同一の教育を共同に受くるを必要とすと。一はいふ、教育の効果を多からしめんとせば、其の將來の目的に従ひ、なるべく早く之れを區別するをよしと。前者は國民的普通教養を重しとし、後者は個人的利害を尊重するものなり。而して何れの學制系統も普通教育につぐに各段各、之れに相當する職業的教育をもつてするを要旨とすべきものにして、ライ



ン氏はさきの二説を折衷し、此の要旨に従つて次の學制系統を想定せり。

ライン氏の學校系統想定表

者ノ層中ノ會社 人 商 大 家 業 工 大 人 役 等 高 校 將 學 者		者ノ層下ノ會社 者 働 勞 工 職 小 農 員 備 級 下		業 職 ノ 兄 父 分 身
ノ類		ノ類		
學 的 育 教				
民 國			育 教 ノ 前 校 學	
教 ノ 般 一 間 年 個 四 校 學 民 國 通 普			育 教 通 普 同 共	
校 學 科 實 校 學 中 子 女 間 年 六		校 學 民 國 等 高 間 年 四		校 學 ノ 類 種 三 ス 別 區 =
學 的 業 職				
校 學 業 職 等 中 間 年 四		校 學 習 補 通 普 間 年 三		
鑛 農 山 美 技 商 工 山 業 林 術 藝 業 業 學 學 學 學 學 學 校 校 校 校 校 校		補 下 習 級 學 職 校 業		
ノ類		ノ類		

者ノ層上ノ會社 人 商 大 家 業 工 大 人 役 等 高 校 將 學 者
ノ類
校
園 稚 幼
ス 迫 強 ヲ 務 義 育
間 年 八 校 學 等 高
科 高 學 實 學 文 科 校 學 等 校 中 校 中
英 佛 英 佛 拉 英 佛 希 拉 語 語 語 語 語 語 語 語
女 及 校 學 女 等 高 校 學 中 科 文 子
校
校 學 門 專 等 高 間 年 四
大 工 鑛 山 美 師 科 山 林 術 範 大 大 大 大 學 學 學 學 學 學 校
ノ類

今次に獨佛英米の學制中、殊に小學校制度につきて記述すべし。

教育の趨勢は一般に普通教育を擴張し、其の内容を改善し、國民思想の發達を促し、諸種の社會教化機關を整理せんとせることは、皆相同じといへども、各國又多少の特色を有するが故に、章を改めて其の大要を述べし。

第二章 獨 國

第一節 學 制



學制の沿革

獨逸帝國は陸海軍司法郵便等の制度は統一せりと雖、教育の行政は之れを其の二十六の聯邦の自由に委せり。依つて各聯邦多少學制を異にす。聯邦中最大なるは普魯西にして、他の諸國は概ね普魯西に倣ひて其の學制を定めたるものなれば、茲には専ら普魯西國の制度に就きて述べん。

普國現今の小學校の基礎はフリードリッヒ、ウイルヘルム一世(一七一三—一七四〇在位)の定められたる所なり。當時フランケ(一七二七歿)はハルレに種々の學校を設立せしが、王は深く其の擧を嘉みし、千七百十七年に令を發して、六歳乃至十二歳の兒童の就學義務を定められ、次いで千七百三十七年内帑を開きて五萬ターレル(凡我七萬五千圓)を賜ひ小學校の基本金とせられたり。フリードリッヒ二世(一七四〇—一七八六在位)また大いに學事に注意せられ、フランケ

派の學者ヘツケルを用ひられ、千七百六十三年王國小學校通則を頒布せられたり。是れ實に普國現今の小學校制度の基礎なりとす。同通則の要點は次の如し。一、就學は五歳より十三四歳に至る。二、自己の兒童を正しく就學せしめざる兩親は之れを處罰す。三、教員は凡へて必要なる熟練と十分なる知識とを備へんことを要す。其れが爲には僧侶の視學に檢定せられざるべからず。次いでフリードリッヒ、ウイルヘルム二世(一七八六—一七九七在位)は千七百九十四年に普通國法を制定せられたり。この法は今日尙實施せらるゝ所にして、此の法によりて始めて凡へての公立學校を國家の監督の下に置けり。次にフリードリッヒ、ウイルヘルム三世(一七九七—一八四〇在位)の時普國大いに佛國に破られ、其の土地を侵略せられければ、王は、此の國威を挽回する策は



唯小學教育の獎勵にあり。と仰せられ、之れより學者を瑞西に派し、ヘスタロッチ氏に就きて新教育法を學ばしめられ、又千八百十七年始めて文部省を置きて、全國の學事を掌らしめられたり。之れより普國の學事大いに進み、以つて今日の盛況を呈するに至れり。

現時の學制  
官廳  
視學  
小學校

普國の文部省は宗教教育醫務省といふ。該省の大臣は全國の學事を總攬す。全國を分ちて十三州とし、各州に州學務局あり。中學校・師範學校などの中等諸學校を監督す。又全國を三十六縣に分ち、各縣に學務課及び縣視學官(シユールラト)を置き、小學校を監督せしむ。縣の下に郡あり。郡に郡視學あり。郡内の小學校を監督し、町村に町村視學あり。町村内の學事を監督す。  
小學校は通例國民學校と稱す。修業年限八箇年なり。普國に

補習學校

ては兒童滿六歳より滿十四歳までを義務的就學期とし、若し父兄にして兒童の就學出席を怠るときは、罰金又は禁錮に處す。授業料は徴收せざる方針を採れども、未だ全く無謝儀たるに至らず。小學校の教科目は宗教・國語・話方・讀方及び書方・算術・幾何・圖畫・實科(歴史・地理・理科)・唱歌・體操(男兒)及び裁縫(女兒)とす。一週間の授業時數は單級小學校にては下級は二十時間、中級・上級は三十時間を通則とし、多級小學校にては下級二十時間、中級二十八時間、上級三十時間(又は三十二時間)を通則とす。  
小學校の上に補習學校あり。或は小學校に附設し、或は獨立す。小學校卒業生の入學する處にして、修業年限は二箇年或は三箇年とし、一週間の授業時數は四時間乃至八時間を通例とす。



師範學校

小學校の教員を養成する爲に師範學校を設く。師範學校の修業年限は三箇年にして、滿十七歳以上滿二十四歳以下の者を入學せしむ。別に師範學校に附屬して豫備學校を設くる所あり。豫備學校の修業年限も亦三箇年なり。即ち十四歳より十七歳まで在學す。小學校正教員たるには二回の試験に及第するを要す。第一回は師範學校の卒業試験なり。第二回は卒業後二年乃至五年内に教育術に關する試験を受くるなり。

中學校

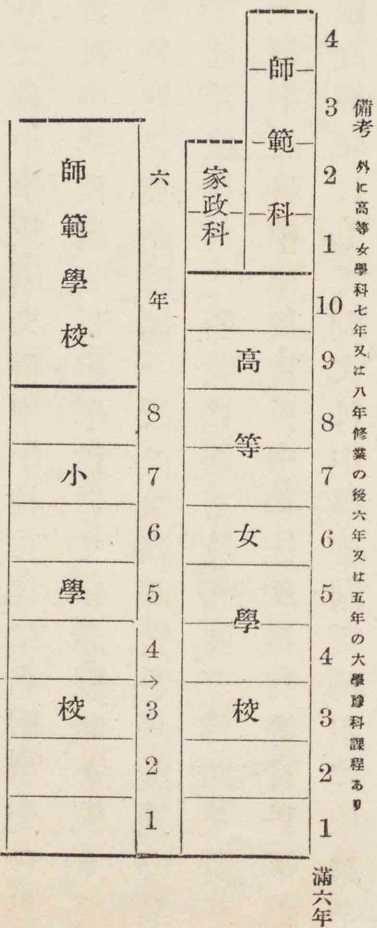
普國の中學校には六種の別あり。文科中學校(ギムナシウム)副文科中學校(プロギムナシウム)實科中學校(レアルギムナシウム)副實科中學校(プロレアルギムナシウム)高等實科學校(オーベルレアルシユール)及び實科學校(レアルシユール)是れなり。此れらの中學校の區分は主として其の教ふる語

に由る。即ち文科中學校副文科中學校にては希臘・拉甸の二語を授け、實科中學校副實科中學校にては希臘語を闕きて、拉甸語を授け、更に英語佛語を授く。又高等實科學校及び實科學校にては希臘・拉甸二語共に闕き、英語及び佛語を課するなり。以上の中、文科中學校・實科中學校及び高等實科學校は修業年限九箇年にして、副文科中學校副實科中學校及び實科學校は修業年限六箇年なり。即ち後者は前者の上三學年を省きたるものとす。此れらの學校は何れも兒童滿九歳にて入學す。而して滿九歳に達せざる兒童の爲には此れらの中學校に附屬して豫備學校を設くることあり。その修業年限は三箇年とす。即ち滿六歳より滿九歳までの兒童を就學せしむ。故に普國の中學校は必ずしも小學校と連絡せず。中流以下の子弟は多く小學校に入り、中流以上の子弟は小



大學  
實業學校  
學校系統表

學に入らずして幼より中學校の豫備學校に入るもの多し。九箇年課程の中學校を卒業すれば、大學に入る。大學は通常四分科に分かる。神學科・法科・醫科及び哲學科是れなり。而して實科學校卒業生は諸種の實業專門學校に入るなり。近時實業の勃興と共に、實科學校及び實業專門學校著しくその數を増加し、將來益隆盛ならんとする傾向あり。左に獨逸國の學校系統表を掲げん。



三年若シクハ四年	二年又ハ三年
大學及工科大学 及高等專門學校	中等專門學校
9	6
8	5
7	4
6	3
5	2
4	1
3	3
2	2
1	1
3	3
2	2
1	1

### 第二節 教育の趨勢

概設

獨逸の小學校に於ていは一般に教育の精神・學校の任務・教員の職務等に於いて同一の點ありと雖、外部の編制等に至りては各邦各都市に依りて異れりといふも可なり。されば村落の單級學校と大都會の學校とは、校舎の建築設備・教員の俸給・教科程度等も頗る異れり。佛國の如き嚴密なる中央



集權は獨逸には行はれず、假令各聯邦にて教育の規程を定め、且つ之れを監督すとも、地方の學務局に多少の自由を許せるが故に、只有害なる施設に制限を與ふるに過ぎず。されば此の自由を利用して、富裕なる都市は小學校を改善し、益進歩せしむることを得。されど學校内部の状態に至りては頗る類似したるものあり。又獨逸の小學校には十分に科學的並に方法的修養を積み、嚴密なる國の檢定試験を経たる教員を任用せり。依つて補助教員の外は其の位置も確固にして、一定の俸給・恩給等を受くるの權利を有す。是れ教員が安んじて其の職を守り、又其の補習を務むる一原因なり。又義務就學の法普及し、よく實行せらるゝが故に、就學年限中は缺席すること殆どなし。且つ千九百年帝國の工業法案にて、地方團體に十八年以下の徒弟を強迫就學せしむるの制

度を設くるの權利を與へ、近年に至りては僅かの聯邦を除く外は、概ね補習教育を強迫したれば、國民一般の修養を高めたること少なからず。又都會地に於ては生活の状態、動もすれば少年の身體及び精神の發展を害する事情少なからざるが故に、慈善的施設に由つて、國民學校の教育的任務を補助する諸機關、過去三十餘年間に於いて著しく發展せり。例へば通常の國民學校の兒童のために特別の課程(男兒の手工教授、女兒の家政・手藝の教授、圖畫・音樂・外國語教授)を設け、身體精神の異常なるものゝためには、補助學校又は特別學級を設け、又國民學校の兒童の健康状態を改善せんがためには、食物の給養・休暇・殖民・兒童監護及び衛生的設備等を整へたり。畢竟獨逸にては學校系統を整備し、學校に就學すれば、常に知識を發展し得るのみならず、徳義の修養をも積



道德教育と宗教  
教授

むことを得べしと信ずるなり。  
國民學校に於いては知識の教授を以つて満足せず。精神の教育を重んじ、特に愛國心の養成に努力すと雖、道德と宗教とを密着せしめずば健全ならずとし、學校に於いて宗教を教ふるのみならず、教育の全組織も宗教的精神を帶ぶ。千九百六年普國改正の新法令によれば、國民學校は宗教に應じて編制すべきことを原則とし、新教の兒童は新教の教師より、舊教の兒童は舊教の教師より、教授を受くべき様編制すべしと命ぜり。之れに向つて科學者の方面にては反對を表し、此の如きは宗派の混同せる地方にては實行すべからざるのみならず、主義に於ていも排斥すべき者にして、學校の教授は教育的見地より指導せらるべく、決して宗教的傾向を帶ぶべきものにあらずと唱ふ。彼の佛、英等に於いて學校

編制上の趨勢

教育をして宗教的傾向より離れしめんと努むるに反し、獨國にては却りて益、之れを密着せしめんとするの差あり。獨國にては兒童に向つて要求するところ頗る高く、兒童は缺席なく勉強するにあらずんば、規定の目的を達すること能はざるなり。その一週間の授業時數も三十時を越え、休業は十二週を超過せず、出席日數二百三十日乃至二百四十日なり。中等教育は英國の學校に比し、獨國は教授時數平均一日に約一時間多し。學級の編制は普國の例を見るに、漸次半日學校及び單級學校の數を減じ、三學級以上の多級學校を増せり。近年の統計によれば、學級全數の十分の六に上り、都會地の學校は概ね八學級或は七學級の編制を取るに至れり。但し多數の兒童は最上級に達せずして退くが故に、上級に於いては特別課程を配當したるもあり。彼のマンハイム



式と呼ばれるもの、如きは、心的作用の薄弱なる兒童、天稟優りたるもの及び特別の目的を有するものに對して、各適應の發展を遂げしめんがために考案されたる特異の編制法にて、いまだこの地方に行はるゝに過ぎず。

教科の種類は宗教に一週三四時間を宛てたる外は他國と大同小異にして、**手工科**の如きは補助學校及び實業學校に於いては其の重要なることを疑ふものなしと雖、國民學校に於いては猶未だ研究の途中にあり。隨意科として試みるもの多けれども、必須科として課するの機運に至らず。獨逸は近來其の教育の理論的に偏するの弊を悟りて、學校にて實用的の人物を養成するを主眼とするの傾向ありて、實業學校の勃興を來せりと雖、未だ國民學校に實業科(僅かの例外を除きて)を加ふるに至らず。近年制定せる課程表中には

手工科及び圖書科等

最初の三學年に**直觀教授**(一週二時)の科を設け、讀み方及び實科教授の準備となしたるあり。又**圖書教授の改良**には近來著しく注意を向け、圖書を以つて美術教授の基礎となし、且つ思想發表の方便となすべしとの改革運動ハンブルクに始まり、繼いでプロイセンにて千九百一年に圖書教授の改正を試み、後數年にして他の聯邦も亦概ね其の例に倣ひて、之れが改正を加ふるに至れり。其の教授の方法と細かなる規程とに至つては多少の相違ありと雖、自在畫教授は寫生畫并に記憶畫を主眼とし、略畫及び彩色の練習を加へ、裝飾的圖案は其の範圍を縮小し、之れに代ふるに美術品を實地につきて觀察することを獎勵せり。

一般に教授の方法に就きては、學校生活に於いてすべて教師其の中心となるべきが如く、教授に於いても亦其の中心

教授の方法



となり、刺激を與ふる根源とならざる可らずとの趣旨により、問答法廣く行はれ、教師も亦教授の術に熟達したれば、問答によりて間斷なく兒童を活動せしめ、反復練習の行き届けるを見る。されど問答法の過度に多く用ひらるゝは、兒童の創作的力量の發展を害する恐れあるが故に、之れを制限せんと論ずるものあり。訓練に於いては特別の組織を立つることなく、中等學校に於いても英佛の如くに寄宿制度は殆ど行はれず、單に學校に就學せしめば國民的重要なる諸徳を訓練し得べしとなすものゝ如し。國民學校八年の就學にて、從順、勉強、思慮、注意、禮儀、深切等の諸徳も練習せられ、補習學校にて猶之れを補はゞ足れりと信ずるが如し。蓋し社會に於ける秩序、規律、整頓せるが故に、兒童は頗る教師に從順なり。要するに獨逸の教育狀況必ずしも盡く善良なるも

のみにあらざるべけれど、其の成績の良好なるは蔽ふべからざるの事實なり。此の教育の結果は、近來其の産業著しく發展し、國運の隆盛なるを見るも亦明なり。

### 第三章 佛 國

#### 第一節 學 制

##### 學制の沿革

佛國にては十三世紀の頃までは教會、教育の權を掌握したりしが、漸次國家教育の主義唱導せられ、革命以後(千七百八十九年)には益、隆盛となり、ナポレオン一世の時に至つて、全般の教育制度を其の政治的見地より編制するに至れり。爾來幾多の變遷を経て、現時の共和政府に至り、全教育制度を整備し、以つて今日の隆盛を見るに至れり。今其の初等教育に關する重要な法令の改正を擧ぐれば、千八百七十九年



現時の學制

一般に師範學校の設立を規程し、千八百八十一年公立小學校の授業料を全廢し、千八百八十二年強迫義務就學の制度を定め、宗教教授に代ふるに道德教授及び國民科を以つてし、千八百八十六年小學校教育を全く宗教より離れしめたり。即ち佛國の國民教育は強迫義務教育と無授業料と宗教に中立なることを其の三綱領となせり。

佛國の文部省は教育美術に關する事務を總攬す。文部大臣の下に高等教育會議あり。學事を審議し、教員の懲戒に關して、最終の裁決を與ふ。總視學官(中等教育に十四人、初等教育に十五人)ありて、學事の總監督を爲す。又全國を十七大學區に分ち、各大學區に總長一名ありて、之れを總轄す。其の下に大學區視學官あり。概ね各縣に一人の割とす。文部大臣の下に高等教育會議ある如く、大學區總長の下に大學區教育會

初等學校

議ありて、中等教育に關する事項を審議す。小學校に關する行政は各縣の大學區視學官の總轄する所なり。其の下に小學視學官あり。又別に各縣に縣教育會議ありて、小學校に關する事項を審議し、法律命令の實行を監督す。其の下に郡委員及び學務委員ありて、之れを助く。此の如く中央集權の主義を取りたることは、世界各國に於て其の類稀なりとす。

初等學校を分ちて母學校、初等小學校、補習科、高等小學校、徒弟學校及び實業補習學校とす。母學校は二歳より六歳に至る四箇年間、父兄の望みによりては毎日朝より夕頃迄收容して教育する所にして、日々繁忙なる業務に従事する母に代りて教育する學校なり。又四歳より七歳迄の幼兒を教育する幼稚科ありて、母學校若しくは初等小學校に附設せられ、初等小學校其の他の初級となすことあり。初等小學校



は六歳より十三歳までの兒童を教育する處にして、之れを本來の小學校となす。補習科は初等小學校に結合して之れを設け、修業年限を一箇年とす。高等小學校は獨立の學校にして、修業年限は三箇年を本體とし、二年若しくは四年に伸縮することを得。徒弟學校及び各種實業補習學校は高等小學校と同程度のものとして、初等教育の部に入ると雖、概ね職業的教育を施すところなり。

初等小學校は義務的修學場なり。其の教科目は修身及び國民科、讀方及び書方、佛語、算術及びメートル法、歴史及び地理、殊に佛國の歴史及び地理、庶物教授及び理科、初歩農業及び園藝の初歩、圖畫、唱歌、手工、女兒には裁縫の初歩、體操及び兵式體操(男兒)とす。毎週の教授時間は三十時間とし、日曜の外毎週一日(通例木曜日)を休日とし、以つて兒童に學校以外に

於いて宗教教授を受くる便宜を與ふ。

高等小學校の課程の初等小學校に附設せらるゝときは補習科と稱す。女兒の高等小學校は、概ね普通の課程なれども、男兒の三年程高等小學校にては普通の課程の外に第二三學年に於て、農・工・商業の一或は數課程を加へ、多少教科及び時間の配當を異にせり。其の教科目は道德教育及び國民科、教授佛語及び佛文學の初歩、佛國歴史及び普通歴史、殊に近世史、佛國及び殖民地の地理、普通地理、殊に商工業地理、近世外國語、法制及び經濟の初歩、算術及び商業に應用せるもの、代數及び幾何の初歩、簿記、理化學及び博物(殊に農工商業に應用せるもの)、幾何、圖案及び模型、體操、男兒には木工・金工、女兒には裁縫とす。

既に十九世紀の半ば頃より私設にて講演會を開き、青年の

青年の補習



師範學校

補習を圖りしが、其の結果良好なりしも、概ね大都會の地に限りて、村落に及ばざりき。現代の共和政府は銳意小學教育の改良を圖るに拘らず、補習の道に至つては缺漏あることを免れざりき。然るに千八百九十四五年頃より此の缺陷を補はんことに熱心し、爲めに各階級の教員すべて此の一大事業に盡力するに至れり。斯くて佛國內の各地方に於いては、種々の形式を以つて青年の補習計畫せられ、夜學會・講談會・青年會等、邊陲の地にまで設けられ、國家及び地方團體にて多額の補助金を支出して、益隆盛に赴きつゝあり。

初等小學校教員を養成する爲に各縣に男女の初等師範學校各一校を設く。其の修業年限は三箇年にして、之れに入學する者は滿十六歳以上滿十八歳以下とす。この外初等師範學校・高等小學校の教員を養成する爲に男女の初等教育高

中學校

等師範學校あり。修業年限は二箇年とす。

佛國の中學校は國立のものをリセーといひ、地方立のものをコレージュといふ。修業年限は通じて十一箇年にして、その初めの四箇年は小學校に於いて、又は中學校の豫備科及び初等科に於いて學ばしめ、後の七箇年をその本科とす。之れを二團に分ち、第一團を四箇年、第二團を三箇年とす。主として語學の關係により、第一團を二部に、第二團を四部分かす。女子の中學校(高等女學校)は初等小學校卒業のもの、又はその豫備科卒業のものを入學せしめ、其の修業年限は第一期三年、第二期二年、合せて五箇年とす。

佛國の大學は法科・醫科・文科・理科の四分科に分かれ、一二のものを除くの外神學科を包有せず。

大學



學校系統表

左に佛國の學校系統表を掲げん。

3		大		2		高等專門學校		1		3		第二期		5	
7		第		6		團		2		1		第一期		3	
5		口		5		二		1		1		豫		6	
4		一		3		團		1		1		備		4	
2		希		2		口		1		1		科		3	
1		臘		1		拉		1		1		科		2	
4		語		3		句		1		1		科		1	
3		隨		2		語		1		1		中		4	
1		意		1		ナ		1		1		學		3	
4		初		3		初		1		1		校		2	
3		等		2		等		1		1		母		4	
2		科		1		科		1		1		學		3	
1		豫		1		備		1		1		校		2	
3		備		2		科		1		1		滿		4	
2		科		1		中		1		1		二		歲	
1		學		1		學		1		1		歲			
3		母		4		校		2		2					
2		學		3		滿		1		1					
1		校		2		四		1		1					
3		歲		1		歲		1		1					
2		幼		4		稚		2		2					
1		稚		3		組		1		1					
3		幼		2		幼		1		1					
2		組		1		組		1		1					
1		幼		4		幼		1		1					
3		滿		3		滿		1		1					
2		四		2		歲		1		1					
1		歲		1		歲		1		1					
3		幼		4		稚		2		2					
2		稚		3		組		1		1					
1		組		2		幼		1		1					
3		幼		1		幼		1		1					
2		滿		4		滿		1		1					
1		四		2		歲		1		1					
3		歲		1		歲		1		1					
2		幼		4		稚		2		2					
1		稚		3		組		1		1					
3		組		2		幼		1		1					
2		幼		1		幼		1		1					
1		滿		4		滿		1		1					
3		四		2		歲		1		1					
2		歲		1		歲		1		1					
1		幼		4		稚		2		2					
3		稚		3		組		1		1					
2		組		2		幼		1		1					
1		幼		1		幼		1		1					
3		滿		4		滿		1		1					
2		四		2		歲		1		1					
1		歲		1		歲		1		1					
3		幼		4		稚		2		2					
2		稚		3		組		1		1					
1		組		2		幼		1		1					
3		幼		1		幼		1		1					
2		滿		4		滿		1		1					
1		四		2		歲		1		1					
3		歲		1		歲		1		1					
2		幼		4		稚		2		2					
1		稚		3		組		1		1					
3		組		2		幼		1		1					
2		幼		1		幼		1		1					
1		滿		4		滿		1		1					
3		四		2		歲		1		1					
2		歲		1		歲		1		1					
1		幼		4		稚		2		2					
3		稚		3		組		1		1					
2		組		2		幼		1		1					
1		幼		1		幼		1		1					
3		滿		4		滿		1		1					
2		四		2		歲		1		1					
1		歲		1		歲		1		1					
3		幼		4		稚		2		2					
2		稚		3		組		1		1					
1		組		2		幼		1		1					
3		幼		1		幼		1		1					
2		滿		4		滿		1		1					
1		四		2		歲		1		1					
3		歲		1		歲		1		1					
2		幼		4		稚		2		2					
1		稚		3		組		1		1					
3		組		2		幼		1		1					
2		幼		1		幼		1		1					
1		滿		4		滿		1		1					
3		四		2		歲		1		1					
2		歲		1		歲		1		1					
1		幼		4		稚		2		2					
3		稚		3		組		1		1					
2		組		2		幼		1		1					
1		幼		1		幼		1		1					
3		滿		4		滿		1		1					
2		四		2		歲		1		1					
1		歲		1		歲		1		1					
3		幼		4		稚		2		2					
2		稚		3		組		1		1					
1		組		2		幼		1		1					
3		幼		1		幼		1		1					
2		滿		4		滿		1		1					
1		四		2		歲		1		1					
3		歲		1		歲		1		1					
2		幼		4		稚		2		2					
1		稚		3		組		1		1					
3		組		2		幼		1		1					
2		幼		1		幼		1		1					
1		滿		4		滿		1		1					
3		四		2		歲		1		1					
2		歲		1		歲		1		1					
1		幼		4		稚		2		2					
3		稚		3		組		1		1					
2		組		2		幼		1		1					
1		幼		1		幼		1		1					
3		滿		4		滿		1		1					
2		四		2		歲		1		1					
1		歲		1		歲		1		1					
3		幼		4		稚		2		2					
2		稚		3		組		1		1					
1		組		2		幼		1		1					
3		幼		1		幼		1		1					
2		滿		4		滿		1		1					
1		四		2		歲		1		1					
3		歲		1		歲		1		1					
2		幼		4		稚		2		2					
1		稚		3		組		1		1					
3		組		2		幼		1		1					
2		幼		1		幼		1		1					
1		滿		4		滿		1		1					
3		四		2		歲		1		1					
2		歲		1		歲		1		1					
1		幼		4		稚		2		2					
3		稚		3		組		1		1					
2		組		2		幼		1		1					
1		幼		1		幼		1		1					
3		滿		4		滿		1		1					
2		四		2		歲		1		1					
1		歲		1		歲		1		1					
3		幼		4		稚		2		2					
2		稚		3		組		1		1					
1		組		2		幼		1		1					
3		幼		1		幼		1		1					
2		滿		4		滿		1		1					
1		四		2		歲		1		1					
3		歲		1		歲		1		1					
2		幼		4		稚		2		2					
1		稚		3		組		1		1					
3		組		2		幼		1		1					
2		幼		1		幼		1		1					
1		滿		4		滿		1		1					
3		四		2		歲		1		1					



初等教育に於いては教師生徒の間に親密なる交際をなす機会少なからざれば、相互の愛情掬すべきものあれども、中等教育以上に至りては教授は單に講演に流れ、監督嚴密にして、徒に生徒の從順を要め、往々其の自由を壓服し、個性を顧みざるの弊あるを免れざるなり。然れども亦佛國兒童の清楚にして、禮儀に習ひ、勤儉貯蓄心に富めるは其の特質とも云ふべし。此れ等の美風は夙に家庭に於いて教訓せらるれども、亦學校に於ける獎勵に依ることも少なからざるなり。教授上に於いては廣く試験を用ひ、専らその成績によつて優劣を判じ、又賞を掲げて獎勵を加ふるは、少數の優等生を出すの利あると共に、競争心を過度に刺激し、又單に試験のために學習する弊あるの批難を免れず。

## 第四章 英國

### 第一節 學制

#### 學制の沿革

英國は他國の如く劃一の學制を立て、學校を監督することなかりしが、漸く第十九世紀半ばに至りて、始めて學制を定めたり。

英國の小學校は初め全く僧侶の掌れる所なりき。千六百九十八年に慈善協會起り、貧民子弟の爲に慈善學校を起こせり。同會のロバート、レークス(一七三五—一八一二)千七百八十年頃に日曜學校を創設し、千七百八十五年日曜學校保護獎勵會を組織したり。日曜學校にては専ら宗教教授をつとめ、普通教育をば施さざりしかば、普通教育は未だ甚だ振はざりき。第十九世紀に至り種々の學事會起これり。即ちこの



世紀の初めにあたりブリチッシュ協會及び國民協會(ナショナル、ソサイチー)なる者起こり、各學校を建て、普通教育の普及を圖りたり。今日英國に於いて設立せらるゝ小學校は、大抵此の二協會に本づくものとす。政府は從來初等教育に手を下さざりしが、二協會設立後、漸次之れを保護するに至れり。即ち千八百三十三年國會は始めて二協會に二萬磅(凡我が二十萬圓)の補助金を支出するを決せり。茲に於いて教育行政機關の必要を生じ、千八百三十九年中央政府に教育事務局を設け、評議委員及び視學官を置き、以つて補助金分配のことを掌らしめたり。然るに千八百六十年以後、兩協會の間に争を起こしたれば、學事を協會の手より奪ひて、市町村に歸すべしとの議起こり、遂に千八百七十年に至り始めて小學教育令を頒布して、學校區を

設け、學校監督廳(スクールボード)を置き、初等教育を施すに現存せる私立學校にて不十分なるときは、公立の小學校(ボードスクール)を新設し、學校税を集め、教師を選択し、且つ強迫教育を行ふ權利を與へたり。該教育令に於いては宗教教授に關しては、之れを兒童に強制せざることとなりしが、後に至りて學校監督廳は宗教教授について全く關せざることとなり、千八百七十六年學校出席督促委員を置き、何れの地方にも就學を強迫することとなり、千八百九十一年無授業料の法令を出し、各兒童に補助金を與へ、教授用具を交付することを得るに至れり。千九百二年の法令にて従前の學校監督廳を廢し、學校行政を地方團體、即ち郡參事會又は市參事會に委し、初等學校の教育の目的を確定したり。此の學校監督廳は凡べての小學校に法令の定めたる教授



現時の學制

小學校

を施さしめ、國家の補助及び學校税を公立私立の小學校に分與し、私立學校に於いても、宗教教授の外は之れを監督することゝなれり。要するに國民教育に國家的干涉を加へ、之れをして國家的事業をなすに進みつゝあるなり。

兒童は滿五歳より滿十四歳まで小學校に就學すべき義務あり。然れども英國は拔擢進級をなさしむるが故に、滿十二歳に達して、第一級の試験に及第したるものは就學を免除せらる。三歳より七歳までの兒童は幼兒學校に就學し、之れより本來の小學校に入る。又十二年以下の兒童は如何なる勞働にも使役することを得ず。小學校の教科目を必修科目・隨意科目とし、必修科目は讀書・書方・算術・裁縫(女兒)・圖畫(男兒)とし、隨意科目は唱歌・暗誦・圖畫(女兒)・地理・理科・歴史・家事(女兒)・代數・幾何等となす。宗教教授は全く學校にて授けずして、學

教員養成

校は宗教に獨立せんとするもの、これ今日猶爭議中なる英國の教育法案にして、同國教育の大問題なり。

教員養成は大いに他國と異なり。英國にはベル(一七五三—一八三二)及びランカスター(一七七八—一八三八)の兩氏出で、相互教授法を唱へたる以來、此の法大に行はれ、教員の養成にも亦此の法行はる。英國にて教員となるには先づ見習生となるを要す。之れ十三歳以上十六歳以下の男女にして、教員たらんとする志望を有するものにつきて、視學官之れを認許するなり。見習生は學校授業時數の半ば授業し、半ばは正教員より授業を受く。見習生より進みて教士となる。教士もまた一方に兒童の教授を擔任し、一方に高等なる學校に行きて授業を受く。教士となるには十五歳以上たるべく、教士となりて毎年試験を受け、第三年の試験を経れば



師範學校生徒となるを得、又助教員たるを得、而して師範學校の課程を履修し、試験に及第せば、正教員となることを得るなり。

師範學校

師範學校の修業年限は通例二箇年とす。入學者は十八歳以上にして、前記の試験を経たるもの又は其の他同程度と認められたるものとす。

中學校

中等教育の學校は全く國民の自由に任せ、政府は殆ど之れに干與せず。イートン・ハーロー等の中學校も亦私立にして、政府は小學の如くこれを監督せず。従ひて修業年限及び教科目等一定せず。

大學

大學も政府より一切干渉することなく、その經費は概ね基本財産よりの収入及び授業料によりて支辨す。オクスフォード・ケムブリッジ兩大學最も有名なり。

英國の教育は自然の發達に従ひ、政府は殆ど干渉せざりしが故に、統一なく、特に學制系統として一定の範を示すこと能はず。

第二節 教育の趨勢

英國國民は古來習慣を重んじ、個人の自由を尊ぶを以つて、其の習慣に従ひ、自由意志によりて人格を陶冶せしめんとす。故に教師の人格に重きをおき、家庭の訓練、宗教の感化及び學校の道德的訓諭と相まつて、品位の高尙にして、愛國の熱誠に富める國民を養成せんとせり。

英國の紳士を養成することを目的としたる有名なる中等學校の如きは、其の訓練法の整ひたる、世界中にて模範とすべき所なり。其の趣旨とするところは教師の監督指導の下



に團體的生活を營み、自治の組織を立て、共同的精神と個人的責任を重んずる念とを涵養するにあり。是れ十九世紀の前半期頃ラグビーの校長トーマス、アルノルド氏が考案創設したるより、英國内の各種の學校に普及したり。其の形式には種々あり。初等學校にては其の簡易なる者を用ふるに過ぎざれども、其の趣旨は少しも異なることなし。即ち二十人乃至三十人を以つて遊戯其の他の組を作り、生徒中に役員を設け、責務を盡さしめ、教師は其の間に伍して、其の首領となり、常に團體の理想を向上せしむることに注意するにあり。訓練を重んずること斯の如く大なりと雖、近來英國民は知識の價値を認むることを増し、教授の方面にも頗る注意を向け、改良進歩を圖ることに苦心し居るものゝ如く、又科學及び工藝に關する學科の普及改良を獎勵せり。

## 第五章 米國

### 第一節 學制

#### 學制の沿革

米國移住民は最初より個人の自由を尊び、政治上の獨立を得たるを以つて、地方分權主義を取り、行政上に於いても地方の權利を大にし、中央政府の監督權を減縮せり。今日の公立教育は十七世紀頃より始まりたるものなるが、移住民は就學の便を考へ、學區を設けて、各學區適宜に學校事務を處辨したり。然るに學區制は種々の弊害ありたるを以つて、之れを廢止せり。

現今中央政府には教育局あれども、教育上の統計を集め、之れを分配することのみを掌り。而して各州は教育事務を管理するの最上權を有し、中央政府は之れに干涉すること

#### 現時の學制



なし。州には公立教育の監督官あり。選舉或は任命により、教育事務を總轄す。其の下に學務局の議員を設けたるものあり。學務局の下に縣の監督官及び試験官あり。縣教育の視察及び教育行政事務を掌る。

現今就學義務を規定せる所は三十州と一地方(テリトリ)となす。學齡は通例三四歳より十八九歳に及ぶ。其の中六歳より十四歳までを義務教育年限とする處多し。小學校(コムモンスクール)を通例二部に分かつ。尋常小學校(プライマリースクール)及び高等小學校(グラママースクール)之れなり。修業年限は通例尋常小學校を四箇年とし高等小學校を四箇年とし、これを併置す。其の教科目は州によりて異なり。學校基本財産として學田あり。之れ千七百八十五年及び千七百八十七年に規定せられし所にして、此の法律に由れば、全國

師範學校

の土地の三十六分の一を學田とし、其の收入を以つて學費に充つるものとす。

師範學校も亦州によりて其の制を異にす。修業年限一箇年のものあり。二箇年・三箇年・四箇年のものあり。その入學者の資格は小學校卒業程度のものもあれば、又中學校卒業程度のものもあり。概して市立師範學校は州立のものに比すれば、程度高く、修業年限二箇年を通例とす。

中學校

專門學校

大學

中學校は小學校卒業生を入るゝ處にして、通例修業年限を四箇年とす。其の上に專門學校(カレッジ)及び大學(ユニバーシティー)あり。其の程度及び修業年限は區々にして一定せず。米國は上述のごとく各州に於いて其の制度を異にし、一定し難しといへども、次の如きものをその模式とす。



學校系統表

大學	4	3	2	1	4	3	2	1	4	3	2	1	4	3	2	1	2	1	滿六年
專門學校	4	3	2	1	4	3	2	1	4	3	2	1	4	3	2	1	2	1	滿四年
中學校	4	3	2	1	4	3	2	1	4	3	2	1	4	3	2	1	2	1	滿四年
國民學校	4	3	2	1	4	3	2	1	4	3	2	1	4	3	2	1	2	1	滿四年
幼稚科	4	3	2	1	4	3	2	1	4	3	2	1	4	3	2	1	2	1	滿四年

第二節 教育の趨勢

概説

米國の小學校は國民全般の兒童の共同に入學する所にし  
て、歐州諸國の如く中等教育を受くる者の最初より入學の  
道を異にするものとは、頗る其の趣を異にせり。故に米國民  
は一般に小學校に同情を表すること深く、當局者及び教育  
者にのみ一任せず、之れに熱心盡力す。中學校も之れと同じ  
く共和的精神行はれ、凡べての階級の者の就學する所にし  
て、共に授業料を徴收することなし。故に公立教育と云へば

凡べて無授業料を意味するに至れり。米國は歐州諸國と異  
にして小學校に富有の子弟就學し、中學校以上に於いては  
貧民の子弟も勞働に依りて學資を得、就學するもの少なか  
らず。又米國の小學校にては宗教教授を行はず、何れの宗派  
の兒童をも就學せしめ、朝の會及び言語・歴史の教授に密着  
して、隨時道德教授を行ふ。一般に男女共學にして、殆んど凡  
べての學科(女子の家政科及男  
兒の手工科を除き)は同様に教授す。又各國より移  
住する各國民の間にも區別を設けず、之れを米國化するこ  
とを學校(特に小學校)の主要なる任務とし、共同して教授す  
るを其の有効なる方便とせり。要するに米國の小學校は社  
會的階級・宗教男女・國民の區別等を顧みざるなり。  
米國は政治上法律上・社會上・人格の權利の貴きこと他に其  
の類稀れなる國柄なれば、教育上にては此の權利を尊重し



生徒の個性を顧みること甚だ強し。故に幼稚園に於ける玩具の選擇より、高等なる學校に於ける教科の自由選擇に至るまで、皆此の趣旨に出でざるなし。したがつて小學校にては、教師の人格は軽くして、學校の中心と認められず。却つて生徒の人格は重んぜらるゝも、亦同趣旨より起りたるものなり。されどかく教師が教育の中心と認められざるは、教師の多く女子たることも亦其の一因たらずんばあらず。米國の兒童は遺傳的に一般に決斷力と自信力とに富み、殊に生存競争激烈にして、何人も勤勉勞働するの事實を目撃するが故に、奮闘して自己を完成せんとするの刺激も強く、貧家の兒童と雖、自己の奮發勉勵に依りて、高貴の位置も得べからざるにあらずと信ずるなり。學校教育も亦生徒自信の念に依頼し、其の希望を迎へて、生徒自ら發展する機會を

手工科

與へんことを務む。されば生徒に命令すること少なくして、單に勸告するの態度を取り、懲罰の如きは概ね之れを用ひず、専ら兒童の個性發展を主とするが故に、一學級の生徒數多からず。小學校にては平均四十六七人なり。かく教師が生徒に及ぼす感化を主とせざるが故に、教授時間も少なく、平均一週廿五時間にして、休暇の日數多し。教授時間中に於いても生徒をして自ら爲さしむる事多く、概して教授時間の五分の一は課程表中にて生徒の自由なる學習に宛つ。教科の種類は歐洲諸國と大同小異なれども、手工科の如きは頗る其の趣を異にしたるものあり。蓋し手工科は米國にて最も民情に適ひたる教科にして、新進なる工業的人民には特に其の切要を感じたるなるべし。而して普通に所謂此の科の教育的價值を重要視するは勿論、之れに依りて身



體的・精神的諸力を調和的に陶冶せんとし、昔希臘教育の理想としたるものに近き理想を此の新世界に生ぜしめたるなり。故に米國にては自己の手を用ふることを知らざる者は、讀書に通ぜざるものと同等に、無教育者と見做され、又彼の近年盛んに設立せらるゝ手工中學校を普通陶冶を施す所と認むるも亦之れがためなり。

シカゴ大學教授デューエーは學校の生活を社會の小模型とすべきものとなし、其の附屬學校及びユロンピヤ大學の附屬學校に於いて其の方案を實驗せしめたり。氏は諸種の共同作業によりて共同生活の訓練を爲すべしと雖も、手工による共同製作を以て最も有効なりとし、其の方案中には特に之れを重視せり。此の意見はまたキルシンスタイネルによりて獨逸ミュンヘン市の學校に實施せられたり。かく學校に

教授方法

於いて共同作業を重んじ、引いて手工による共同製作を貴ぶは近來教育思想の一方面なり。教授上にては生徒をして自助の習慣を得しめ、自己の力を以つて知識を得る工夫を會得せしめんことを主とし、書物に重きを置き、教科書による方法最も廣く行はる。是れ新聞雜誌その他の書籍を讀むの必要あるによると雖、亦教師を教授の中心と認めざるによるなり。其の他教授をして實際的生活に適合せしめ、兒童の活動的衝動を刺激し、獨立自由に發表せしむることを務むる等は米國教育の殊に著しき點なり。



### 第四編 本邦維新以後の教育

#### 第一章 教育制度の發達

我が國古代に於いては儒佛二教をとりて、我が國文化の發達を助けしめ、而も我が國民性はよく之れを類化したり。王政維新は社會萬般の事業に一大變革を來し、中にも教育には大なる影響を及ぼしたり。即ち知識を世界に求め大に皇基を振起すべしとの聖旨に基づき、盛んに歐米の學術・技藝を採用し、又歐米の學制を模して、我が國の教育制度を定められたり。而してかの長所をとり、漸く發達するにしたがひて、之れを亦我が國民性に類化せり。今左に學制の變遷を叙述せん。

#### 學制の創定

#### 第一節 學制の頒布

維新(西洋紀元一八六八我が紀元二五二八)後數年の間は各藩をして從來の教育を繼續せしめ、各藩は從來のものに加ふるに歐米の實學を研究するに汲々たるに至れり。明治四年文部省をおき、全國の學事を統轄せしめ、ついで理事官を歐米に派遣して、學校制度を視察せしめ、又一方には明治五年七月に至り、始めて學制を定められたり。學制は佛國の制度によるところ多し、蓋し佛國の學制はナポレオンの統一のもとになれるものにして、我が國當時の如く全國を統一し、全く新制度を敷かんとするに當り、範をとるには最も適切なるものなればなり。然れども佛國學制のごとく初等・高等の教育は相通ずるところなきが如き例によらずして、全く初等・中等・高等は階



學區

段的となすこと、米國の制度の如くせり。これ從來一切の學制を廢し、全く革新的創設をなしたるが故にして、これ今日に於いても最も進歩したる學制系統を組織し得たる所以なり。學制に由れば、全國を大分して八大學區となし、每區に大學校一所を置く。又一大八區を分かちて三十二中學區となし、每區に中學校一所を置く。又一中學區を分かちて二百十小學區とし、每區に小學校一所を置く。かくして全國に八大學區、二百五十六中學區及び五萬三千七百六十小學區あり。而して大學區には督學局を設け、督學を置き、以つて區内の學事を監督せしめ、又中學區内には學區取締十名乃至十二三名を置き、一名に小學區二十或は三十を分擔せしむ。此の學區取締は専ら區内人民を勧誘して、務めて學に就かしめ、且つ學校を設立し、或は學校を保護し、其の費用の便用を計

監督

小學

ることなどを掌り、又一中學區内の學事の進歩を計る。一般人民の學に就くものは學區取締に届け出で、若し子弟六歳以上に至りて、尙學に就かしめざるものあらば、其の事由を學區取締に届け出でしむ。

學校は大學・中學・小學の三等に區別す。小學に尋常小學・女兒小學・村落小學・貧人小學・小學私塾及び幼稚小學の六種あり。幼稚小學は男女六歳未滿のもの、就學する處なり。小學私塾は小學教員の免狀あるもの、私宅に於いて教ふる處なり。貧人小學は貧人子弟の自活し難きものを入學せしむる處にして、其の費用は富者の寄附金を以つてす。依りて之れを仁惠學校とも稱す。村落學校は僻遠の村落にありて、教則を少しく省略して教ふる處なり。女兒小學は尋常小學教科の外に女子の手藝を教ふる處なり。尋常小學は之れを分かち



て上・下二等とす。下等小學は六歳より九歳まで、上等小學は十歳より十三歳までに卒業せしむるものとす。此の二等は男女共に必ず卒業すべきものとす。下等小學の教科は綴字・習字・單語會話・讀本・修身・書牘・文法・算術・養生法・地學大意・理學大意・各科溫習とし、上等小學の教科は、下等小學の教科に加ふるに史學大意・幾何の罫畫大意・博物學大意・化學大意を以つてす。尙土地の情況に依り、一二の外國語學・記簿法・畫學・天球學を加ふることを得。此の如く修身科は第六位におかるが如く當時専ら實學を重んじたり。これ次の時代に於いて道徳教育の獎勵おこる所以なり。

中學

中學は小學を経たる生徒に普通の學科を教ふる處にして、分ちて上・下二等とす。下等中學は十四歳より十六歳まで、上等中學は十七歳より十九歳までに卒業せしむるものとす。

大學

す。外に工業學校・商業學校・通辯學校・農業學校・諸民學校及び廢人學校などあり。

大學は高尚の諸學を教ふる専門科の學校にして、學科は大略分ちて理學・化學・法學・醫學及び數理學とす。

師範學校

此の外、小學校教員を養成する爲めに師範學校を置く。

聖諭

以上記する所は學制の大要なり。學制の頒布と同時に、大政官布告を以つて、其の主旨を明かにせり。是れ維新以後の教育の方針なれば、左に之れを掲げん。

人々自ら其の身を立て、其の産を治め、其の業を昌にして以つて其の生を遂るゆゑんものは、他なし。身を修め、智を開き、才藝を長ずるによるなり。而して其の身を修め、智を開き、才藝を長ずるは、學にあらざれば能はず。是れ學校の設けあるゆゑんにして、日用常行・言語・書算を初め、士官



農商百工技藝及び法律政治天文醫療等に至る迄凡人の營むところの事學あらざるはなし。人能く其才のあるところに応じ、勉勵して之れに従事し、而して後初めて生を治め、産を興し、業を昌にするを得べし。されば學問は身を立るの財本ともいふべきものにして、人たるもの誰か學ばずして可ならんや。夫の道路に迷ひ、飢餓に陥り、家を破り、身を喪ふの徒の如きは、畢竟不學よりしてかゝる過ちを生ずるなり。從來學校の設けありてより、年を歷ること久しと雖、或は其の道を得ざるよりして、人其の方向を誤り、學問は士人以上の事とし、農工商及び婦女子に至つては、之れを度外におき、學問の何物たるを辨ぜず。又士人以上の稀に學ぶものも動もすれば國家の爲にすと唱へ、身を立つるの基たるを知らずして、或は詞章記誦の末に趨

り、空理虚談の途に陥り、其の論高尙に似たりといへども、之れを身に行ひ事に施すこと能はざるもの少からず。是れすなはち沿襲の習弊にして、文明普ねからず、才藝の長ぜずして、貧乏破産喪家の徒多きゆゑなり。是の故に人たるものは、學ばずんばあるべからず。之れを學ぶに、宜しく其の旨を誤るべからず。之れに依つて、今般文部省に於いて學制を定め、追々教則をも改正し、布告に及ぶべきにつき、自今以後、一般の人民華士族農工商及婦女子必ず邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめん事を期す。人の父兄たる者、宜しく此の意を體認し、其の愛育の情を厚くし、其の子弟をして必ず學に従事せしめざるべからざるものなり。高上の學に至ては、其人の材能に在かすといへども、幼童の子弟は、男女の別なく、小學に従事せしめざるものは、其父兄の越度たるべき事。

但、從來沿襲の弊、學問は士人以上の事とし、國家の爲に



すと唱ふるを以つて、學費及び其の衣食の用に至る迄、多く官に依頼し、之れを給するに非ざれば、學ばざる事と思ひ、一生を自棄するもの少からず。是れ皆惑へるの甚だしきもの也。自今以後此れ等の弊を改め、一般の人民、他事を抛ち自ら奮つて必ず學に従事せしむべき様心得べき事。

師範學校の設立

學制の頒布に由り、教員養成の必要を生じ、明治五年九月舊昌平黌の跡に東京師範學校を設け、米人スコット氏を引き、て教師とし、米國の學校に模して小學教授法を授けたり。ついで六年八月、大阪・宮城に師範學校を設け、七年二月更に愛知・廣島・長崎及び新潟に之れを置き、三月又女子師範學校を東京に開けり。此れらは皆官立の師範學校なりしが、公立の師範學校次第に各府縣に勃興し來たれるより、十年二月愛

大學の設立

知・廣島・新潟の官立師範學校を廢し、十一年二月更に大阪・長崎・宮城の師範學校を廢せり。大學は明治十年四月東京開成學校と東京醫學校とを合はせて、東京大學となし、法・理・醫・文の四學部に分かつてり。

第二節 教育令の發布

學制の規定は劃一に過ぎ當時の經濟事情に適せざるものありて、實施するに不ばかりき。而して當時自由民權の思想漸く勃興し來たり、加ふるに西洋のフリーエヂュケーション(無謝儀教育)を自由教育と曲解して、教育上にも大いに自由主義を唱道し、學制を非難するに至れり。之れに由りて明治十二年九月教育令の發布あり。從來の大・中・小學區を廢し、町村をして小學校を設立せしめ、學務委員を置きて町村内

教育令



の學事を幹理せしむ。而してこの學務委員は其の町村人民の選舉する所とし、以つて大いに町村の自治に任せたり。又兒童六歳より十四歳に至る八箇年を以つて學齡とする。ことは學制に異ならざれども、就學義務期限を短縮して僅かに十六箇月となせり。小學校は普通の教育を兒童に授くる處にして、其の學科を讀書・習字・算術・地理・歴史・修身等の初步とし、土地の狀況に従ひて、毬・畫・唱歌・體操等を加へ、又物理・生理・博物等の大意を加ふ。殊に女子の爲に裁縫等の科を設くべしとす。

教育令は町村の自治に任せ、放任に過ぎたるを以つて、種々の弊害を生ぜり。茲に於いて明治十三年十二月更に**改正教育令**を發布せり。同令に由れば、各町村は府知事縣令の指示に従ひ、獨立或は聯合して其の學齡兒童を教育するに足る

改正教育令

べき一箇若しくは數個の小學校を設置すべく、父母後見人等は其の學齡兒童の教科三箇年の課程を卒らざる間、已むを得ざる事故あるにあらざれば、少くとも毎年十六週日以<sup>上</sup>就學せしめざるべからずとなす。

小學校教育綱領

小學校の學科は修身・讀書・習字・算術・地理・歴史等の初步とし、土地の情況に従ひて、毬・畫・唱歌・體操等を加へ、又物理・生理・博物等の大意を加ふ。殊に女子の爲に裁縫等の科を設くべしとす。明治十四年五月更に**小學校教則綱領**を定められたり。之れによれば、小學校を初等・中等・高等の三等とし、初等・中等を各三箇年、高等を二箇年通じて八箇年とす。師範學校も小學校に準じて初等・中等・高等の三科とし、高等師範學科は四箇年にして、その卒業者は小學各等科の教員たるを得べく、中等師範學科は二箇年半にして、その卒業者

師範學校



教育令

は小學中等科及び初等科の教員たるを得べく、初等師範學科は一箇年にして、その卒業者は小學初等科の教員たるを得べきものとす。

明治十八年また教育令の改正あり。然れども未だ實施せらるゝに及ばずして學校令は發布せられたり。

中學校

中學校につきては明治十四年中學校教則大綱を定め、中學科を分ちて初等・高等の二等とし、初等科の修業年限を四箇年とし、高等科の修業年限を二箇年とせり。

### 第三節 學校令の制定

明治十八年官制の大改革あり。森有禮氏文部大臣となり、歐米の教育制度を參酌して、翌十九年諸學校令を發布せり。即ち帝國大學令・師範學校令・中學校令・小學校令・諸學校通則是

小學校令

れなり。茲に於いて我が學制大いに整頓したり。

小學校令に由れば、小學校を分ちて高等・尋常の二等とし、別に小學簡易科を設けて、尋常小學科に代用することを得とし、その設置區域及び位置は府知事縣令之れを定む。而して小學校の經費は授業料及び寄附金等を以つて支辨するを主とし、其の不足額を區町村費より支出するものとす。學齡は兒童六年より十四年に至る八箇年とし、父母後見人等は其の學齡兒童の尋常小學科を卒らざる間は就學せしむる義務あるものとす。

師範學校令

師範學校令に由れば、師範學校を分ちて高等・尋常の二等とし、高等師範學校は國庫より、尋常師範學校は地方税より支辨す。後尋常の二字を削れり。森文部大臣は特に教員養成の事に注意し、生徒をして順良・信愛・威重の氣質を備へしむる



改正小學校令

ことに注意せり。  
 明治二十三年に至り、市町村制施行の結果、并に憲法施行の準備として、同年十月小學校令の改正あり。同令に由れば、小學校を尋常小學校及び高等小學校の二種とし、尋常小學校の修業年限は三箇年又は四箇年とし、高等小學校の修業年限は二箇年、三箇年又は四箇年とす。尋常小學校の教科目は修身、讀書、作文、習字、算術、體操とし、土地の情況に依り體操を缺き、又日本地理、日本歴史、圖畫、唱歌、手工の一科目若くは數科目を加へ、女兒の爲に裁縫を加ふることを得とす。高等小學校の教科目は修身、讀書、作文、習字、算術、日本地理、日本歴史、外國地理、理科、圖畫、唱歌、體操とし、女兒の爲に裁縫を加ふるものとす。土地の情況に依り、外國地理、唱歌の一科目若くは二科目を缺くことを得、又幾何の初步、外國語、農業、商業、手工

小學校教則大綱

現行小學校令

の一科目若くは數科目を加ふることを得とす、  
 學齡及び就學義務年限は前令と異ならず。小學校の經費は前令の主旨に反し、市町村費より支出するを主とし、授業料を市町村に屬する収入とせり。  
 明治二十四年十一月小學校教則大綱の發布あり。之れ主として普國小學校教則に倣ひて規定したるものなり。  
 明治三十三年八月更に小學校令を改正し、并にその施行規則を定めたり。此れを現行小學校法令の本據とす。此の小學校令は二十三年發布の小學校令と多少の差異あるも、大體に於いて舊令を踏襲したるものなり。さらに明治四十年にいたり、小學校令の一部及びその教則大綱を改正し、義務教育を六箇年とし、その尋常小學校の教科に歴史、地理、理科等を加へ、又手工教授を奨励するに至れり。然れども義務年限



中學校令

延長の外教育の本旨に異なるところなし。  
 明治十九年に發布せられたる中學校令に由れば、中學校を分ちて尋常高等の二階級とし、尋常中學校は修業年限五箇年にして、高等普通教育を授くる處とし、高等中學校は修業年限二箇年にして、大學の豫備的教育を施す處とす。明治二十七年高等學校令を發布し、高等中學校をば高等學校となし、専門學科と大學豫科とを併置せり。尋いで尋常中學校を中學校と改稱し、明治三十二年中學校令を發布し、明治三十四年其の施行規則を定め、以つて今日に至れり。然るに明治四十四年之れを改正して、高等學校を廢し、高等中學校を設け、中學校と合せて中等教育令を發布し、いづれも高等普通教育を施すものとし、大正二年度より實施せらるべかりしも更に延期せられたり。

高等學校令

中學校令

帝國大學令

大學に就きては明治十九年帝國大學令を頒布し、帝國大學は大學院及び分科大學を以つて構成し、分科大學を法科、醫科、工科、文科、理科とし、其の後農科を加へ、明治三十年に至り、新に京都帝國大學を設置せられ、明治四十年に至り、東北大學の設置せらるゝに至れり。

高等女學校令

高等女學校に關しては十九年發布の中學校令中に其の規定を設けたりしが、明治二十八年始めて高等女學校規定を定め、明治三十二年更に現行の高等女學校令を發布せり。該令によりて北海道及び各府縣に必ず高等女學校を設立すべきを規定したれば、此の時より女子教育は俄かに隆盛に赴けり。されど本令による高等女學校のみにては、土地の情況により未だ女子の高等普通教育として適切ならざるものあるが故に、明治四十三年實科を併置し又は實科高等女



實業學校令

學校を特設することとし本令を改正せり。又實業學校に關しては法令甚だ不備なりしが、明治三十二年に至り、實業學校令・工業學校規定・農業學校規定・商業學校規定・商船學校規定等發布せられ、法令一時に整頓せり。而して明治二十七年實業教育國庫補助法を規定せられし以來、各種の實業學校勃興し來たり、將來益發達せんとする傾向を有す。

專門學校令

明治三十六年に至り、勅令を以つて專門學校規則を公布せられ、高等の學術・技藝を教授する學校に關する規程を整理せられたり。

以上述べたる所に由りて、我が國維新以後の學制の發達は之れを三時代に劃すべきを知る。第一は學制時代にして明治五年より同十二年に至り、之れを模倣時代とす。第二は教育令時代にして、明治十二年より同十九年に至り、之れを互

省時代とす。第三は學校令時代にして、明治十九年より現時に至り、之れを自覺時代とす。かくて學制は漸く完備し、教育學術も亦發達せり。

三時代を通じて學制漸く完備するに至りしが、諸學校の設備もまた次第に發達せり。今之れを明かにせん爲に左の表を掲げん。

左表の數は官公私立を合したるものなり、十二年中學校數の多きは、女學校・英語學校などを含めるによる。

學校種類	年度	學校數	教員數	兒童又は生徒數
小學校	六 年(學制々定) 年(當初)	一一、五五八	二五、五三二	一一、四五、八〇二
	十二 年(教育令發布) 年(當初)	二八、〇二五	七一、〇四六	二二、三一五、〇七〇
	十九 年(學校令發布) 年(當初)	二八、五五六	七九、六七六	二、八〇二、六三九
	二十九 年(日清戰役後) 年(當終)	二六、八三五	七六、〇九三	三、八七七、九八一
	三十八 年(日露戰役終)	二七、四〇七	一〇九、九七五	五、三四八、二一三







へしめたり。然れども當時の教授法なるものは級教授の形式、或は齊唱の形式などまことに外形的事項にとゞまり、眞の教授の意義を學ぶには及ばざりき。又一方に米國人の著書を翻譯せしめ、之れを文部省に於いて刊行せり。即ちウィケルス・ハム氏の學校通論(明治七年箕作麟祥譯)ハート氏の學室要論(明治九年蘭人カステール譯)彼、日氏の教授論(明治九年蘭人カステール譯)那然氏の小學教育論(明治十年小泉信吉・四屋純三郎譯)塞兒敦氏の庶物指教(明治十一年永田健助譯)等之れなり。此れらの書は何れも教育上の心得を通俗に記述したるに止まり、未だ體系を備へたる教育學たるに至らず。

風 教育令時代の學

教育令時代に至り、ベスタロッチ・スペンサー諸氏の學說大に行はれたり。即ち須氏教育論(明治十三年尺振八譯)倍因氏

教育學(明治十六年添田壽一譯)如氏教育學(明治十七年有賀長雄譯)の諸書出で、實利主義の教育論大に行はれ、盛んに理科教授の價値を稱揚したり。又一方には若林虎三郎・白井毅兩氏の改正教授術(明治十六年編)出で、ベスタロッチの開發主義の教授法行はるゝに至れり。されど徒らに問答の形式を學ぶに汲々とし、觀念開發なる語が意外の誤謬を生じたることもありしが、前編に述べたる如く、ベスタロッチ・スペンサーの學說は稍體系を具へたるものにして、之れを米國風の教育說に比すれば、一段進歩せるものとす。かくの如く學制以來ひたすら歐米の教育法を輸入し、模倣するに専らにして、我が國固有の美風をも顧みざるに至りければ、文部卿福岡孝悌大いに之れを憂ひ、明治十四年小學校教員心得を發布して之れを誠飭せり。又翌十五年勅撰に



學校令時代の學風

係る幼學綱要を各學校に賜ひ、之れと同時に勅諭を下され、以つて本朝固有の道と支那の儒教とに由りて、德育を施すべきことを諭されたり。

學校令時代に至りてはヘルバルト派の學說最も行はる。明治二十一年帝國大學雇教師ハウスケネヒト氏あり、大いにヘルバルト教育學を鼓吹しければ、之れより同派の學說漸次我が國に行はれ、明治二十三年十月教育に關する勅語を下し賜ひ、我が邦固有の道德によりて教育すべきを諭し給へるに及び、スベンサー・ベーン等の實利主義益衰へヘルバルト派の德育主義大に行はるゝに至れり。近年またシユライエルマツヘル・ウイルマン等の社會的教育學を入れ、教育の社會的方面を説きて以つてヘルバルト派の短所を補へり。而して實科的知識及び技能も亦國民的道德的生

活をなすに必要な資質を附與するものとして重んぜらるゝに至れり。

ことに我が國民は對外種々の關係より我が國民の世界に於ける地位を自覺し、所屬社會中に於いても國家を第一位とすとの觀念隆盛となれり。而してその教授法のごときも始めはヘルバルト派の形式に拘泥して、教育令時代に觀念開發なる語が一種の誤謬をなしたるが如くに、形式的段階なる語が意外のあやまりを來したることあるも、今や既に之れを咀嚼したるのみならず、却つて我が國民の實驗を重んじ我が國特有の實際に適當ならしめんとす。方法的研究は實驗心理學の發達とともに近世の進歩にして、我が國亦決してその進歩に遅れざらんとす。佛國近代の哲學者オーギュスト・コント氏のいふ所によれば、智識發達には三階段を



認むべし。即ち第一は神學時代にして、總べての現象を神力として説明せんとし、一切の現象を靈妙なる超自然力に基づくものとす。第二は形而上學時代にして、抽象的觀念即ち主觀的思想を以つて萬般の事物に對せんとす。第三は實證時代にして、空理空論をはなれて、直接自己の經驗觀察を以つて基礎とし、萬般の現象とその結果とを研究せんとする是れなり。此の第三階段のものを科學といふ。上來西洋諸國及び我が國の教育思想を通觀するも、亦大要この發達の過程を履みしことを窺ふべし。されば教育に従事するものは、益、此の學を科學的智識及び其の研究方法によりて進歩せしめ、殊に教育は社會事業の一なるを以つて、諸般の社會現象に注意し、これをその研究の資料となして以て斯の學の大成を期せざるべからず。

社會的教育に二種の意義あり。一は個人を社會の一員として教育すべしといふ義にして、この場合に於いて教育の對象は**社會的資質**をそなへしむべき個人なり。これ學校教育のつとむるところのものなり。一は學校の外に於いて廣く社會は社會を教育すべしといふことなり。この意義に於いて學校は**社會教化の一機關**にすぎず。學校以外に於いて廣く社會を教育せんには、圖書館、博物館、動物園、植物園などの設備を要し、又文學、演劇、講談、新聞、雜誌の改良、飲酒、喫烟の節制、公德の養成など諸種の方面に注意せざるべからず。茲に於いて**社會改良**の方策を講ずるに至れり。又従つて教育と國家との關係を攷究し、教育事業を國家行政の重要部と見做し、行政學、經濟學等の補助によりて**教育制度**及び**行政法**を研究し、教育を以つて**國家教化機關**の主腦たるべき任務



を完くせしめんとするに至れり。

正修 近世教育史 終

大正三年一月廿四日	明治三十四年十二月十五日	明治三十四年十二月十五日	明治三十四年十二月十五日	明治三十四年十二月十五日
訂正	訂正	訂正	訂正	訂正
印刷	印刷	印刷	印刷	印刷
發行	發行	發行	發行	發行

正修 近世教育史  
定價 金六拾九錢



著者 小泉又一  
發行兼印刷者 大日本圖書株式會社  
右代表者 專務取締役 宮川保全

發行所

東京市京橋區銀座壹丁目廿二番地  
大日本圖書株式會社  
郵便振替貯金口座 東京二一九番  
各府縣下 特約販賣所



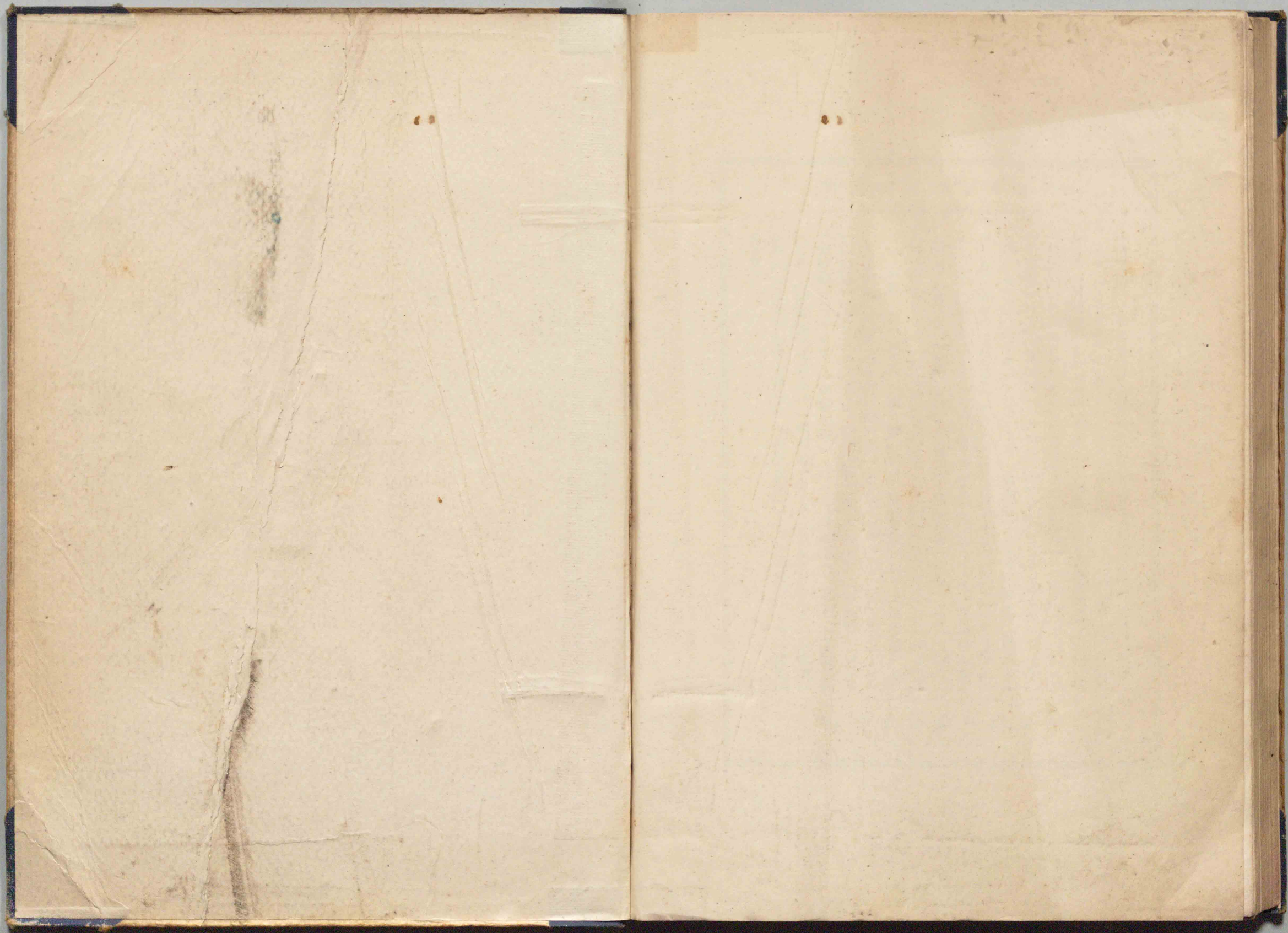
各府縣下特約販賣所

【東京府】丸善・青野・三友・文林堂・大倉・水野・林平・杉本・中西屋・文會堂・東京堂・  
 二松堂・勉強堂・有隣堂・良明堂・東海堂・松邑・十字屋・北隆館・森江【神奈川縣】弘集堂・  
 勉強堂【靜岡縣】吉見・三原屋・谷島屋【山梨縣】柳正堂【愛知縣】川瀬・永東  
 【長野縣】西澤・朝陽館・水琴堂・日新堂・盛文堂【群馬縣】煥乎堂【埼玉縣】高野  
 【千葉縣】多田屋【茨城縣】川又・明文堂【栃木縣】煥乎堂分舖・青木【宮城縣】  
 英華堂・金港堂【巖手縣】佐藤・文明堂【山形縣】八文字屋・盛文堂【秋田縣】  
 曙堂・藤島・東海林【青森縣】今泉・今泉支店・青霞堂【北海道】川南・富貴堂・魁文  
 舍・一二堂【新潟縣】北光社・日黒・覺張・高桑・萬松堂・萬松堂支店・野島【岐阜縣】  
 郁文堂・郁文堂支店【富山縣】中田・學海堂【三重縣】安屋・岩田【大阪府】  
 松村・三宅・柳原・今井【京都府】松田・若林【兵庫縣】熊谷・中井・竹内【奈良縣】  
 木原【石川縣】宇都宮【福井縣】品川【滋賀縣】廣田【岡山縣】竹内  
 【廣島縣】積善館・芸香堂【鳥取縣】尙文館・徳岡・今井【島根縣】川岡  
 【山口縣】超世館・日新堂・含英堂【香川縣】開文舍・開益堂【德島縣】靜壽堂  
 【愛媛縣】向井・土肥【和歌山縣】平安堂【長崎縣】五郎川【宮崎縣】  
 修進堂【佐賀縣】平井・牧川【福岡縣】金文堂・佐野・積善館・博文社【熊本縣】  
 長崎【大分縣】甲斐・中園・梅津【鹿兒島縣】吉田【沖繩縣】小澤【臺灣】  
 新高堂

大日本圖書株式會社

(大正三年十月調)







広島大学図書

2000034753

